

リそなグループ

Resona Group

ディスクロージャー誌 2012



リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、
お客さまの信頼に応えます。

変革に挑戦します。

透明な経営に努めます。

地域社会とともに発展します。

各ステークホルダーに対する
姿勢として具体化

りそなWAY (りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」

「りそな」は
お客さまとの信頼関係を
大切にします

株主と 「りそな」

「りそな」は
株主との関係を
大切にします

社会と 「りそな」

環境方針
「りそな」は
社会とのつながりを
大切にします

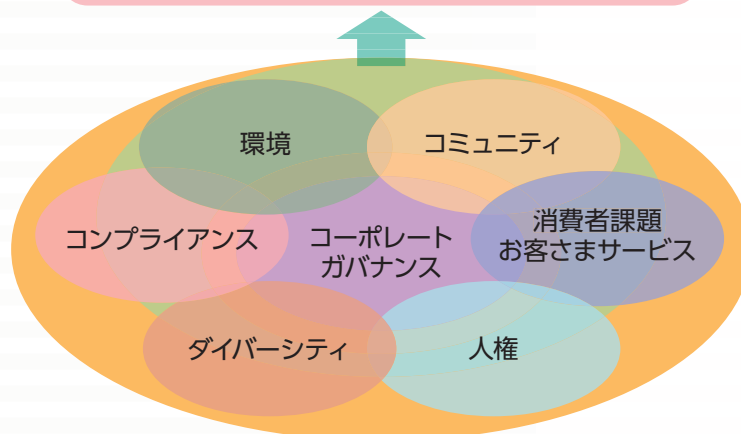
従業員と 「りそな」

「りそな」は
従業員の人間性を
大切にします

りそなグループCSR方針

「持続可能な社会づくりへの貢献」のために、
「企業の社会的責任」として、
7つの社会的課題に対する取組み方針をそれぞれ明確化したものです。

CSR経営 = 持続可能な社会づくりへの貢献



【7つの課題】

りそなグループ

経営理念、りそなWAY、CSR方針、目次	1
りそなホールディングス トップメッセージ	3
グループ銀行社長メッセージ	5
りそなグループの概況	7
公的資金完済に向けた展望	10
りそなグループ経営戦略	12
業績ハイライト	15
りそなグループのCSR(企業の社会的責任)	19
コーポレート・ガバナンス体制について	23
コンプライアンス体制について	29
リスク管理体制について	35
危機管理・業務継続体制について	58
自己資本管理体制について	60
内部監査体制について	62
グループ会社のご紹介	63
開示項目等	416
りそなグループネットワーク	441

りそなホールディングス

財務・コーポレートデータセクション	64
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	104

りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション	148
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	208

埼玉りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション	260
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	294

近畿大阪銀行

財務・コーポレートデータセクション	320
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	366
決算公告	406



RESONA

「りそな」に込めた私たちの思い

「りそな」は、ラテン語で「共鳴する、響きわたる」という意味を持ちます。お客さまの声に耳を傾け、共鳴し、響き合いながら、お客さまとの間に揺るぎない絆を築いていこうという思いを込めました。

シンボルマーク

ふたつのRは（りそな (Resona)）と、（地域 (Regional)）の共鳴を、全体を囲む正円は「安心感」「信頼感」を表現しています。

グループカラー

グリーンは「やさしさ」「透明」等を、オレンジは「親しみやすさ」「暖かさ」等を象徴しています。

りそなホールディングス トップメッセージ



取締役兼執行役会長

細谷 英二

取締役兼代表執行役社長

檜垣 誠司

皆さまには、日頃よりりそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災・原発事故などにより、年度前半の国内景気は一時的に落ち込みましたが、年度後半には概ね震災前の水準まで回復しました。震災に伴う復興需要という景気拡大の要因があった一方、海外経済の減速や円高進行などにより、日本経済を取り巻く環境は依然として不透明な状況にありました。

こうした環境下、2011年度のりそなグループ連結ベースの当期純利益は、不良債権処理費用や税金費用が減少したことなどにより、前期比935億円増益の2,536億円となりました。これは昨年11月にお示した業績予想を836億円上回る水準であり、8期連続での黒字計上となりました。2003年の公的資金注入以降、新しい銀行の創造、すなわち「真のリテールバンク」を目指して体質転換を進めた成果であると考えております。

この結果、残存する公的資金優先株の返済原資となる当社及び傘下銀行の利益剰余金は合算で1兆288億円となり、公的資金完済へ向け着実に前進しました。堅固なバランスシートと厳格な経費コントロールに裏打ちされた黒字経営を持続することで、高い健全性を維持しながら、早期に公的資金の完済を実現できるよう努めてまいります。

りそなグループは高齢社会に欠くことのできない「信託」機能をご提供できる「都市型スーパー・リージョナルバンク」として、しっかりとその責務を果たしていく必要があります。世代と世代をつなぐ信託ソリューションをシニアのお客さまにご案内する一方、若いお客さまには資産形成に繋がる多様な商品・サービスをワンストップでご提供してまいります。法人のお客さまが直面する経営課題に対しては、専門性の高い高度なソリューションを迅速にご提供し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

昨年8月に「ISO26000」に対応した「グループCSR方針」を制定しました。CSRは経営そのものであり、「CSR経営=持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、全てのステークホルダーの皆さまからご支持いただけるよう、従業員一人ひとりが日常業務を通じてCSR活動を実践してまいります。

りそなグループは、これからも透明性の高い経営を継続し、「真のリテールバンク」を目指し、お客さまとともに進化し、変革を続けてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2012年7月

株式会社りそなホールディングス

取締役兼執行役会長

細谷英二

取締役兼代表執行役社長

檜垣誠司

グループ銀行社長メッセージ

りそな銀行

皆さまには、日頃よりりそな銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2011年度の日本経済は、東日本大震災からの復興というテーマに取り組む一方、欧州債務問題やタイの洪水被害、円高の進行などもあり、不透明な環境が続きました。

こうした事業環境の中、りそな銀行の当期純利益は、前年度比817億円増益となる1,869億円となりました。これは、継続的な経費の削減に加え、与信費用や税金費用が減少したことなどによるものです。

りそな銀行は、メガバンクでも、地銀でもない、「お客様

にとって最も身近で、最も役に立つ銀行」を目指し、りそならしい差別化戦略を進めています。例えば、昨年度、お客さまのご要望を基に開発した『マンション修繕積立金信託』やお客さまのニーズを定型化したパッケージ型の『資産承継信託』のご提供を開始し、大変ご好評をいただいています。今後も信託業務を併営する商業銀行として、幅広いお客さまに「信託」という機能をご利用いただけるよう、商品ラインアップの拡充に努めてまいります。

また、昨年度に全店で導入が完了した「新営業店システム」など、お客さまの利便性向上と業務効率化を両立させる

埼玉りそな銀行

皆さまには、日頃より埼玉りそな銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

昨年度以降の埼玉県経済は、東日本大震災からの復興需要や個人消費の回復、住宅着工の増加など持ち直しの動きが見られていますが、足元では欧州の財政問題等を背景に円高や株価低迷など一部に先行き不透明な状況も現れてきております。

こうした状況下、経済の一層のグローバル化や少子高齢化の進展等もあり、お客さまを取り巻く環境はますます多用かつ複雑に変化しております。地域金融機関として、

こうした変化を踏まえ、「お客さまとのリレーションの一層の深化」、「お客さまニーズを起点とした営業スタイルへの変革」を改革の柱とした『一段上のリレーションシップバンク』の実現に向け取り組んでおります。

法人のお客さまに対しましては、経営者の皆さまから経営課題をじっくりお聞きし、円滑な資金提供はもとより、海外進出や経営改善など幅広いニーズに対し、信託をはじめとする各種ソリューション機能を活かし積極的に課題解決に取り組んでおります。

個人のお客さまに対しましては、社員のコンサルティング

近畿大阪銀行

皆さまには、日頃より近畿大阪銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

昨年は東日本大震災や欧州危機に端を発する世界経済の減速など非常に厳しい1年となりました。

今年に入っても経済環境の不透明感は続いており、従来以上に銀行の社会的役割は高まっていくものと考えております。

近畿大阪銀行では、このような厳しい環境の時にこそ、お客さま目線に立ったサービス・ご提案をお届けできるよう取り組んでまいりました。

昨年7月にはお客さまのさまざまなニーズに対して現場に一番近いところで、迅速に意思決定を行っていただく「地域運営」を導入致しました。

この「地域運営」を活用し、情報リレーション活動を通じたアジアビジネスサポートやビジネスマッチング、りそなグループならではの信託機能を活用した遺言信託など各種ご提案を通じて、1人でも多くのお客さまと「one to one」の関係を構築することで、課題解決や夢の実現に貢献してまいります。

また今年の7月7日には、「うめだプラザnanoka」を新設いたしました。従来の営業時間内にご来店が難しい個人

業務改革も続けています。

りそな銀行は、こうした取組みによりお客さまとの関係を深め、より多くのお客さまに「りそなファン」になっていただくことで、お客さまと共に成長を続ける「真のリテールバンク」を目指してまいります。

引き続き、皆さま方の一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2012年7月

株式会社 りそな銀行
代表取締役社長

岩田 直樹



グ能力の向上に努め、ライフイベントに応じた最適なサービスのご提供を通じて、豊かな人生設計実現のサポートに注力しております。

これからも「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を目指し、役職員一丸となって、皆さまのお役に立てるよう全力で取り組んでまいります。

引き続き、一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2012年7月

株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長

上條 正仁



のお客さまにも相談をいただけるよう平日夜間や休日の営業も行っております。

近畿大阪銀行はこれからも「face to face」で地元関西の皆さまの課題解決に努め、最も信頼いただける金融機関を目指して、全社員で取り組んでまいります。

皆さまにおかれましては、一層のご愛顧、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年7月

株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長

池田 博之



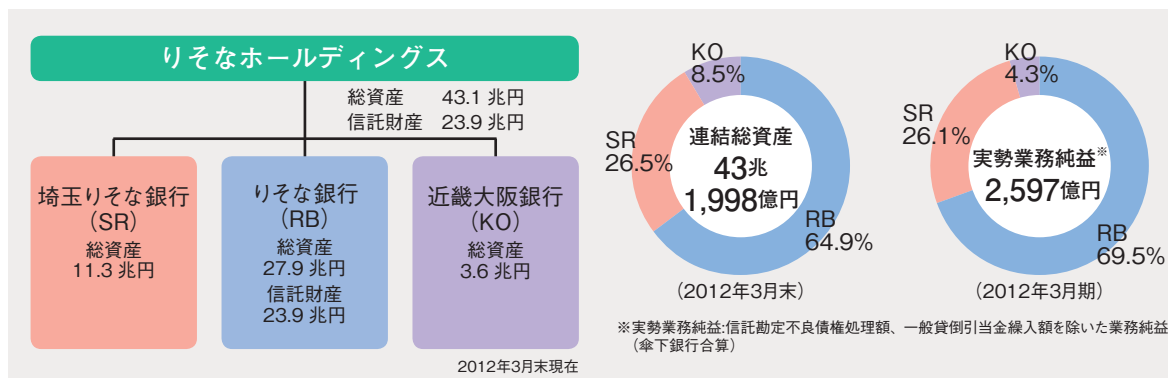
りそなグループの概況

りそなグループについて

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行を持つ、総資産約43兆円、信託財産約24兆円を有する金融グループです。フルラインの信託・不動産業務を展開し、グループの中核である「りそな銀行」、埼玉県で圧倒的なシェアを誇る「埼玉りそな銀行」、近畿を中心に128の有人店舗を展開する「近畿大阪銀行」が相互に連携し、地域に密着した高度なサービスのご提供とコスト優位性を両立する「真のリテールバンク」を目指しております。

玉りそな銀行」、近畿を中心に128の有人店舗を展開する「近畿大阪銀行」が相互に連携し、地域に密着した高度なサービスのご提供とコスト優位性を両立する「真のリテールバンク」を目指しております。

<りそなグループの概要>



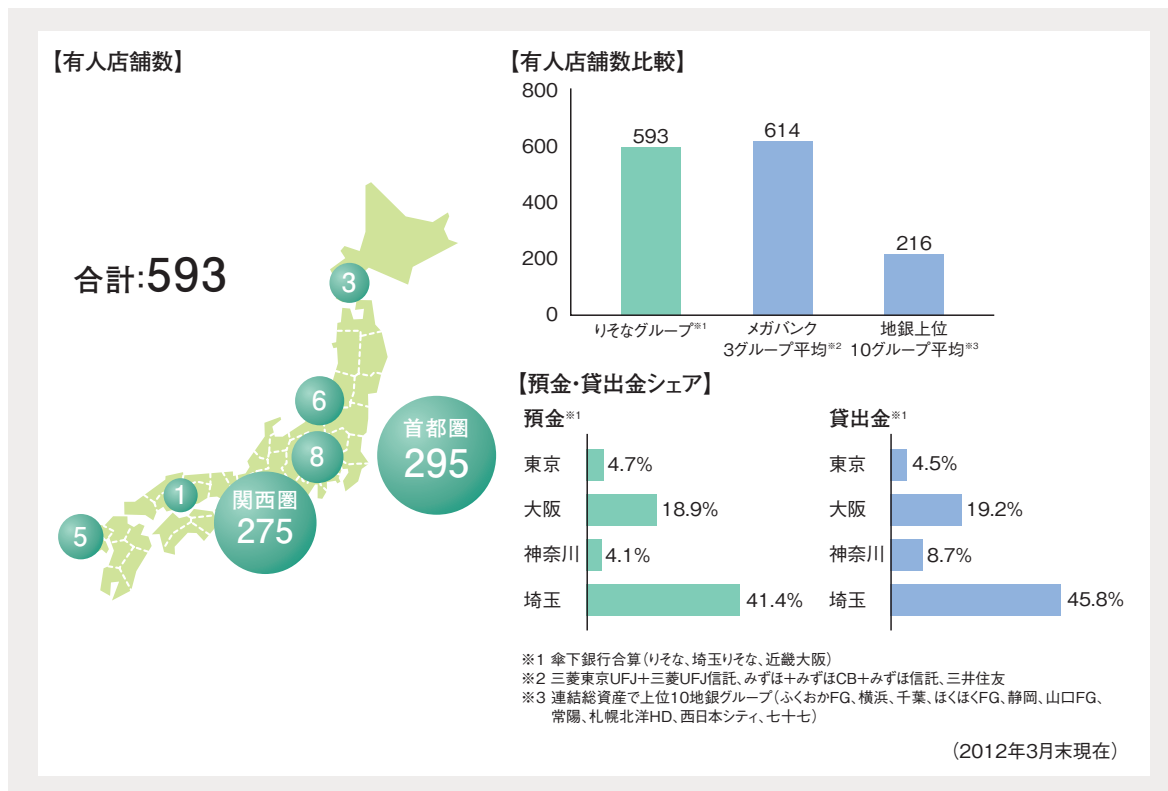
りそなグループの比較優位性

(1) 強固な営業基盤

りそなグループは、経済活動や人口が集中する首都圏及び関西圏においてメガバンクに匹敵する店舗網を構築し、強固な営業基盤を確立しております。特に埼玉

玉県における預金・貸出金の市場シェアは40%を超えるほか、大阪府でも20%近いシェアを獲得しております。

<りそなグループの営業基盤>



(2) スケールメリットによる効率性の確保

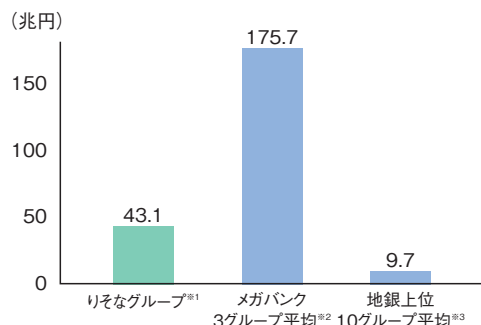
りそなグループの総資産は約43兆円で、主要な地方銀行と比べ、規模の利益を追求可能なスケールを有しております。また、リテール業務に特化した銀行であ

りながら、メガバンクグループや上位地銀と比較しても優位性のある経費率の水準を実現しております。

<スケールメリットによる高い効率性>

【連結総資産】

■総資産43兆円を有する日本で第4位の金融グループ



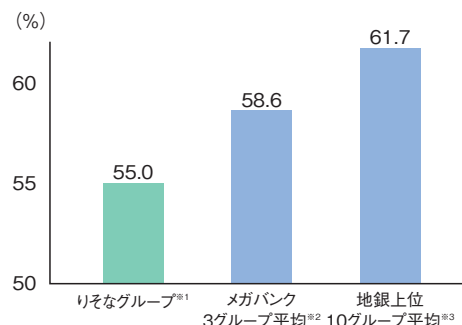
※1 りそなHD

※2 三菱UFJFG、みずほFG、三井住友FG

※3 連結総資産で上位10地銀グループ(ふくおかFG、横浜、千葉、ほくほくFG、静岡、山口FG、常陽、札幌北洋HD、西日本シティ、七十七)

【連結営業経費率】

■高いオペレーションの効率性を実現



(2012年3月期)

(3) リテールバンキング業務への集中

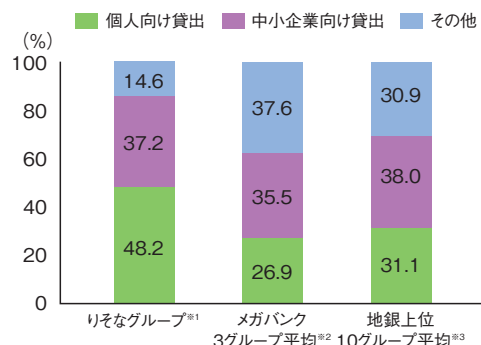
貸出金は、80%以上が個人と中小企業のお客さま向け、預金は、60%以上が個人のお客さまで占められ、

リテール業務に軸足を置いた貸出金・預金構成となっております。

<リテールバンキング業務への集中>

【貸出金構成(国内業務)】

■リテールに特化した貸出金ポートフォリオ構成



※1 傘下銀行合算(りそな、埼玉りそな、近畿大阪)

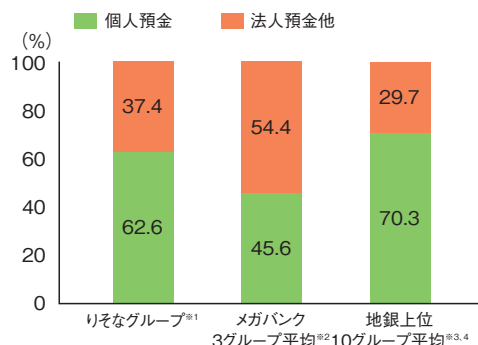
※2 三菱東京UFJ+三菱UFJ信託、みずほ+みずほCB+みずほ信託、三井住友

※3 連結総資産で上位10地銀グループ(ふくおかFG、横浜、千葉、ほくほくFG、静岡、山口FG、常陽、札幌北洋HD、西日本シティ、七十七)

※4 一部非開示のグループを除く

【預金構成(含む譲渡性預金)】

■60%以上を個人預金で構成



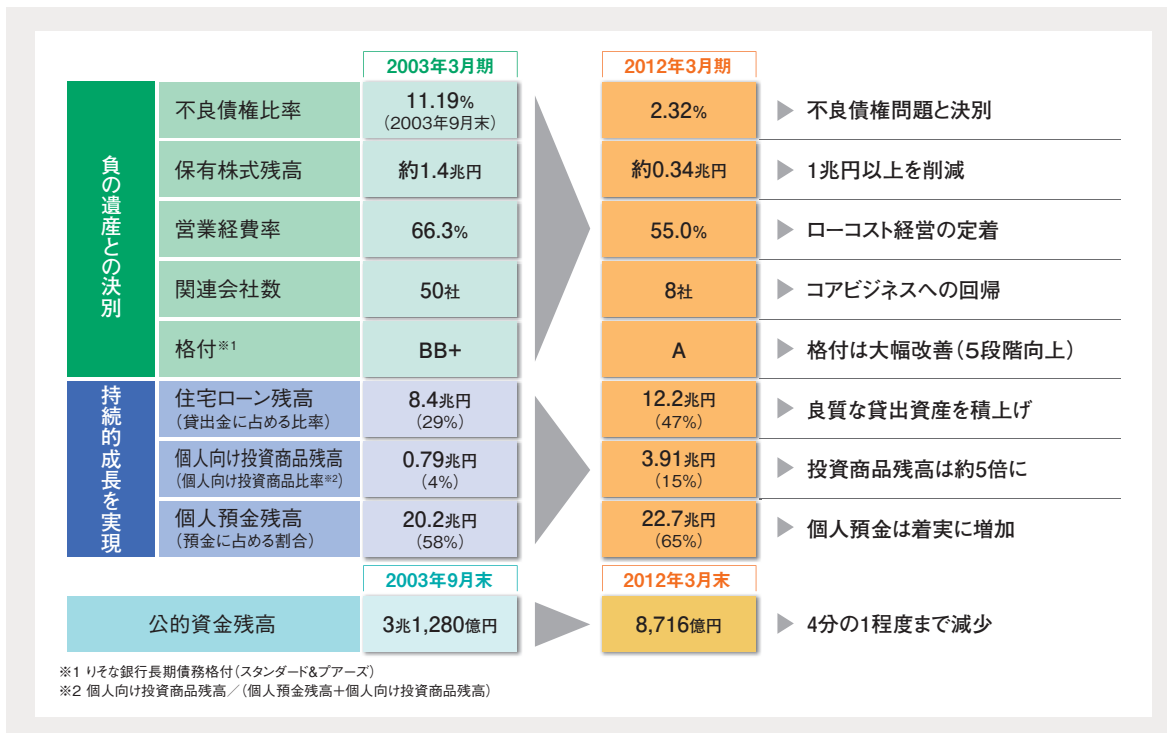
(2012年3月末)

りそな改革の成果及び財務健全性

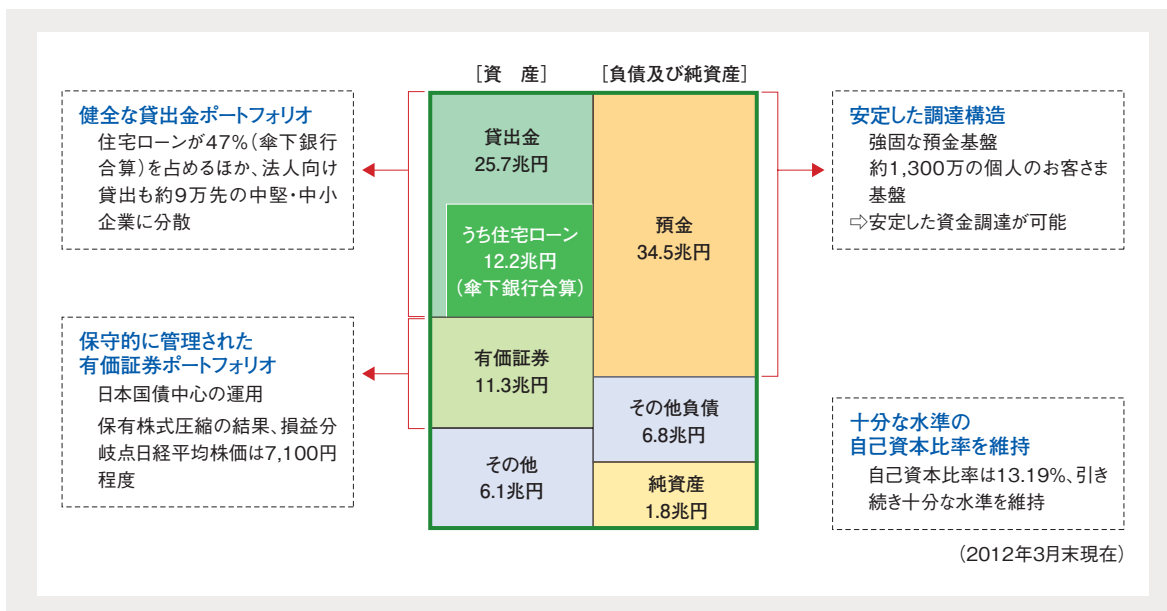
2003年の公的資金注入以降、「りそな改革」に取り組んでまいりました。リテール業務を中心に本来の銀行業務に特化し、持続的な成長に向けた経営体制を構築しております。また、住宅ローンと中堅・中小

企業のお客さまを中心とする分散の効いた良質な貸出ポートフォリオと保守的に管理された有価証券ポートフォリオにより、ダウンサイドリスクの少ない健全な財務体質を維持しております。

<りそな改革の成果>



<連結バランスシート>



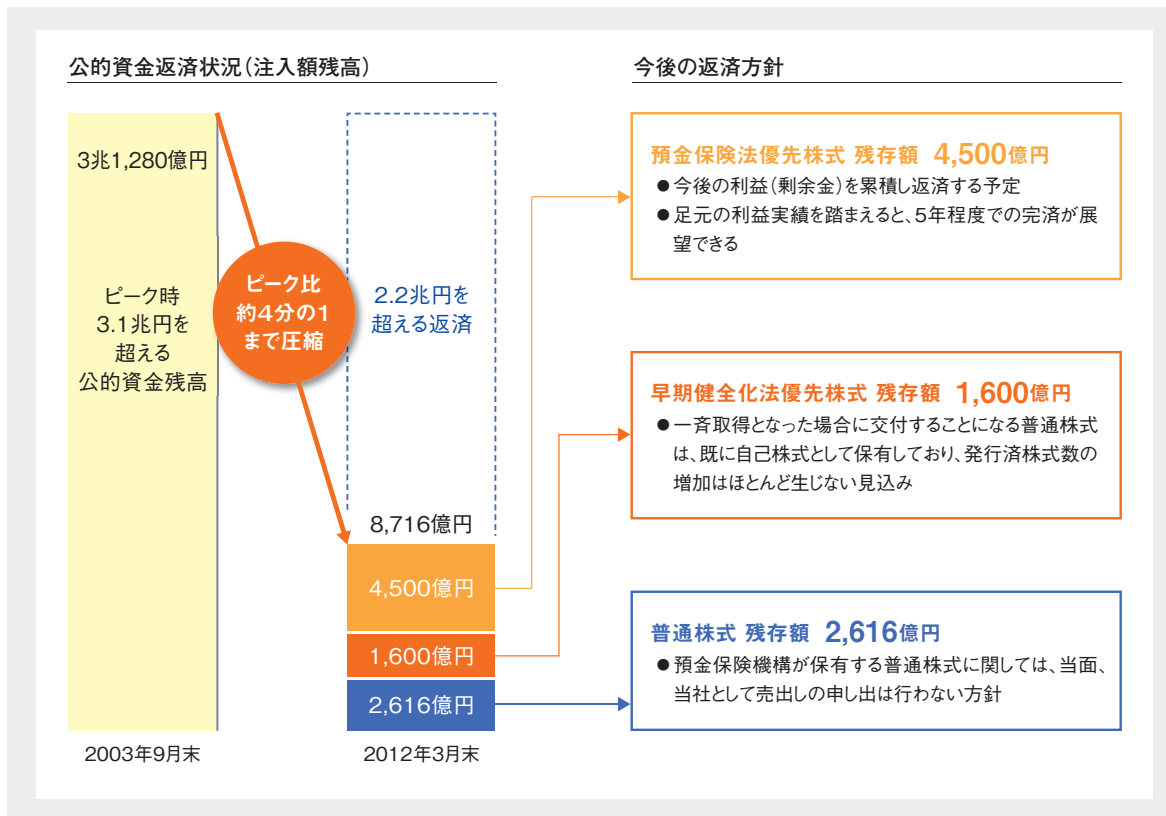
公的資金完済に向けた展望

公的資金の返済状況

りそなグループは、2003年の預金保険法による公的資金の注入以来、再生に向けた改革に取り組み、経営努力を重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資

金の早期返済に注力してまいりました。この結果、これまでに総額2兆2,563億円の公的資金を返済し、残る公的資金はピーク時の約4分の1となる8,716億円まで減少しております。

<公的資金返済状況と今後の返済方針>



りそな資本再構築プラン(2010年11月公表)

財務基盤を普通株中心の分かりやすい資本構成に再構築し、新たな自己資本比率規制強化(バーゼルⅢ)を踏まえた将来的な資本の質を確保するとともに、公的資金完済への展望を提示しました。本プランに基づき、2011年1～5月にかけて以下の施策を実施しました。

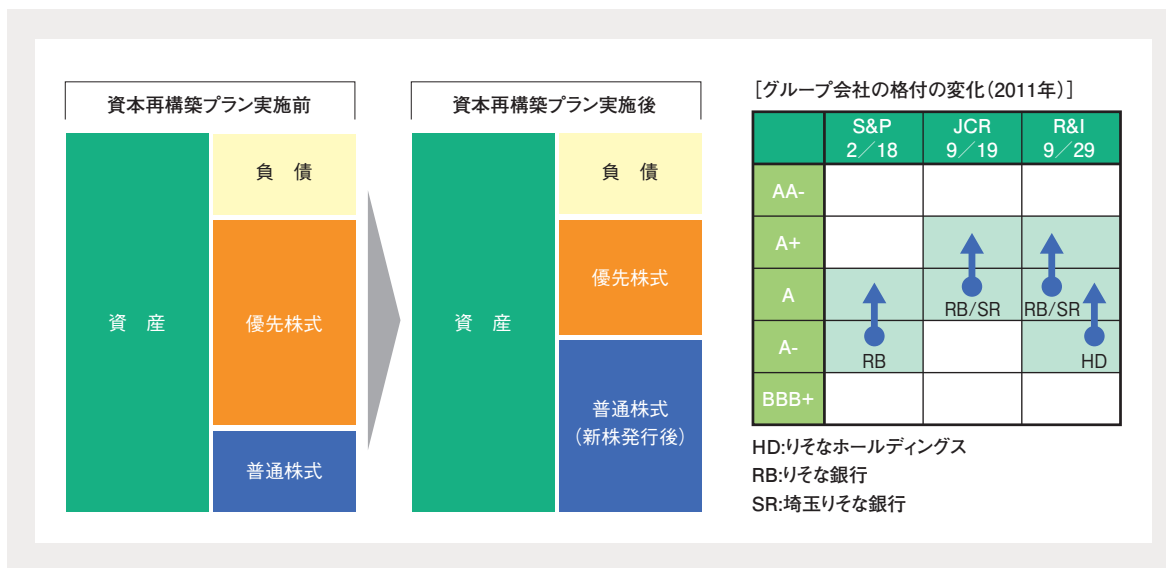
- (1) 公募等普通株式発行による資本調達(払込金額の総額5,477億円)
- (2) (1)の資金及び剰余金を活用した8,135億円(注入額ベース、以下同じ)の預金保険法優先株式返済

- (3) 年間普通配当の2割増額(1株あたり10円から12円)を決議

以上により、2010年8月の預金保険法優先株式4,000億円の返済と合わせ、2011年3月期において総額1兆2,135億円の返済を行いました。

本プラン実施により、資本の質が大幅に向上していることや財務の健全性等が評価され、格付機関の格付けが向上しております。

<資本構成の変化イメージ>



中長期的な配当方針

りそなグループは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。

なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

自己資本規制強化(バーゼルⅢ)への対応方針

りそなグループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準(第二基準)の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準(第一基準)を意識した自己資本運営を行います。

また、現在検討されている新たな自己資本規制強化

(バーゼルⅢ)においても、十分な自己資本の水準を維持すべく対応してまいります。

なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客さまに対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

りそなグループ経営戦略

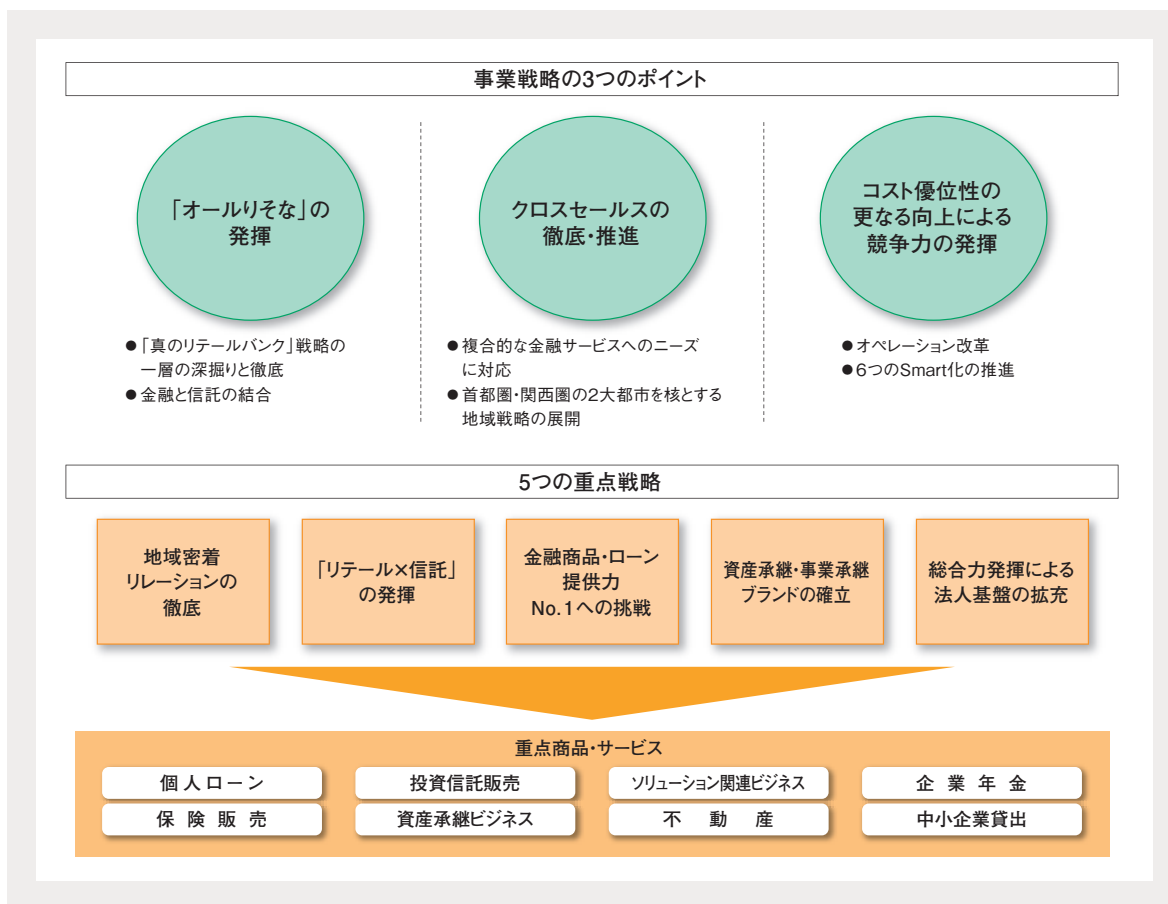
「真のリテールバンク」を目指します

金融サービス企業として他の追随を許さない、リテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立してまいります。

りそなグループは、「事業領域の選択と集中」により、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを

実現するとともに、このビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」により、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指します。

<事業戦略の3つのポイントと5つの重点戦略>



りそなグループの商品・サービスのご紹介

りそなの「商品」

りそなの「個人向け信託商品」

「リテール×信託」に取り組み、お客さまに選んでいただける数多くの信託商品をご提供しています。

承継関係の商品	その他の商品
※信託商品の一例です。 将来や万一に備えたい 遺言信託 資産承継信託 円滑に事業を承継したい 自社株承継信託	りそな独自の リテール向けの新たな運用商品 実績配当型金銭信託 『信託のチカラ』 将来の医療費などの そなえに 資産承継信託パッケージ型 『わたしのおまもり』 分譲マンションの将来の改修のために マンション修繕積立金信託 寄附による社会貢献のために 特定寄附信託『応援の絆』 後見人の財産管理をサポート 後見制度支援信託

※各商品のご利用時には所定の手数料や信託報酬を申し受けます。なお、商品によっては相場変動などにより元本の欠損が生じるおそれがあります。また、審査によりご希望に添えない場合がございます。(りそな銀行)

りそなの「住宅ローン」

50万人を超えるお客さまが、りそなの住宅ローンをご利用中です。

住宅ローンは りそなの強みです。

住宅ローン残高が大幅に増え、
良質な貸出資産を積み上げてい
ます。

■住宅ローン残高の比較
(貸出金に占める比率)

時期	残高 (兆円)	比率 (%)
2003年3月期	8.4	29%
2012年3月期	12.2	47%

多彩な商品をご提供しています。

通常の団体信用生命
保険よりも引受範囲
を拡大
ワイド団信プラン



女性の素敵な決断を
応援する住宅ローン
**女性向け専用
住宅ローン**



「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」と
診断されると
保険金が
支払われます。
**3大疾病保障
特約付住宅ローン**



省エネ・エコロジーを応援する
**各種住宅ローン
各種リフォームローン等**



**住宅ローン専門拠点の
土日営業を拡大しています。**

平日にご来店いただけないお客さまのために、土日
に営業する拠点を順次増やしています。

住宅ローンをご利用いただいているお客さまへの便利でおトクなサービスがあります。

お買物などにご利用いただける、り
そなの「クラブポイント」をプレゼン
トいたします。



インターネットバンキングからの、住宅ロ
ーン一部繰上返済に関わる繰上返済
手数料は無料です。
※保証料の戻しが発生する場合には、保証会社手数料と振込
み手数料がかかります。



教育ローンなど、各種ローンの金
利割引サービスを実施しています。



りそなの「サービス」

りそなの「手数料」、「営業時間」

お客さまの視点で手数料や営業時間の改革を行い、独自のサービスをご提供しています。

Service
1

ATMの
利用手数料が
いつでも0円

※りそなグループのキャッシュカードを
りそなグループのATMで利用した場合。
※お振込みには所定の手数料がかかります。
※ATMのご利用時間は店舗により異なります。

Service
2

りそな銀行
埼玉りそな銀行
窓口は、
**平日17時まで
営業**

Service
3

個人のお客さま向けの
ネット・電話※なら
りそなグループ宛の
振込手数料はなんと0円

※ネット：インターネットバンキング
電話：テレフォンバンキング

りそなの「店舗」

次世代型店舗スタイルやコミュニケーション端末を活用して、お手続きのシンプル化とサービスの向上を図ってまいります。

次世代型店舗

お客さまのご相談スペースを倍増、
銀行の事務スペースを半減

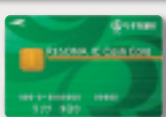


クイックナビ

コミュニケーション端末

生体認証ICキャッシュカードとタッチパネル
の利用で従来より「安心」「便利」に

通帳・印鑑のご
持参や面倒な
書類記入が不
要になりました。



代表的な例についてご紹介しています。
銀行・店舗によって一部構成が異なる場合があります。



りそな銀行

セブンデイズプラザうめきた

大手行初、365日年中無休の
店舗が4月1日にオープン。

土・日・祝
もオープン

年末年始も
無休

夜7時まで
営業

「セブンデイズプラザうめきた」
(大阪梅田のヨドバシ梅田ビル地下1階)

近畿大阪銀行

うめだプラザnanoka(なのか)

土・日・祝も営業を行う店舗を
7月7日にオープン。

※年末年始、GWは除きます。

「家計の見直し相談」などの他、さまざまなご相談を無料で行います
(事前予約制)。一般の窓口業務と一部異なります。

海外進出のサポート

アジア経済の成長に伴い、りそな銀行に「アジアビジネス推進センター」を設置している他、連結子会社であるP.T.Bank Resona Perdania (りそなブルダニア銀行)を活用し、アジア地域を中心とするりそなグループのお客さまの海外展開ニーズへお応えしております。

また、現地での日常的な銀行取引は、支店数や現地での情報、ノウハウが多い提携金融機関を通じて、利便性の高いサービスをご提供しております。

<海外駐在員事務所(りそな銀行)・りそなブルダニア銀行>



業績ハイライト

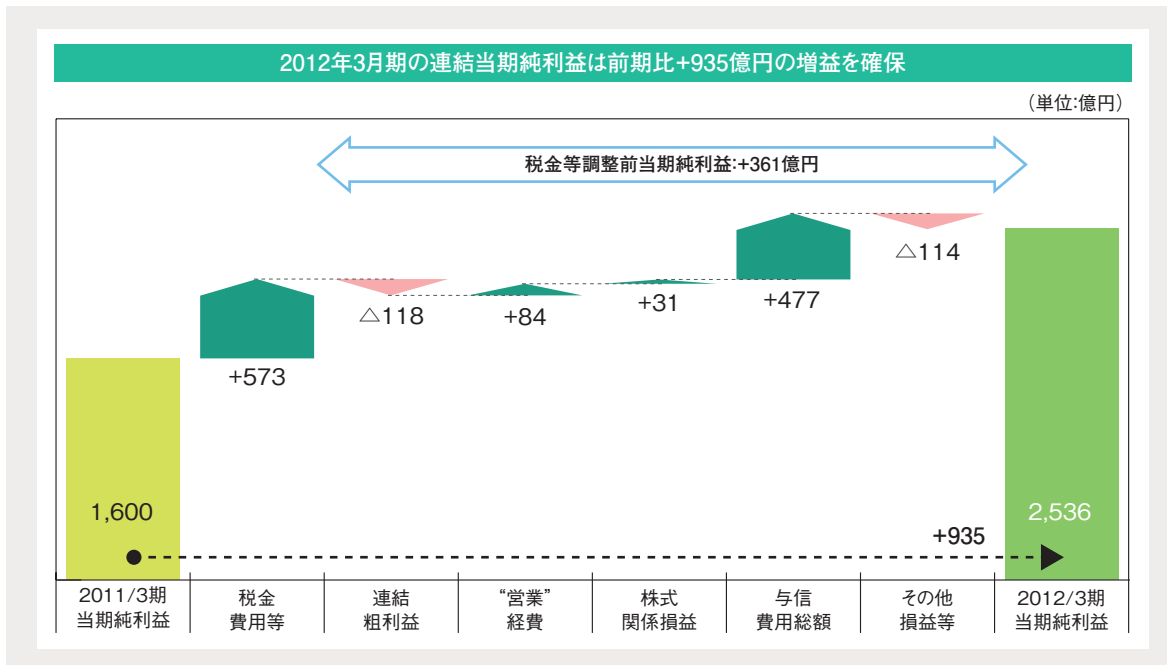
2012年3月期の損益状況

2012年3月期のりそなホールディングス連結の当期純利益は、前期比935億円増益の2,536億円となりました。増益の大宗は与信費用総額と税金費用等の減少によるものです。与信費用総額は、新規発生が低水準であったことに加え、一般貸倒引当金が戻入となったこと等から、前期比477億円減少、税金費用等は、

貸倒引当金に係る税効果見直し等により前期比573億円減少しました。

連結粗利益は、利回り低下による資金利益減少を主因に前期比118億円の減益となる一方、営業経費は、ローコスト運営の徹底により、前期比84億円減少し、営業経費率^{※4}は55.0%へと改善しております。

<りそなホールディングス連結当期純利益の増減分析>



<2012年3月期の損益概要等>

(単位:億円)

	りそなホールディングス 〈連結〉		連単差 (A) - (B)	傘下銀行単体合算		うち		
	(A)	2011/ 3期比		(B)	2011/ 3期比	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
粗利益[連結/業務]	6,552	△118	+565	5,986	△70	4,031	1,435	519
資金利益 ^{※1}	4,639	△201	+97	4,541	△169	2,813	1,280	448
うち国内預貸金利益	/	/	/	4,050	△166	2,536	1,106	407
信託報酬	234	△24	—	234	△24	234	—	—
役務取引等利益 ^{※2}	1,196	△11	+462	734	+4	549	127	56
その他業務粗利益	480	+119	+4	475	+119	433	27	14
実勢業務純益	/	/	/	2,597	△2	1,805	678	114
"営業"経費	△3,609	+84	△183	△3,425	+74	△2,231	△773	△420
株式関係損益	23	+31	+1	22	+39	11	9	1
与信費用総額 ^{※3}	△138	+477	△93	△44	+323	60	△43	△61
その他損益等	△95	△114	+15	△111	△117	△87	△13	△9
税引"前"当期純利益	2,732	+361	+306	2,426	+249	1,784	613	29
税金費用等	△196	+573	△164	△32	+640	85	△253	135
税引後当期純利益	2,536	+935	+141	2,394	+889	1,869	359	165

※1 資金利益

貸出や有価証券運用などによる収入から、預金利息などの費用を差し引いた収支のことです。

※2 役務取引等利益

投資信託の販売やお振込、不動産仲介など、サービス提供の対価としてお客さまから頂く手数料収入のことです。

※3 与信費用総額

貸出金などに対する貸倒引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。貸倒引当金の戻入や償却債権取立益をネットした計数を表示しています。

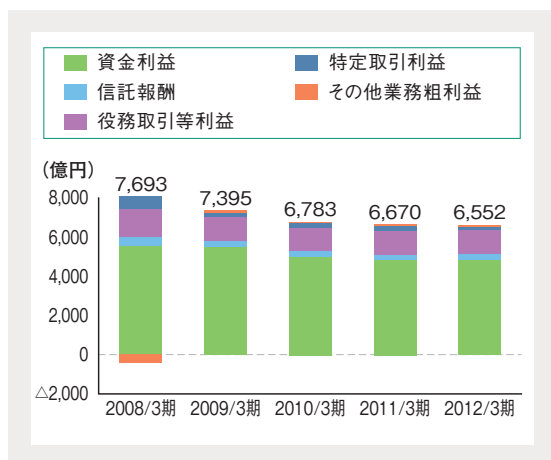
※4 営業経費率

連結粗利益に占める営業経費の比率のことです。効率性を示す指標の一つで、比率が低いほど効率的であることを示します。

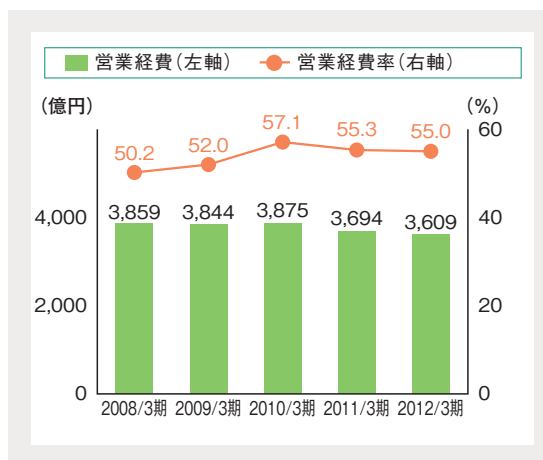
りそなグループの事業概況

業績推移

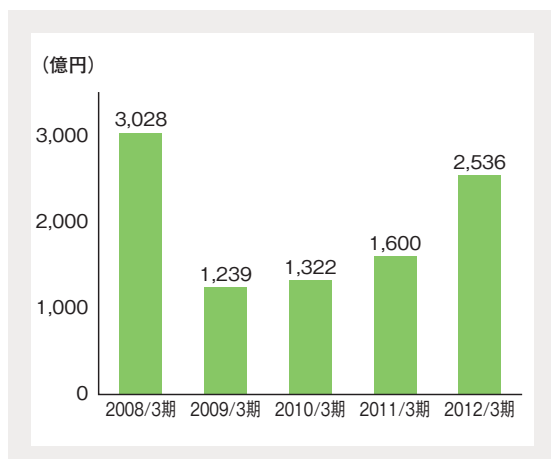
<連結粗利益>



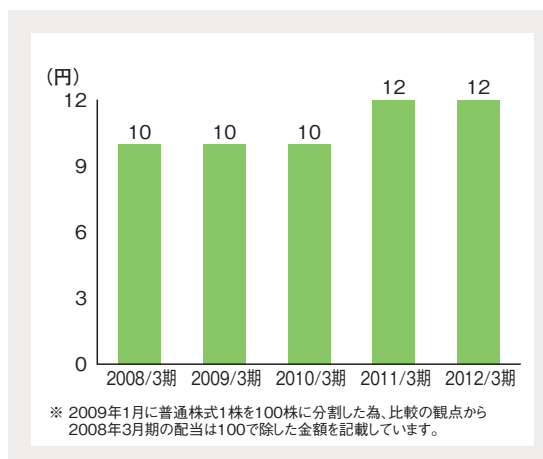
<連結営業経費>



<連結当期純利益>



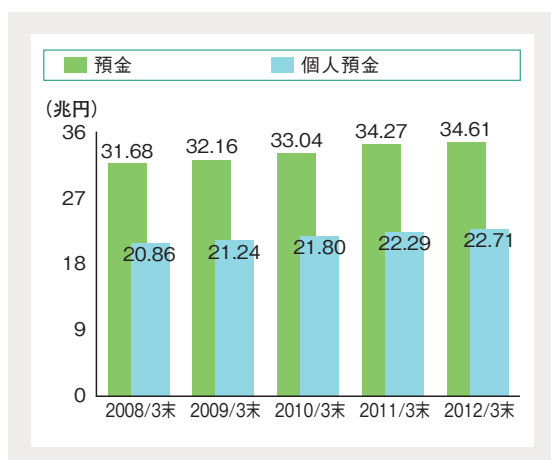
<普通株式1株当たり年間配当金>



預金・貸出金の状況

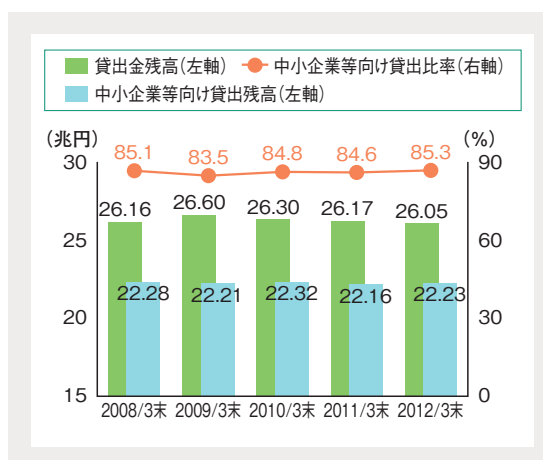
<預金残高> (傘下銀行合算)

預金は増加トレンドを継続しています。



<貸出金残高> (傘下銀行合算)

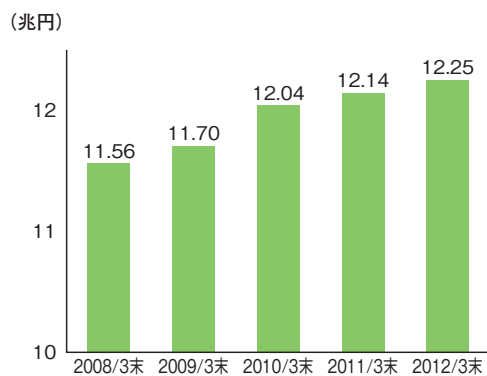
中小企業等向け貸出は前期比増加しました。



重点ビジネスの状況

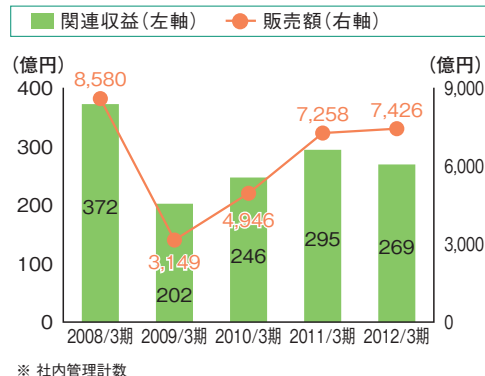
<住宅ローン残高> (傘下銀行合算)

住宅ローン残高は引き続き増加しました。



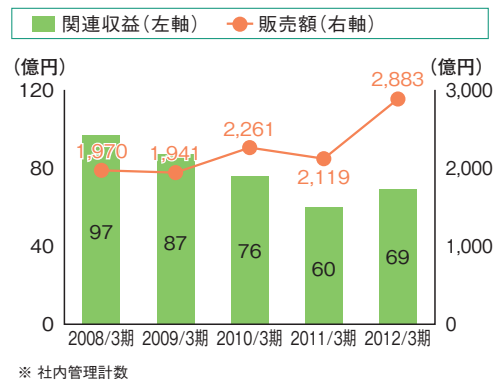
<投資信託> (傘下銀行合算)

販売額は増加トレンドを維持しています。



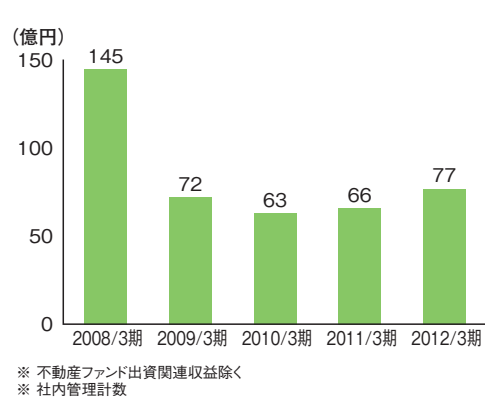
<保険> (傘下銀行合算)

商品ラインアップの充実に伴い、増益となりました。



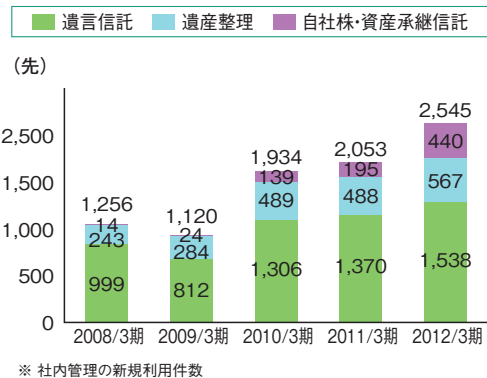
<不動産業務収益> (りそな銀行)

不動産情報の収集に努め、仲介手数料が増加しました。



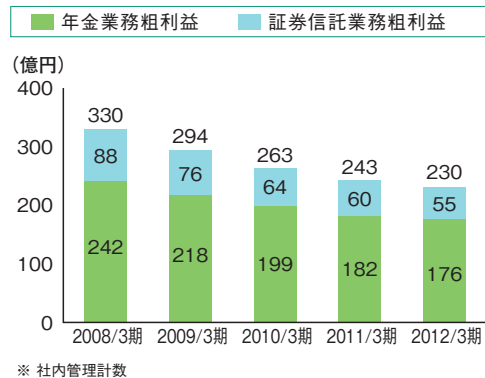
<資産承継ビジネス> (りそな銀行)

新商品の取扱開始などにより、件数が増加しました。



<年金・証券信託業務> (りそな銀行)

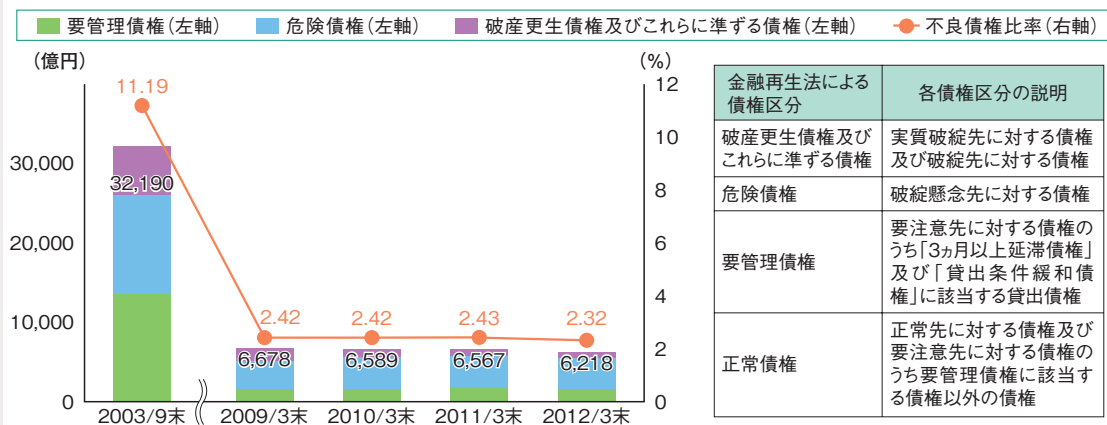
時価残高の減少等により減益となりました。



財務健全性指標の推移

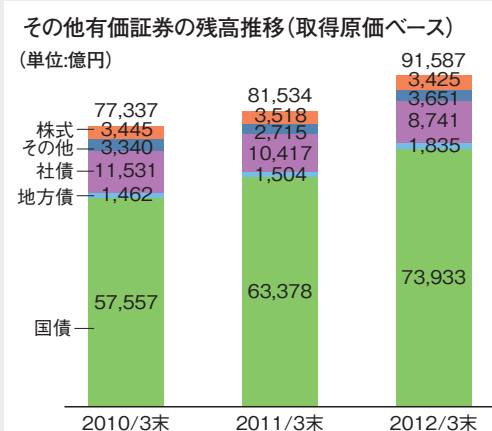
<不良債権残高、不良債権比率の推移>(傘下銀行合算、金融再生法基準)

不良債権の新規発生の減少、債務者区分の改善等から、残高、比率ともに改善しました。



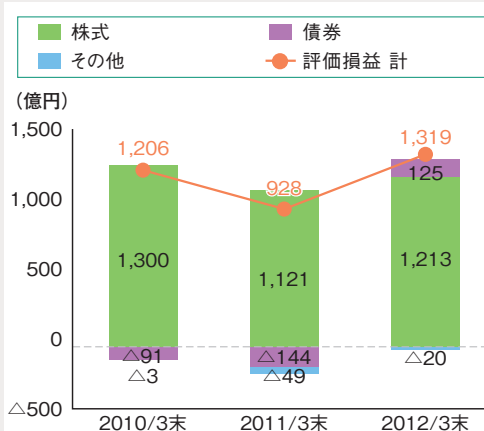
<有価証券ポートフォリオ>(HD連結)

日本国債中心の保守的な運用を継続しています。



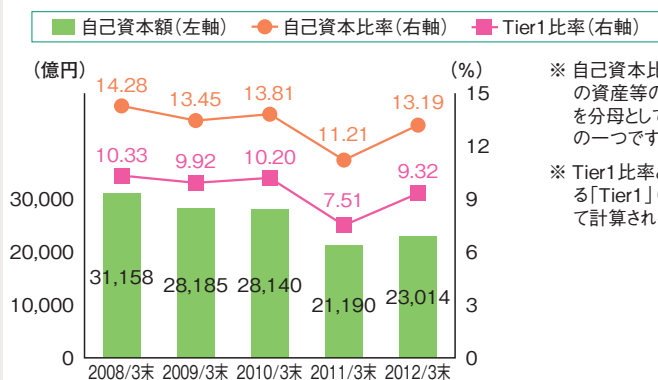
<その他有価証券評価差額>(HD連結)

評価差額は1,319億円を確保しています。



<自己資本比率>(HD連結、第二基準)

自己資本比率は、13.19%に上昇、健全な水準を維持しております。



※ 自己資本比率とは、自己資本規制における「自己資本」を分子、銀行の資産等の額を個々のリスクに応じて加重調整した「リスク・アセット」を分母として計算される比率であり、銀行の経営の健全性を表す指標の一つです。

※ Tier1比率とは上記算式の「自己資本」のうち、より中核的な資本である「Tier1」(資本金・剰余金等)を分子に、「リスク・アセット」を分母として計算される比率です。

りそなグループのCSR(企業の社会的責任)

CSR(企業の社会的責任)への取組みを強化しています。

りそなグループ

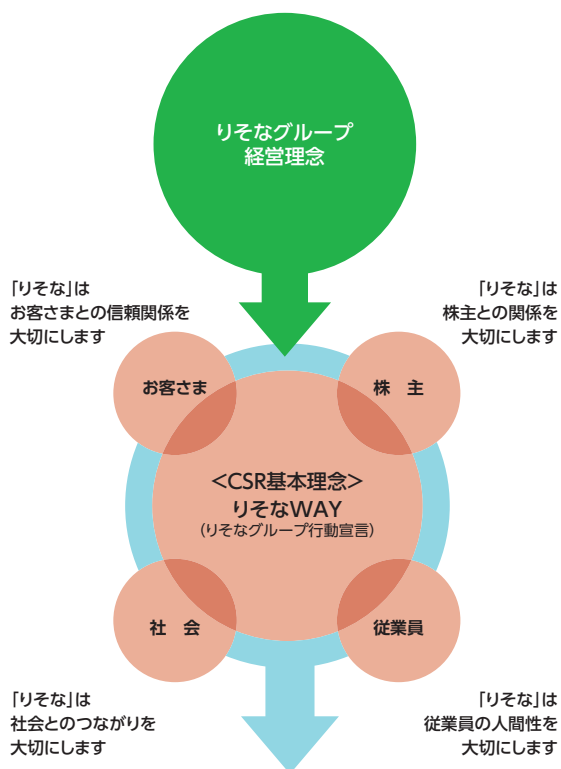
グループCSR方針を新たに制定しました。

「CSR経営」=「持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、CSRに対する活動をより一層進化させるため、ISO26000に対応する「グループCSR方針」を2011年8月に制定し、さらには、年度毎にグループCSR目標を立て、いち早く、様々な社会的課題に対応できる組織づくりを目指し、CSR推進体制の強化を図

ております。

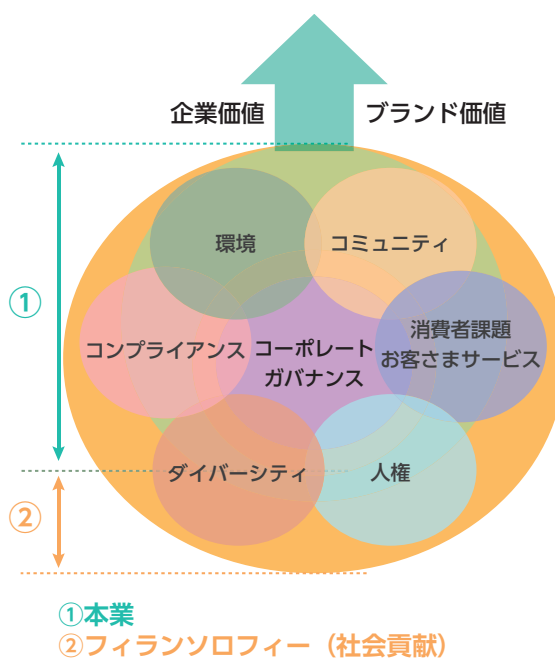
特に、「お客さまとの信頼関係」「株主さまとの関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからご支持いただけるよう、りそなグループの持つ経営資源を生かしてさまざまな活動に取り組んでおります。

■ 経営理念、行動宣言とCSR方針の関係



■ CSR経営の概念図

CSR経営 = 持続可能な社会づくりへの貢献



りそなグループCSR方針

課題項目	方針
コーポレートガバナンス	責任ある経営体制および経営に対する監視・監督機能の強化に努め、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たします。
人権	当社が影響を及ぼすお客さま、株主、従業員等、すべてのステークホルダーの基本的人権を尊重する企業風土・職場環境を醸成します。
ダイバーシティ	職場における能力開発の機会を通じた人材育成および成果の公正な評価とダイバーシティの組織風土の定着を推進します。
コンプライアンス	法令・ルール・社会規範の遵守を通じて、すべてのステークホルダーに対して責任ある企業活動を行います。
消費者課題/お客さまサービス	お客さまの大切な個人情報・資産を守り、一人ひとりの立場に立った質の高い金融サービス、啓発の機会を提供します。
コミュニティ	地域との共生を大切な使命と位置づけ、自社の持つ経験・資源を活用して、社会的課題の解決に取り組みます。
環境	かたがえのない地球環境を大切に、環境に配慮した企業活動を適切に実践します。

地域活性化への取組みを紹介します。

りそな銀行

「りそなDEモニター会」を東京と大阪で開催しました。

お取引先の中堅・中小企業の商品開発支援を目的に、各地域の女性モニターから商品への感想やパッケージデザインなどに関する意見を直接聞く「りそなDEモニター会」を東京・大阪で実施しました。

モニターには、募集した一般女性のほか、当社女性社員も参加しました。金融サービス業として従来の銀行取引にとどまらず、お取引先の商品開発のサポートなど、様々な取組みでお取引先を応援していきます。



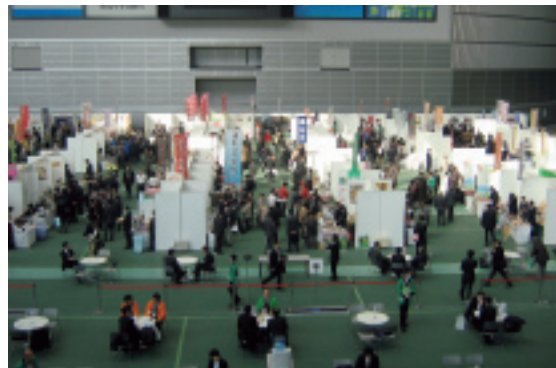
りそなDEモニター会

埼玉りそな銀行

地域と連携し、さまざまな活動を展開しました。

埼玉りそな銀行では、2012年1月に、中小企業の受注確保・技術力向上等を目的とした国内最大級の展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ2012」を(財)埼玉県産業振興公社と埼玉県等とともに開催しました。

また同年2月には、埼玉県の食材のPRや販路拡大など県内農業生産者・食品製造業等の皆さまのビジネスチャンス拡大に貢献するべく「農と食の展示・商談会2012」を埼玉県と連携して開催、当日の来場者数は2,632名を数え、「食材供給基地 埼玉」を首都圏のバイヤーにアピールしました。



農と食の展示・商談会2012

近畿大阪銀行

「第2回SAKAI環境ビジネスフェア」を開催しました。

近畿大阪銀行とりそな銀行、他2金融機関が発起人となり、22の金融機関と立ち上げた「SAKAIエコ・ファイナンス・サポーターズ倶楽部」と環境モデル都市「クールシティ」の実現を目指す堺市との共催で「第2回SAKAI環境ビジネスフェア」を開催しました。

本フェアには47の企業・団体が出展、当日は670件もの商談が行われ、環境をキーワードとしたビジネスマッチングの場を提供することができました。また青森県企業とのテレビ商談会・エコカー試乗会なども行い、約1,200名のお客さまが来場しフェアは大盛況となりました。



第2回SAKAI環境ビジネスフェア

ノーマライゼーションへの取組みを紹介します。

りそなグループ

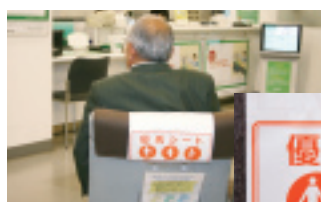
「優先ATM」「優先シート」を全店に設置しました。

りそなグループの各銀行では、ノーマライゼーション※への取組みの一環として、「優先ATM」（2011年6月～）および「優先シート」（2012年1月～）をグループ銀行の全店に設置しました。ご高齢のお客さまや妊娠されているお客さまなどに優先してご利用いただくために導入したもので、必要とされている方にお譲りいただくよう、ご協力をお願いしています。りそなグループは今後も、全てのお客さまに安心してご来店いただける快適な店舗づくりを目指してまいります。

※障がいをお持ちの方、ご高齢の方、妊娠中の方など、全てのお客さまに安心してご来店いただき、快適にサービスが受けられるよう配慮することを目的とした取組み



優先ATM



優先シート

次世代を担う子どもたちへの取組みを紹介します。

りそなグループ

子ども向け金融経済教育「りそなキッズマネーアカデミー2011」を開催しました。

夏休みの恒例行事となった子ども向け金融経済教育『りそなキッズマネーアカデミー』。2011年度も全国で163回開催、約2,500人の子どもたちが参加し、クイズやゲーム、銀行見学などを通して、お金の大切さや働くことの大切さを学びました。また、地域企業や団体と連携して「環境」や「食」、「人にやさしい社会」などを学ぶ複合的なセミナーも開催し、7年目のキッズマネーアカデミーは規模・内容ともに大きく広がっています。



「エコノミクス甲子園」埼玉大会、関東大会、関西大会を開催しました。

りそなグループでは、2011年度もNPO法人金融知力普及協会との共催で、金融経済クイズ選手権「第6回エコノミクス甲子園」の埼玉大会、関東大会、関西大会を開催しました。3大会合わせて約120名の高校

生が参加し、知識と知力を駆使した熱戦の末、それぞれの大会で優勝した1チームが地域を代表して全国大会に出場しました。地域に生きる金融機関の責務として、次世代の育成に取り組んでいます。



埼玉大会（主催：埼玉りそな銀行）



関東大会（主催：りそな銀行）



関西大会（主催：近畿大阪銀行／りそな銀行）

環境への取組みを紹介します。

りそなグループ

節電対策に取り組んでいます。

りそなグループでは、空調温度設定の徹底、照明ダウン等を実施し、年間を通して節電に努めております。

また、りそな銀行と埼玉りそな銀行では、毎月第3水曜日を「りそな環境DAY」、近畿大阪銀行では毎月16日を「ストップ地球温暖化DAY」として早帰りを呼びかけ、従業員の環境および節電意識向上を図っています。

なお、りそなグループの各銀行は、環境問題への取

組みを一層強化するために本社ビルを対象に環境マネジメントに関する国際認証規格「ISO14001」を取得しています。



りそな銀行

地域の環境への取組みに参加しています。

りそな銀行では、地域の清掃ボランティアへの参加等を通じて地域の環境への取組みに貢献しています。



荒川河川敷のごみを拾って自然回復を目指す「しゅしゅっと荒川そうじ隊」



大阪市中央区役所が主催する「橋洗いブラッシュアップ大作戦」へのボランティア参加(近畿大阪銀行、りそな総合研究所も参加)

埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行

「森づくり」の活動に取り組んでいます。

埼玉りそな銀行では、2010年度から長瀬町・埼玉県と連携して「森林づくり活動」に取り組んでいます。

役職員とその家族により、2010年11月に長瀬町の宝登山にカエデなど400本の苗木を植樹、2011年度からは苗木を守り育てるため下刈り(雑草の刈取り)作業を実施しています。

埼玉県では「みどりと川の再生」、「エコタウンプロジェクト」など環境保全活動に積極的に取り組んでおり、埼玉りそな銀行は地元金融機関として、埼玉県とともに豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ活動を展開していきます。

近畿大阪銀行は、大阪府のアドプトフォレスト[※]制度を活用し、交野市倉治地区において「近畿大阪銀行の森づくり」活動を行っています。2012年5月には研修の一環として今年度の新入社員84人が参加、下草狩りや森林伐採を行ったあと、桜やツツジなど計89本の植樹を行いました。これからも里山保全・生物多様性保全に貢献してまいります。

※大阪府が事業者(企業等)と森林所有者との仲人となって、森づくりへの参画を進めていく制度



埼玉りそなの森林づくり活動



近畿大阪銀行の森づくり

コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、2003年6月に多額の公的資金注入を受けたことを風化させることなく、金融仲介・コンサルティング機能の発揮を通じ、健全で利便性の高い銀行経営に対する社会やステークホルダーの期待に応えるため、優れたコーポレート・ガバナンスの実現を目指してまいります。

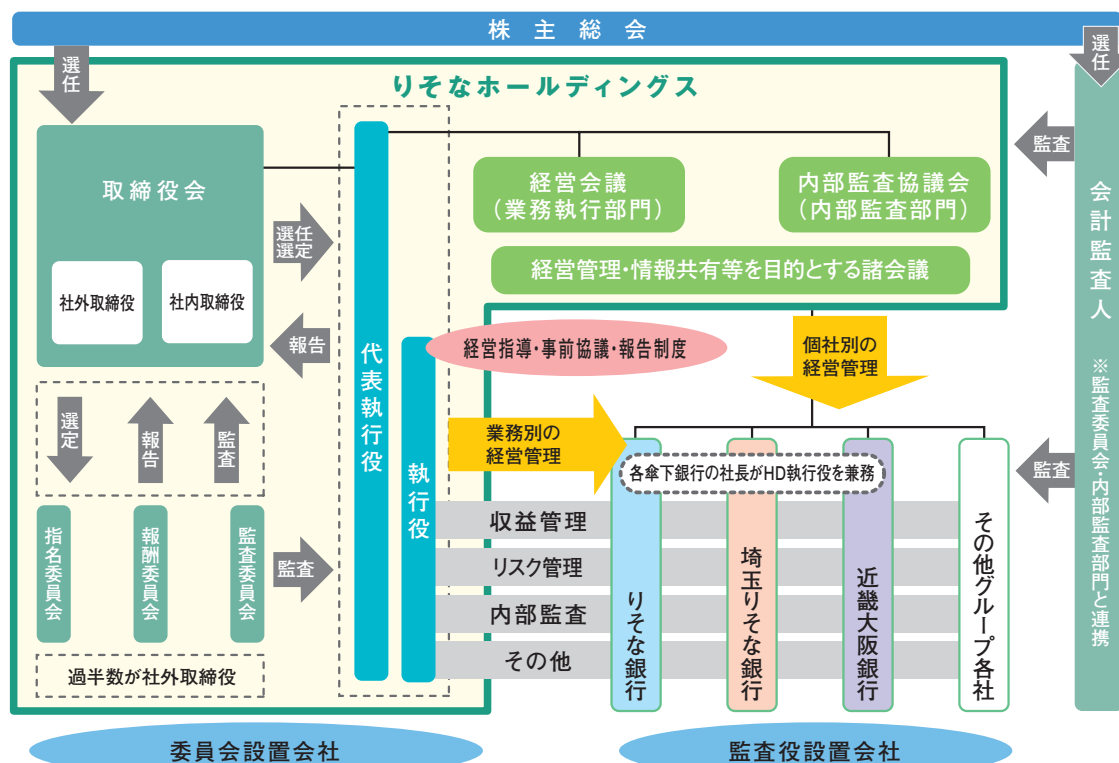
邦銀グループ初となる委員会設置会社に移行した当社は、経営の監督と業務執行の機能を分離し、執行役による迅速な業務執行を可能とする一方、経営に対する監督強化のため、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会の構成も独立性の高い社外

取締役を過半数とすることにより、経営の透明性と客観性を高めております。

一方、当社の完全子会社である傘下銀行については、全て監査役設置会社形態としており、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

引き続き、公的資金の完済に向けグループ企業価値を高めるため現体制を堅持し、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

<グループのコーポレート・ガバナンス体制>



りそなホールディングスにおける取組み状況等

取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）により構成され、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。2011年度には15回開催しております。なお、2005年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。2011年度には5回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、2007年6月にサクセッション・プランを導入しております。

監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部、コンプライアンス統括部及びリスク統括部並びに財務部等の内部統制部門と連携して内部統制システムを監視・検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。2011年度には14回開催しております。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。2011年度には4回開催しております。なお、2004年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。2010年度には株式取得報酬制度を導入しております。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。2011年度には40回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。2011年度には15回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理及び統制を実施する体制を構築しております。

各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほかに、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を審議する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を審議する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を審議する機関である監査会議を設置しております。

内部統制に関する事項

基本的な考え方

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指しております。この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂

行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指しております。

基本方針

当グループは、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、持続的な企業価値向上を図るべく、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入し、役員の選抜・育成プロセスの透明性を確保しております。

当社のサクセッション・プランは「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で選抜・育成プログラムを計画的に実施しております。各々の選抜・育成プログラムは外部コンサルタントから様々な助言を得ることで客観性を確保しており、それらの評価内容は全て指名委員会に報告される仕組みとなっております。また、指名委員の活動としては評価内容等の報告を受けることに留まらず、個々のプログラムに実際に参加することなど

を通じ、各役員と直接接点を持つことでより多面的に人物の見極めを行っております。さらに、それらの指名委員会の活動状況は社外取締役が過半数を占める取締役会に報告され多様な観点で議論されており、そうした全体のプロセスを通じ役員の能力・資質の把握と全体の底上げが極めて高い透明性のもとで図られております。

なお、当社では「役員に求められる人材像」として7つのコンピテンシーを定めております。指名委員会や役員が「求められる人材像」を具体的に共有することで、評価・育成指標を明確化させるとともに中立的な育成・選抜に努めております。

＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

I. はじめに	当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。 本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。
II. 内部統制の目的 (基本原則)	当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
III. 内部統制システムの構築 (基本条項)	内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT (Information Technology) への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。 1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

社外取締役 一覧

おくだ つとむ
奥田 務

J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者

在任期間：6年



【担当及び委嘱等】
報酬委員会委員長
*独立役員

【取締役会等における発言】

小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、営業戦略や業務改革推進の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

「りそなグループ」は、真のリテールバンクの確立を目指して時代の変化に対応し、ステークホルダーである「お客様」「株主様」「従業員」「地域の皆様」と良くコミュニケーションをはかりつつ共に成長し、利益の実現と継続的な企業価値の向上に努めて参ります。

【略歴】

1964年 4月 株式会社大丸 入社
1987年 4月 同 本社営業企画室営業企画部長
1990年 2月 同 百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長
1991年 9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役
1995年 5月 株式会社大丸 取締役
1996年 5月 同 常務取締役
1997年 3月 同 代表取締役社長
2003年 5月 同 代表取締役会長兼最高経営責任者
2006年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員
2007年 9月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長兼株式会社大丸代表取締役会長
2010年 3月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者(現任)
2010年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員長(現任)

ながい しゅうさい
永井 秀哉

東洋学園大学大学院現代経営学部 教授

在任期間：6年



【担当及び委嘱等】
監査委員会委員長
*独立役員

【取締役会等における発言】

金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

投資家の皆様の付託を受け、中長期的な企業価値の安定向上を実現する経営の監督を心掛けています。民間銀行の経験を生かして、統合リスク管理や収益管理を中心に監視し、りそなが真にお客様のお役に立ち、社会に貢献する企業であり続けることを願っています。

【略歴】

1970年 4月 株式会社日本興業銀行 入行
1993年 3月 同 アトランタ支店長
1996年 6月 同 ロスアンゼルス支店長
1999年 6月 同 常任監査役
2000年 9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役
2002年 3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー
2003年 6月 日本曹達株式会社 常勤監査役
2005年 6月 りそな銀行 社外取締役
2006年 6月 埼玉りそな銀行 社外取締役(現任)
2006年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員長
2012年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員長(現任)

おおその えみ
大蘭 恵美

一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授

在任期間：1年



【担当及び委嘱等】
指名委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】

経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見や提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

金融サービス業を目指すりそなグループの自己変革は、お客様が本当に求めているものを、お客様から見て違いが感じられるだけユニークなレベルで実現できているか。経営と現場は一体になっているか。常に問い続けていきたいと思っています。

【略歴】

1988年 4月 株式会社住友銀行 入行
1992年 9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得
1997年 3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学
1998年 3月 同 博士(商学)取得
2000年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師
2002年10月 同 助教授
2004年 6月 日新火災海上保険株式会社 社外取締役
2006年 6月 りそな銀行 社外取締役
2010年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授(現任)
2011年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員
2012年 5月 株式会社ローソン 社外取締役(現任)
2012年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員(現任)

ありま としお
有馬 利男

一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事

在任期間：1年



【担当及び委嘱等】

指名委員会委員長
*独立役員

【取締役会等における発言】

製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

情報産業そして製造・販売業出身の社外取締役として、私は、経営レベルでの方向性や判断に加えて、企業全般に共通する組織運営や人の育成・選抜、市場と顧客、情報化、企業の社会性など、幅広い視点からの課題認識や提言などを通じて使命を果たしてゆきたい。

【略歴】

1967年 4月 富士ゼロックス株式会社 入社
 1988年10月 同 総合企画部長
 1992年 1月 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当
 1996年 1月 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当
 1996年 4月 同 常務取締役 Xerox International Partners President & CEO
 2002年 6月 同 代表取締役社長(執行役員)
 2006年10月 富士フイルムホールディングス株式会社 取締役
 2007年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役
 2007年 6月 りそな銀行 社外取締役
 2008年 6月 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問
 2011年 3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
 2011年 6月 富士重工株式会社 社外取締役(現任)
 2011年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員
 2011年10月 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事(現任)
 2012年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 指名委員会委員長(現任)

さぬき ようこ
佐貫 葉子

NS総合法律事務所 所長

2012年6月22日就任



【担当及び委嘱等】

監査委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】

法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクや顧客サービスの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

社外取締役の職務は抽象的であることは否めず、またその実績が目に見えるわけでもありません。どうしたら職責を果たせるのか、常に模索しています。まずは資料を読み込み、取締役会等における議論を通じて執行部とのよい緊張関係を築きたいと思っています。

【略歴】

1981年 4月 弁護士登録
 2001年11月 NS総合法律事務所 所長(現任)
 2003年 6月 株式会社クラヤ三星堂(現 株式会社メディバルホールディングス) 社外監査役
 2007年 6月 明治乳業株式会社 社外監査役
 2009年 4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
 2011年 6月 りそな銀行 社外取締役
 2012年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員(現任)

まえはら やすひろ
前原 康宏

一橋大学国際・公共政策大学院 教授

2012年6月22日就任



【担当及び委嘱等】

報酬委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】

金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、金融市場やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

グローバル化や高齢化が一段と進展するなか、金融においては今まで以上に信頼を確保することが重要になってきています。そうした基本認識のもと、コーポレートガバナンスの強化を通じて、りそなスタイルの確立のために努力していききたいと考えています。

【略歴】

1974年 4月 日本銀行 入行
 1981年 8月 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス博士課程修了 経済学博士
 1987年 7月 Brookings Institution 客員研究員
 1992年 5月 日本銀行 ワシントン事務所長
 1995年 3月 同 国際局 総務課長
 1996年 5月 同 鹿児島支店長
 1998年 4月 同 政策委員会室 審議役
 2000年12月 同 在ニューヨーク米州駐在参事
 2003年 7月 同 企画室 審議役
 2005年 4月 一橋大学国際・公共政策大学院 教授(現任)
 2011年 6月 りそな銀行 社外取締役
 2012年 6月 りそなホールディングス 社外取締役 報酬委員会委員(現任)

注：在任期間は、社外役員への就任後から2012年7月1日までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

(2012年7月1日現在)

コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、

銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

基本的な取組み

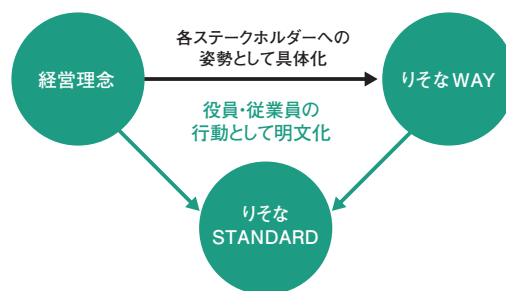
りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を各社共通に定めています。

私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、及びチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲

載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかなばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングス及びグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に周知しています。



<りそなSTANDARDの概要>

- STANDARD-I お客さまのために**
最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など
- STANDARD-II 変革への挑戦**
収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
- STANDARD-III 誠実で透明な行動**
法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
- STANDARD-IV 責任ある仕事**
正確な事務、何事も先送りしない、適切な報告・連絡・相談 など
- STANDARD-V 社会からの信頼**
地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

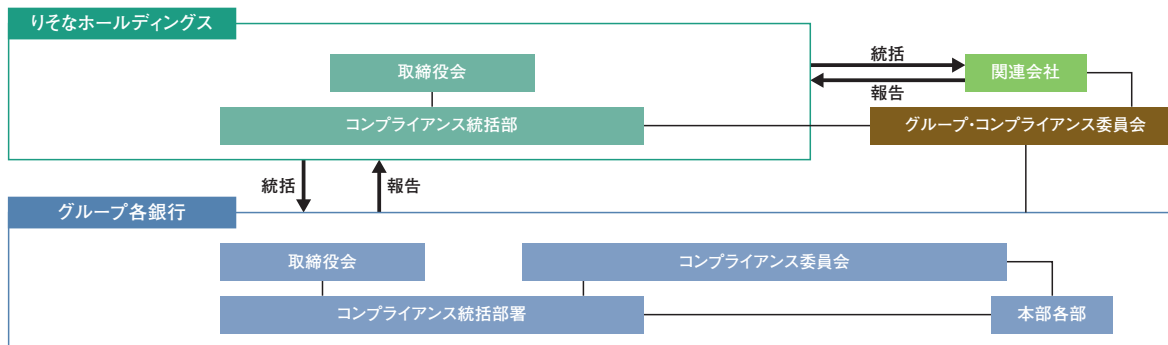


グループの運営体制

グループのコンプライアンス運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。

また、りそなホールディングス、グループ各銀行及び関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。

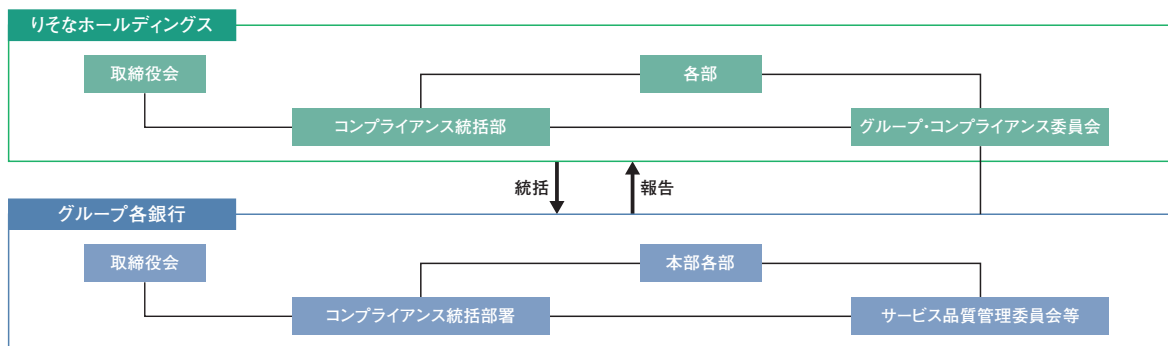


グループの顧客保護等管理体制

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する

場合の委託先に対する管理、各銀行とお客さまとの取引等において発生する利益相反の管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する体制の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」等を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行っています。



コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」をりそなホールディングスの示す方針に沿って策定

し、進捗状況について定期的に取締役会に報告することにより、主体的にコンプライアンス態勢の強化策を実践しています。

コンプライアンスに関する相談窓口

「りそな弁護士ホットライン」「りそなコンプライアンス・ホットライン」

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」及び「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

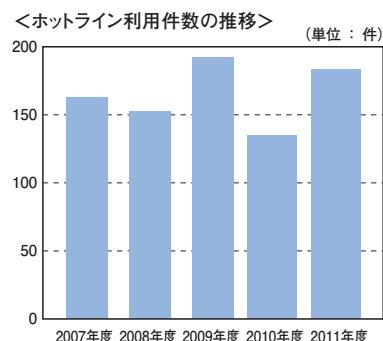
この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子及び小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や、透明な企業風土の構築に努めます。

なお、2006年4月に公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするともに、りそなホールディングス及びグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。

りそな弁護士ホットライン	りそなコンプライアンス・ホットライン
社外の契約弁護士が受付	コンプライアンス統括部署が受付
コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能	コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能
専用電話を設置	専用フリーダイヤルを開設
Eメールでの相談可能	Eメールでの相談可能
匿名での相談も可能	匿名での相談も可能



りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切な処理

についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

りそな会計監査ホットライン

- 通報対象事項
 - 当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
- 通報先
 - 当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
 - 通報は手紙、E-mailをお願いします
 〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉
 住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号
 東京 〒100-6020 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル20階
 E-mail : resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
- 注意事項
 - 当該事案の詳細な事実を記入ください
 - 匿名の通報でもかまいません
 - 詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
 - 通報者に関する情報は、法令等に基づく場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
 - 受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明や広告に努めています。

「サービス品質管理委員会」等での活動などを通じ、適切な勧誘・販売を行うよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

グループ勧誘方針

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけでなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための

体制整備、徹底した社員教育への継続的な取り組みなどにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、及び情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方としています。

このために当グループでは、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を反社会的勢力

の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

また取引開始に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、グループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止にむけた取組みを強化しています。

＜りそなグループの指定紛争解決機関について＞

I. りそな銀行の指定紛争解決機関	りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、以下の2つです。 (1) 一般社団法人全国銀行協会 一般社団法人全国銀行協会（以下「同協会」）では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、「全国銀行協会相談室」を運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。 また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。 詳しくは、同協会のホームページ(http://www.zenginkyo.or.jp/adr/)をご参照ください。連絡先等は、以下のとおりです。 全国銀行協会相談室 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 (受付日)月～金曜日(祝日及び銀行休業日を除く) (受付時間)9:00～17:00 (2) 一般社団法人信託協会 一般社団法人信託協会では、信託に関するご照会やご相談の窓口として、「信託相談所」を運営しており、信託兼営金融機関や信託会社(信託銀行等)の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。 詳しくは、信託協会(信託相談所)のホームページ(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html)をご参照ください。 また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、信託相談所にお尋ねください。 連絡先等は、以下のとおりです。 信託協会信託相談所 電話番号：0120-817335 または 03-3241-7335 (受付日)月～金曜日(祝日及び銀行休業日を除く) (受付時間)9:00～17:15 ※信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。
II. 埼玉りそな銀行の指定紛争解決機関	埼玉りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。詳しくは、上記(1)をご参照ください。
III. 近畿大阪銀行の指定紛争解決機関	近畿大阪銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。詳しくは、上記(1)をご参照ください。

リスク管理体制について

リスク管理体制

リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、2003年5月に申請した公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々にに対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、リスク管理に取り組んでいます。

- ① 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
- ② 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
- ③ 収益に見合ったリスクテイクを行う

リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリス

ク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下表の通り分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。同方針には、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、及びリスクを統括管理する部署を設けています。

リスクカテゴリー	定義	管理手法
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較 等）
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値等が変動し損失を被るリスク	リスク限度設定、信用格付制度、ポートフォリオ管理、与信審査管理 等
流動性リスク	必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスク	リスク限度設定、損失限度設定、ポジション限度設定 等
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制の整備、流動性リスク指標ガイドライン 等
事務リスク	業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標 等
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動、不正使用等により損失を被るリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等
法務・コンプライアンスリスク	法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備 等
信託財産の運用リスク	忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失等を補填しなければならないリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善 等
その他のオペレーショナルリスク	自然災害や火災などによる有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により損失を被るリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等
レピュテーションリスク	マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化 等
		適時・適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

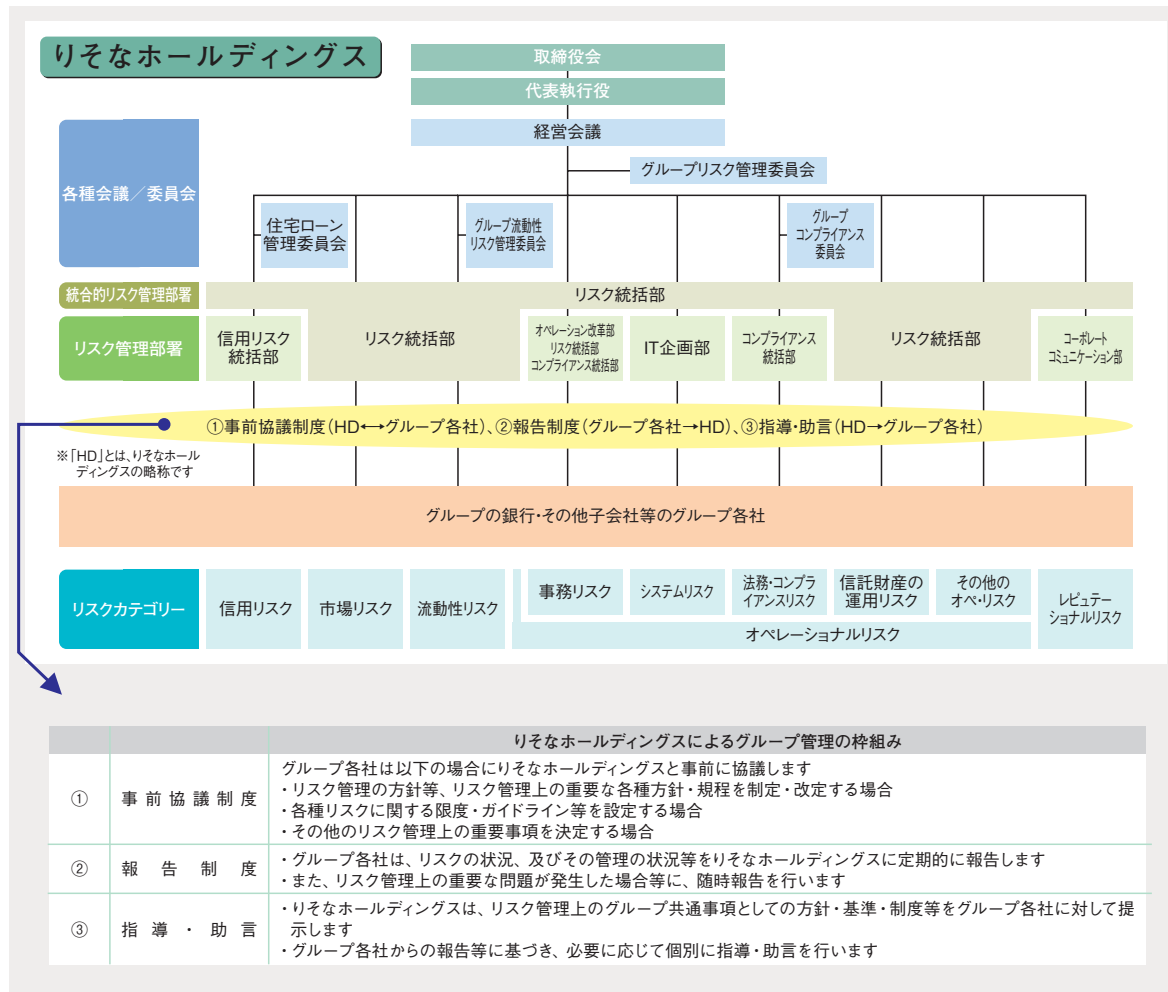
こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針及び規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況及びその管理状況に関する定期的報告及び随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

<グループのリスク管理体制図>

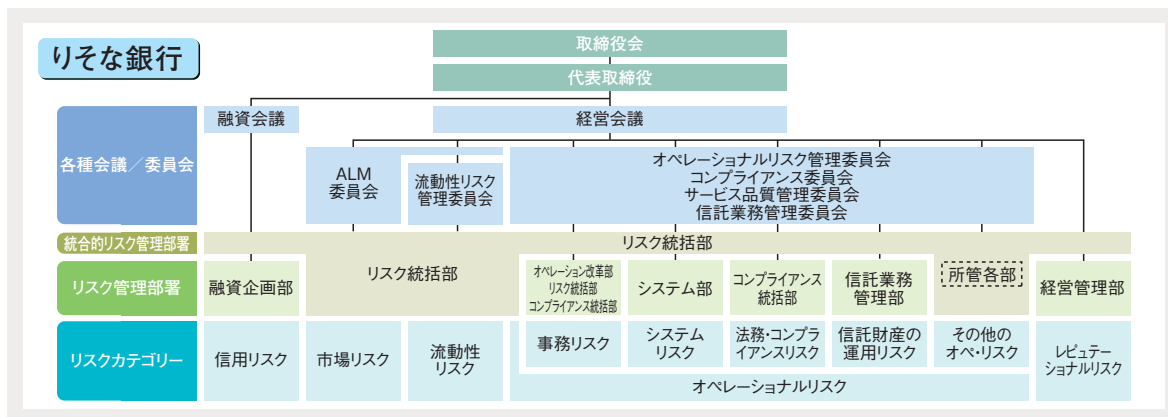


りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、質の高い金融サービスの提供を通じ、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めており、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これ

ら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

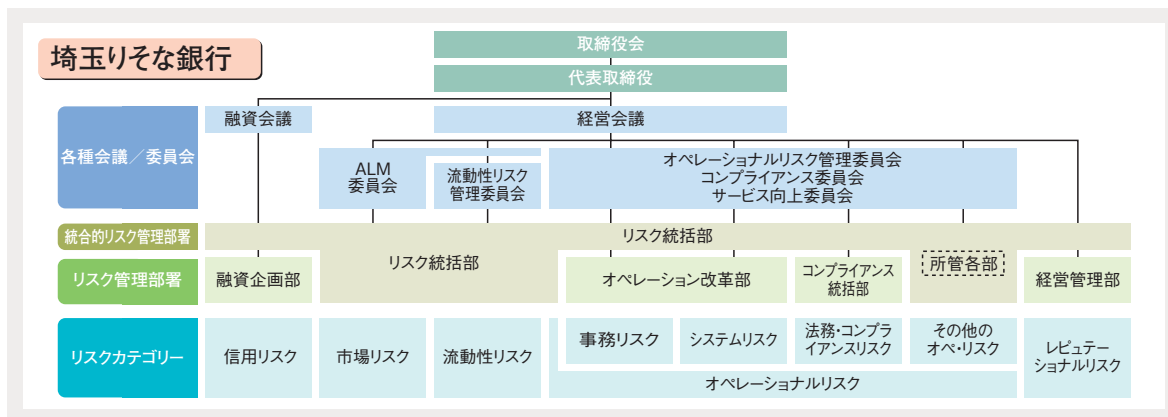


埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を実現するためには、お客さまとの長期リレーションを支える安定的な収益力と健全な財務力の確立が必要であり、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。

これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。



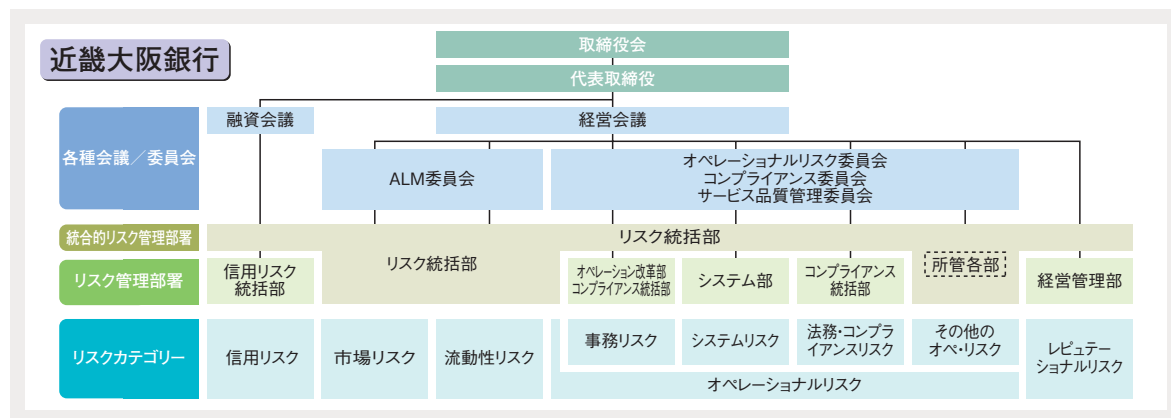
近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行は、地元関西とともに歩み、最も信頼いただける、そして最もお役に立つことのできる地域金融機関を目指して取り組んでいます。健全性を確保しお客さまの信頼にお応えし続けるため、強固なリスク管理体制の維持・構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、及

び統括部署であるリスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理体制（ALM）を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計測可能なリスクを統一的に把握し、経営体力の範囲内にリスクを抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。



統合的リスク管理

統合的リスク管理の基本的考え方

統合的リスク管理では、異なるリスクを総体的に捉えて管理することで、りそなグループの経営の健全性を確保することを目指しています。りそなグループでは、健全性を確保するため、主要なリスクを資本性の高い中核的な自己資本の範囲内に収まるように管理することを基本的な考えとしています。

統合的リスク管理体制

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、統合的リスク管理部署を設置し、それぞれグループまたは各銀行の統合的リスク管理を行う体制としています。

グループ各銀行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクをVaR*によって定量的に把握し、それに対して限度設定（資本配賦）を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

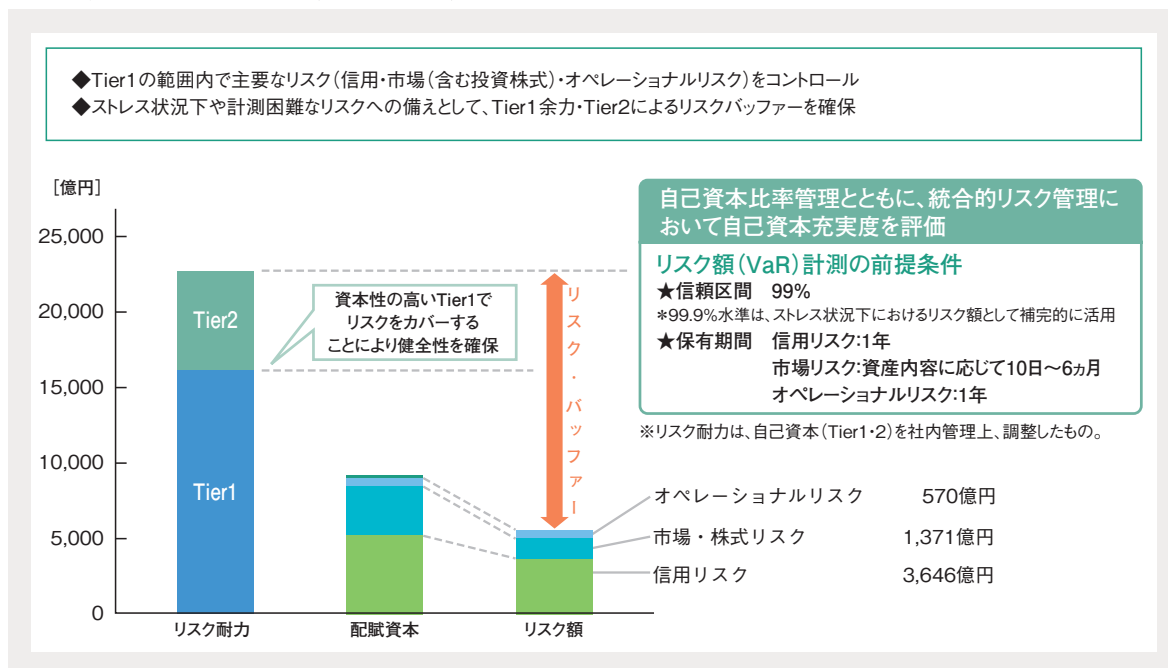
りそなホールディングスは、グループ各銀行のリスク

限度の設定の際に、各銀行から事前協議を受け、各銀行の限度設定内容を検証するとともに、グループ全体の健全性を確認しています。また、定期的にグループ各銀行から管理状況について報告を受け、グループの統合的リスク管理状況を確認しています。

また、りそなグループではVaR等によるリスク計測の高度化に努めていますが、統計的なリスク計測手法では必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行及びりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等により、統合的リスク管理の向上に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、一定の信頼水準（確率）および保有期間において被る可能性のある最大損失額です。

<自己資本対比リスク額の状況(2012年3月末)>



信用リスク管理

信用リスク管理の基本的考え方

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コストに見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク額を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、りそなグループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、りそなグループの信用リスク管理に関する統括及びそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応策を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。なお、ポートフォリオに占める比重の高い住宅ローンについては、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を図っています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏まえ、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管

理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

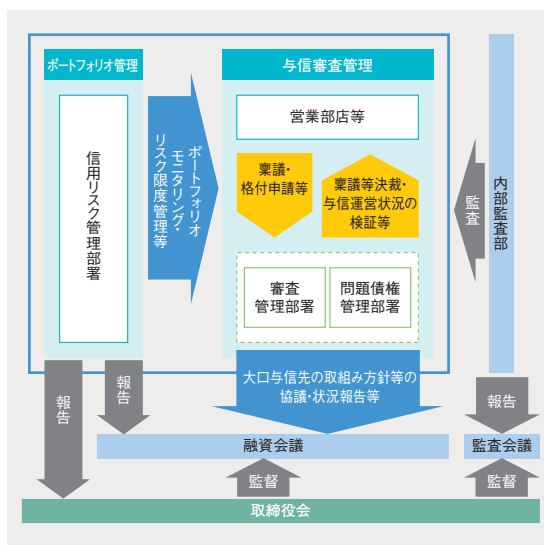
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

＜りそなグループ各銀行の信用リスク管理体制＞



クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

信用リスク管理の枠組み

●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、グループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや平均貸倒損失額のほか、信用リスク額等も活用しています。

●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスク

の状況については、りそなグループの経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・平均貸倒損失額・信用リスク額等により、信用リスクの増減や与信集中リスク及びリスク・リターンの状況等を分析・把握しています。

●信用リスクのコントロール及び削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、りそなグループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化する等の問題債権として管理が必要と認められる与信先については、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収等に取り組んでいます。また、与信先に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援により、当該与信先の経営改善を通じた信用リスク削減に積極的に取り組んでいます。

内部格付制度

内部格付制度の概要

りそなグループでは、与信先毎の信用リスクを財務内容等に基づいて客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分にランク分けされた信用格付を付与しています。

信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしています。債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積もられることから、信用格

付は自己査定及び償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにあります。また、格付ランク毎の倒産確率に基づき信用コストを算出し、個社別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

内部格付制度における各モデルについては、信用リスク管理部署が年1回以上検証を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行っています。

<信用格付の体系>

債務者格付	意味（債務者区分）	格付の定義
SA	正常先	超優良 債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。
A		優良 債務履行の確実性は高く、かつ安定している。
B		良好 債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。
C		水準以上 債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
D		水準 債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
E		水準比低位 債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。
F	要注意先	要注意Ⅰ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。
G		要注意Ⅱ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。
H		要管理先 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。
I	破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。
J	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。
K	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

格付付与手続の概要

●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を決定しています。国・地方公共団体等、格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV（物件評価額に対する借入金の比率）やDSCR（年間の元利金支払額に対する純収益の割合）等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を決定しています。

●リテール向けエクスポージャー

事業法人等向け以外のエクスポージャーを、「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてさらに同様のリスク特性を有するプールを組成して、プール毎にリスク管理を行っています。

●株式等エクスポージャー

グループ各銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD/LGD方式^{※1}を適用(別途、計算方法が定められている銘柄を除く)しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

●ファンド等(みなし計算)

りそなグループでは、株式投信、債券投信等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー(ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握)を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD/LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

●LGDレーティング

りそなグループでは、案件格付として「LGDレーティン

グ制度」を制定しています。

LGDレーティングは、信用格付と合わせ、個別与信案件の審査における判断基準の他、取引先別の収益管理やポートフォリオ管理への活用を目的としており、LGD^{※2}により回収確実性をランク付けするものです。高ランクの案件ほどLGDは低く(デフォルトした場合の回収確実性は高く)、格付ランクが下がるにつれてLGDは高く(デフォルトした場合の回収確実性は低く)なります。

●パラメータ推計

グループ各銀行は、前記手続きに基づき付与した信用格付区分別のPD^{※3}を、自己資本比率告示の定義に従い、各銀行合算のデフォルト実績より推計及び検証し、自己資本比率算出に利用しています(リテール向けエクスポージャーについては、各銀行が各々設けたプール区分毎のデフォルト実績に基づきPDを推計)。なお、これらのパラメータは社内の資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に活用しています。また、その他内部管理用には、格付I以下をデフォルトとしたPDを別途推計し利用しています。

※1 PD/LGD方式とは、信用格付区分毎のPD、LGDを考慮して、信用リスク・アセットを算出する方式です。
 ※2 LGDとは、デフォルト時におけるエクスポージャーの額に対して生じる損失額の割合です。
 ※3 PDとは、ある格付に属する債務者(事業法人等の場合)あるいはプールに属する取引(リテールの場合)が1年間にデフォルトする確率です。

<ポートフォリオの分類と内部格付制度>

資産区分等			対象先の概要	制度・規程
事業法人等	事業法人	法人	与信額100百万円以上の法人	「信用格付制度」 「LGDレーティング制度」
		事業性個人	与信額100百万円以上の事業性個人	「信用格付制度」 「LGDレーティング制度」
		特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、 事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付	「信用格付制度」
	ソブリン		中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、 信用保証協会、国際機関等（本邦・外国）	「信用格付制度」 「LGDレーティング制度」
	金融機関等		銀行・証券会社等（本邦・外国）	「信用格付制度」 「LGDレーティング制度」
リテール	居住用不動産		不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの	「リテールプール管理規程」 ※「その他リテール」に該当する法人は 「信用格付制度」に基づく格付を付与
	適格リボルビング型		個人向け無担保で極度額100百万円以下のカードローン	
	その他リテール		個人向け（除く事業性）かつ「居住用不動産」、 「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの	
株式等エクスポージャー			政策投資株式	「信用格付制度」

ポートフォリオ管理

集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

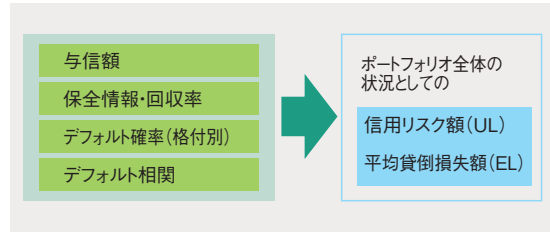
特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、グループ各銀行では、クレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンを定期的にモニタリングしています。

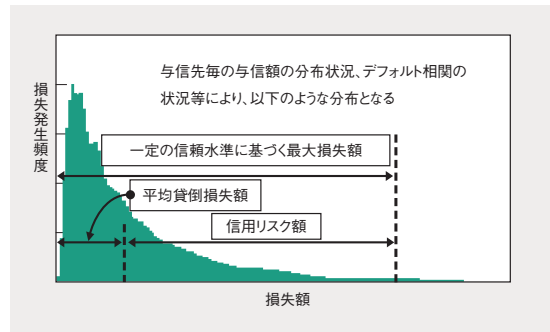
信用リスクの計測と限度設定

りそなグループでは、信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測し、内部管理に活用しています。具体的には、与信額、保全情報・回収率、信用格付毎のデフォルト確率、デフォルト相関等を用いて平均貸倒損失額（期待損失額：EL=Expected Loss）及び信用リスク額（非期待損失額：UL=Unexpected Loss）を計測するとともに、信用リスク額に対して限度を設定し、信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

<信用リスク額の算出>



<信用リスク計測時の損失分布のイメージ>



ポートフォリオ分析への活用

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や業種別といったセグメント別の信用リスク額を算出していく必要があります。

りそなグループでは、与信ポートフォリオ全体で計測している信用リスク額を個別の与信先単位に配分し、セグメント毎に集計したうえでポートフォリオ分析に活用しています。

与信審査管理

案件審査

与信審査管理とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めにより、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資、貸出条件等の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、及び信用リスクの度合いに応じた審査体制としています。

与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏ま

え、必要に応じて対応方針及び具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議で協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、必要に応じて再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取り組み、また延滞先に対しては延滞発生原因の把握、分析を行い、適時に相談・助言を実施する等、延滞長期化を未然に防止するよう取り組んでいます。特に中小零細企業の場合には、金融機関の社会的な役割を踏まえ、きめ細かな経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

自己査定及び償却・引当

自己査定

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

償却・引当の基準

グループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて、原則以下の通り償却・引当を実施しています。

・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒

引当金として計上しています。

・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について

格付	債務者区分	分類	償却・引当
SA A B C D E	正常先	I (非分類)	予想損失率に基づき 引当を実施 [※]
F G H	要注意先 要管理先	II	
I J K	破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	III IV	保全不足部分について 償却・引当を実施 [※]

※要注意先、要管理先、破綻懸念先のうち一部の大口先については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による引当を実施しています。

は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要管理先は3年分）の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

- ・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一

定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後3年分の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。

- ・実質破綻先及び破綻先に対する債権については、債権金額から担保及び保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

証券化取引

りそなグループでは、以下のとおり信用リスク資産への投資や、お客さまの資金調達的手段として行う売掛債権・手形債権の流動化取引等の様々な証券化取引※に取り組んでいます。なお、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む）に係る信用リスク・アセットの算出方法、会計方針及び定量情報等については、「自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション」に記載しています。

※証券化取引とは、自己資本比率告示において、「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。」と定められています。また、再証券化取引とは、「証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。」と定められています。

投資家として関与する証券化取引

グループ各銀行が、住宅ローン債権や商業用不動産を原資産とした投資商品等を投資目的で保有している場合がありますが、これらの中に証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした証券化商品・投資商品に関しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準の設定、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定等のリスク管理を行っています。また、証券化商品には、一般的な市場リスク（金

利リスク、為替リスク、価格変動リスク）のほかに、信用状況の変化に伴うリスクや裏付資産の状態や組成スキームの違いなどによる証券化商品特有のリスクがあります。リスク管理部署では、こうした「構造上の特性」を把握し、「裏付資産の状況」、「構造上の特性のうち、継続的に管理すべき情報」についてモニタリングを行うとともに、信用補完の十分性の確認や格付変化・マーケット変化・市場流動性・個別要因を勘案したストレステストを実施しています。なお、再証券化エクスポージャーに該当する証券化商品についても、証券化エクスポージャー同様の管理を行っています。

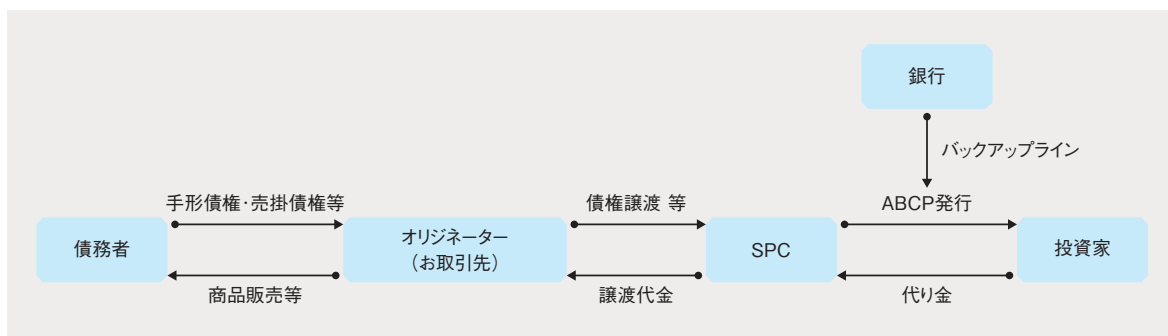
オリジネーターとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、バランスシート上の信用リスクや金利リスクをコントロールする目的として住宅ローンや貸出金の不良債権等の流動化を行った際に、自社で流動化債権の一部を保有する場合がありますが、これについても証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。グループ各銀行が保有する資産の流動化を行う場合、各種関係法令・規制を確認し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性等を判断しています。

スポンサーとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、お客さまが保有する売掛債

<ABCPプログラムのスキームの例>



権や手形債権等を流動化して資金調達を行うためのABCPプログラムやABLプログラムを用意しています。ABCPバックアップラインやABLには証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした業務を行うに際しては、流動化の対象債権や対象銘柄の条件等を定めるとともに、第三者対抗要件の具備、債権自体が存在しない等の不正取引リスク、商品返品等による希薄化リスク、反対債権との相殺による相殺リス

ク等を確認しています。

こうした証券化商品は、グループ各銀行がお客さまの資金調達手段として流動化プログラムのアレンジを行うことから、証券化商品特有のリスクである「構造上の特性」について適切に把握しています。また「裏付資産の状況」についてもグループ各銀行において、常時、把握が可能な体制となっています。

信用リスク削減手法

信用リスクについては、担保・保証等の保全強化によって、信用力を補完し、債権の質の向上を図り削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格な保管や評価額の定期的見直し等により適切に担保の管理を

行っています。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レボ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っています。

ただし、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について、以下の通りとしています。

信用供与枠及びリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理に係る原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の与信額が市場動向により変動するため、実行後の与信額は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレントエクスポージャー方式）により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用状況や金融情勢等を踏まえて、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスク資本については、信用

リスク及び市場リスクに対するリスク資本割当の中に入れて管理しています。

担保による保全及び引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設ける等、管理する体制を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や、市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針の見直しを行うこととしています。

市場リスク管理

市場リスク管理の基本的考え方

市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループでは、市場取引に内在する損失の可能性を一定の範囲内に抑制しつつ、取引から得られる収益の極大化を図ることで、りそなグループの経営健全性の確保と資本効率の向上の両立を図ることを目的として、適正かつ厳正な市場リスク管理を行っています。

市場リスクの管理体制

りそなグループにおける市場業務運営は、りそなホールディングスによる指導・助言のもと、グループ各銀行においてそれぞれの規模や特性等に応じた運営を行っています。

市場リスク管理においては相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性

を勘案した上で、取引実施部署(フロント・オフィス)、リスク管理部署(ミドル・オフィス)及び事務管理部署(バック・オフィス)を分離する等の対応を行っています。

市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引の時価評価を適切に行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ※限度等を設定しています。

これらの状況を、原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

りそなホールディングスは、グループ全体のリスクの状況を管理し、必要に応じグループ各銀行への指導・助言を実施しています。

※センシティビティとは、ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のことです。BPV(金利0.01%変化時の時価変化額)もその一つです。

りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

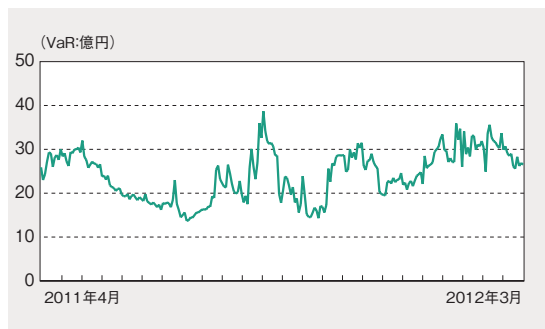
【VaR実績値(2011年4月1日～2012年3月31日)】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	26.5	38.7	13.7	24.2
バンキング取引	511	553	293	429

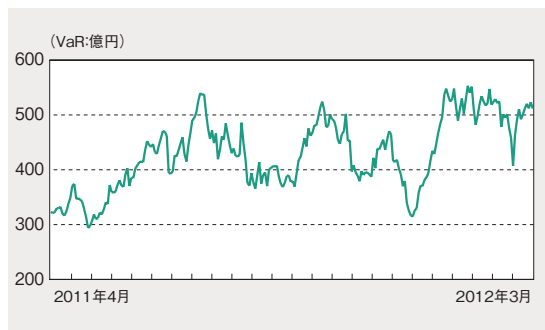
※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【トレーディングVaR(2011年4月1日～2012年3月31日)】



【バンキングVaR(2011年4月1日～2012年3月31日)】



リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテストを日次で実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテストの結果は右記の通りです。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数等は、特に問題ない水準であり、VaRは適切に算出されているものと判断しています。

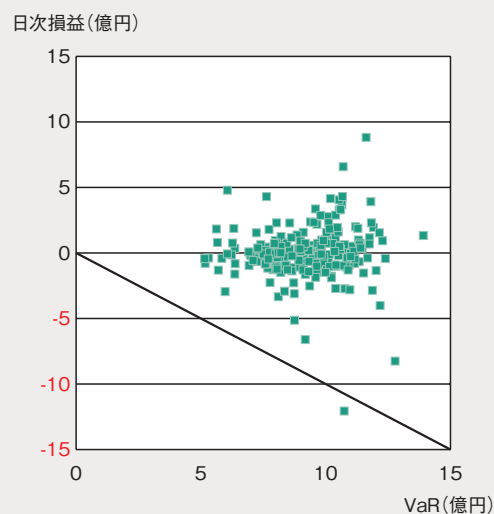
りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、外部監査においても有効性が確認されています。

また、りそな銀行ではヒストリカルワースシナリオ^{※1}や仮想シナリオ^{※2}に基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

※1 ヒストリカルワースシナリオとは、過去の市場、経済環境の変動事象における、最大規模の変動が発生する前提で策定したシナリオのことです。市場リスクでは、過去10年間の市場の変動データに基づき策定しています。

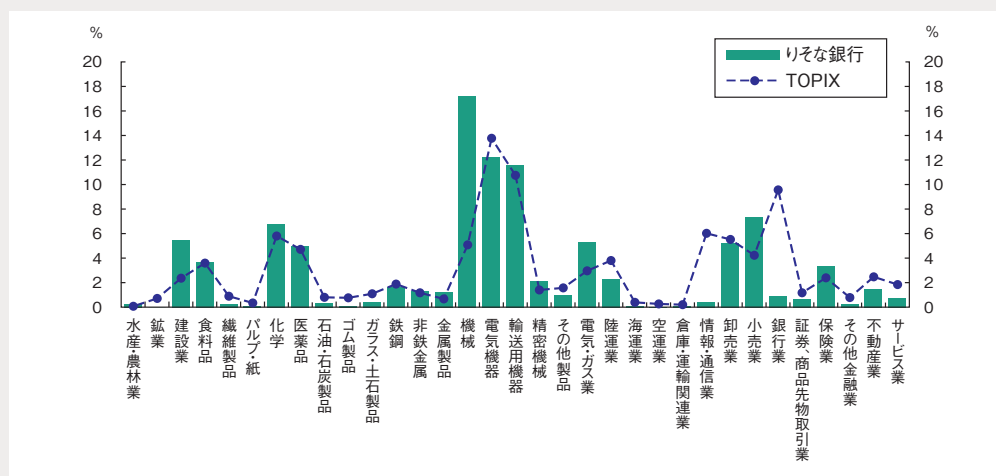
※2 仮想シナリオとは、ポートフォリオの状況等を踏まえ、マクロ経済環境の悪化や特定のイベント、環境変化等当社にとって影響を及ぼすものを想定し策定したシナリオのことです。

【トレーディング取引に係るバックテストの状況】



※グラフ上の斜線よりも点がある場合は、VaRの範囲内に収まらない損失が発生したことを表します。

〔参考：政策投資株式 業種別ポートフォリオ(2012年3月末りそな銀行単体)〕



埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、バンキング取引も国債中心の運用であり、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

また、埼玉りそな銀行ではヒストリカルワースナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

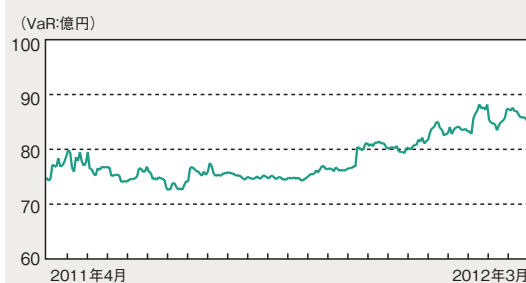
【VaR実績値(2011年4月1日～2012年3月31日)】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.3	0.6	0.2	0.4
バンキング取引	83	88	72	78

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR(2011年4月1日～2012年3月31日)】



近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、バンキング取引における債券運用が中心であり、政策投資株式やトレーディング取引へのリスク配分は限定的です。近畿大阪銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

近畿大阪銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテストで検証を行っています。

また、近畿大阪銀行ではヒストリカルワースナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

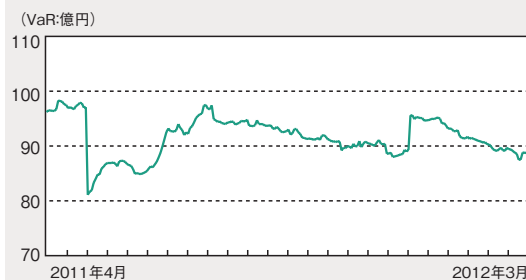
【VaR実績値(2011年4月1日～2012年3月31日)】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.0	2.6	0.0	0.4
バンキング取引	88	98	81	91

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	125営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR(2011年4月1日～2012年3月31日)】



銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

出資・株式等に関するリスク管理

グループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じて銘柄の厳選に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計測してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

時価評価が可能な上場株式等については、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaRにより行っています。

グループ各銀行が保有するその他の市場価格のない未上場株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係らず、信用リスクとしてリスクを計測しています。

銀行勘定における金利リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

グループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディングに係るリスク管理と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的リスク管理への活用を行っています。

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- ・保有期間：りそな銀行及び埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行125営業日
- ・信頼区間：片側99%
- ・観測期間：5年
- ・リスク計測手法：ヒストリカル・シミュレーション法
- ・上記以外の主要な前提条件：満期のない流動性預金のうち、長期間滞留している部分（コア預金）については、りそな銀行及び埼玉りそな銀行は2010年4月より、近畿大阪銀行は2010年10月より、内部モデルによって残高を推計し、最長10年、平均5年のものとして金利リスクを計測しています。また、グループ各銀行では、期限前返済のある住宅ローン等について、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。

流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本的考え方

流動性リスクとは、「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)」をいいます。

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、資金化が容易な資産(流動性資産)を潤沢に保有し、安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止し、その状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

グループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制体制や、適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施する等の流動性リスク管理体制を整備しています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置し、グループとしての流動性リスク管理体制を整備しています。

流動性リスクの状況の評価

りそなホールディングス及びグループ各銀行は、流動性リスクの状況の評価を行い、「平常時」または「緊急時」の認定を行います。さらに「緊急時」の場合には、3フェーズ(「第一フェーズ(警戒時)」、「第二フェーズ(懸念時)」、「第三フェーズ(危機時)」)に区分された緊急時フェーズのいずれかの認定を行い、認定した緊急時フェーズに応じ、あらかじめ定めた具体的対応策を適時適切に実施する体制としています。

また、流動性リスクの状況の評価は、グループ共通の外的要因(りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策等)、及び内的要因(グループ各銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況等)の両面から分析することで、総合的に行っています。

流動性リスク指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク指標を設定しモニタリングを実施しています。さらに、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク指標にガイドラインを設定し、管理しています。特に潤沢な流動性資産を確保することが安定的な資金繰り運営上重要であるとの認識のもと、グループ各銀行は各々の規模・特性に応じた流動性資産保有額に係る適切な保有額の下限額をガイドラインとして設定し、当該ガイドラインを日々遵守しつつ安定的な資金繰り運営を実施しています。

また、りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行から主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにおいてグループ流動性リスク管理委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク管理委員会等を招集し対応します。

さらに、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理の基本的考え方

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク」をいい、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等の幅広いリスクを含んでおり、全ての業務・商品・サービスにおいて発生する可能性があります。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスク及び内在するリスクの特定・評価、把握を行い、経営に

重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止等を適切に行うことにより、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理体制の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

＜オペレーショナルリスクの分類＞

りそなグループのリスク分類		具体的事例 (内外の事例)	バーゼルⅡの損失分類 (国内告示より損失の例示抜粋)
事務リスク	内部不正	顧客預金横領 会社資産着服 意図的な権限外取引、改ざん	内部の不正 役職員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失
	事務過誤	事務ミスによる損失 重要物品の紛失・誤廃棄 期日管理看過による損失	注文等の執行、送達及びプロセスの管理 取引相手や仕入先との関係から生じる損失 取引処理・プロセス管理失敗による損失
システムリスク		システム障害 ハッキング・ウィルス感染	事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断又はシステム障害による損失
法務・コンプライアンスリスク		説明義務違反に起因する損失 優越的地位の濫用	顧客、商品及び取引慣行 顧客に対する過失による義務違反(受託者責任、適合性等) 商品の性質・設計から生じる損失
信託財産の運用リスク		管理の失当による損失 財産管理上の不正行為 運用ガイドライン違反	
その他のオペレーショナルリスク	災害	災害・停電による業務中断	事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断又はシステム障害による損失
	外部犯罪	偽造・盗難カード被害の補償 強盗・盗難による被害	外部からの不正 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失
	設備等の瑕疵	自然災害・テロによる設備損傷 設備瑕疵に起因する被害補償	有形資産に対する損傷 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
	人事・労務管理	残業代未払いによる訴訟 労災認定後の補償 セクハラ等の和解金	労務慣行及び職場の安全 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失

オペレーショナルリスクの管理体制

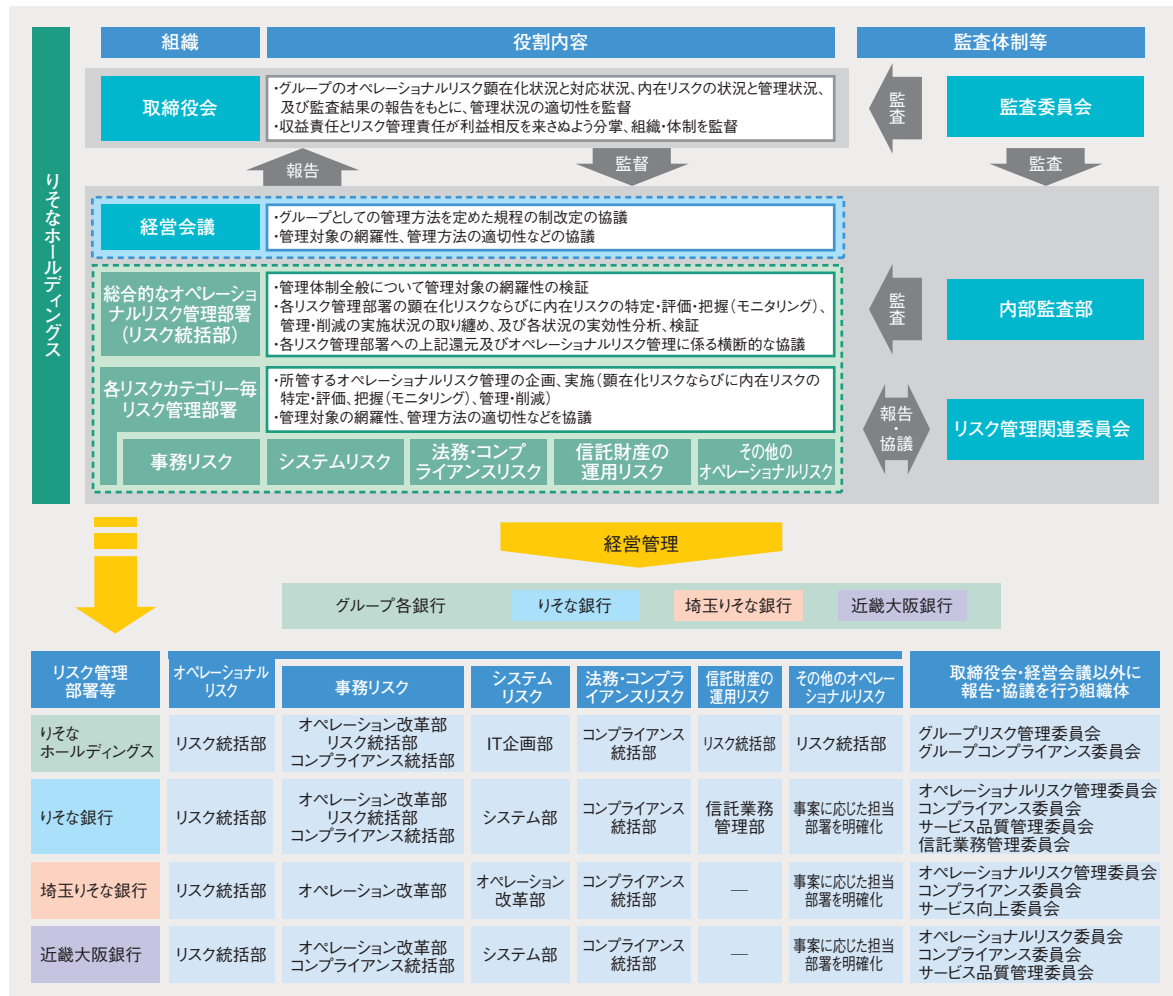
りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

損失データの収集と活用

グループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータや各種報告に基づき、各銀行及びりそなホールディングスでは顕在化したオペレーショナルリスクの分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計測し、統合的リスク管理に活用しています。

＜オペレーショナルリスク管理体制の概要＞



リスク顕在化時の対応

グループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行及びりそなホールディングスの経営陣及び関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナルリスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図っています。

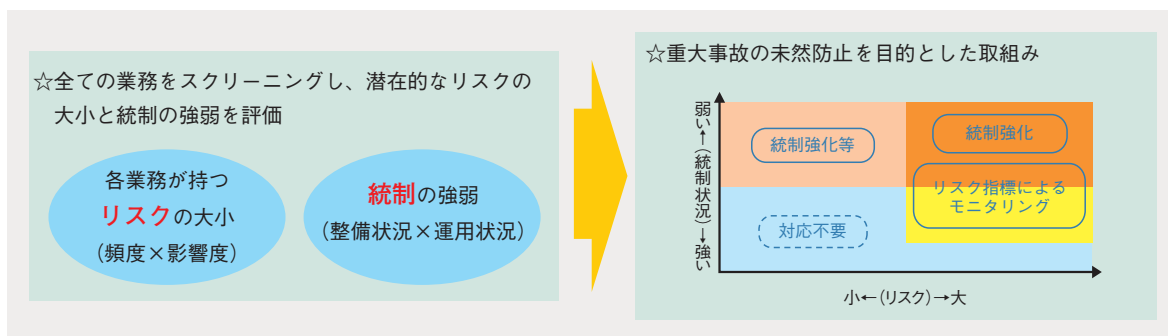
顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制のもとで迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めています。

オペレーショナルリスクの統制自己評価

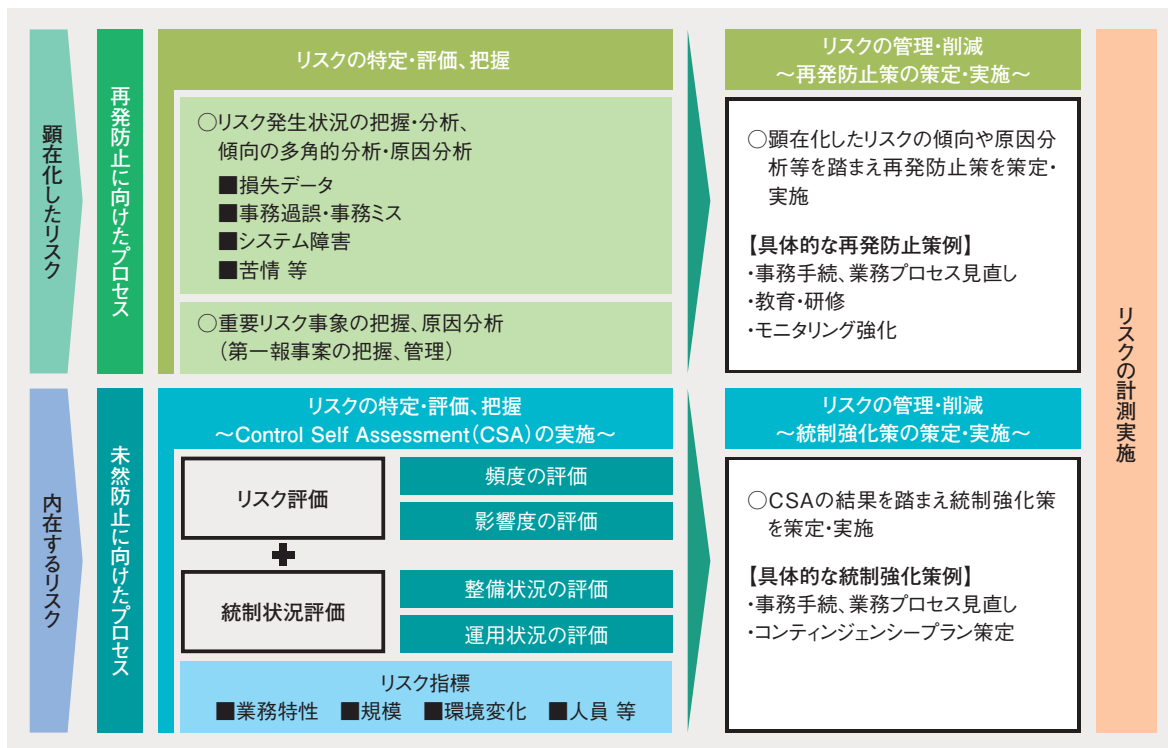
内在するリスクについては、オペレーショナルリスクの統制自己評価（OpR-CSA：Operational Risk-Control Self Assessment）を行い、業務毎のリスク（リスク顕在化の頻度と影響度）及び統制（整備状況と運用状況）を評価してリスクの洗出しを行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策（アクションプラン）により統制状況の改善を図るとともに、リスク指標の設定・モニタリングにより内在するリスクの状況変化を早期に把握することとしています。

<オペレーショナルリスクの統制自己評価>



<りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、把握、管理・削減の枠組み>



事務リスク管理

事務リスクとは、「業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客さまから信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するためには、事務リスクの抑制・極小化に向けて、事務過誤等の顕在化したリスク、各種モニタリング等で把握する内在リスクの両面からの取組みを継続して行っています。

グループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター

等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じています。

システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」をいいます。

システムリスクについては、システム障害等として顕在化したリスク、ならびにシステム毎のリスク評価等により把握する内在するリスクの両面から管理することを基本方針としています。

グループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害等に対する迅速で適切な対応や、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客さまの情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向上等に努めています。また、システム障害や様々な災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

法務・コンプライアンスリスク管理

法務・コンプライアンスリスクとは、「法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、及び顧客への説明義務違反や優越的地位の濫用その他の不適切な行為を行うこと、その他法的原因により損失を被るリスク」をいいます。

法務・コンプライアンスリスクの管理にあたっては、内在するリスク及び顕在化したリスクの特定・評価、把握を行い、再発防止や未然防止等を適切に遂行し、リスクの管理・削減を図ることとしています。

具体的にはグループ各銀行は、内在するリスクについては計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識及び法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図るとともに、法務・コンプライアンスリスク管

理部署等によるコンプライアンス・チェック及び指導・助言を通じて、リスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンス・プログラム等を通じて、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組み込みによりリスクの削減を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策定しています。加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理体制を整備しています。

金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネー・ローンダリング防止、不正利用口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。振り込み詐欺等の被害に関するお問合せ窓口として、各銀行毎にフリーダイヤルを設置し、振り込み詐欺被

害者救済法に基づき、被害者の方への滞留資金の返還について、ご照会をお受けています。

また、お客さまとの取引開始に際し、現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合や反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠となる条項（いわゆる「暴力団排除条項」）をグループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しています。

信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用リスクとは、「信託財産の運用において、りそな銀行が果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失又は逸失利益を補填しなければならないリスク」をいいます。

信託財産の運用・管理において、受託者には忠実義務、善管注意義務等の受託者責任が課せられています。

りそな銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用・管理しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。信託財産の運用に係るリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、受託者責任を適切に履行するため、これらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認

識したうえで、顕在化したリスクと内在するリスクの両面からリスクの特定・評価、把握、管理及び削減に係る部署と連携して行っています。

具体的には、信託財産の運用リスク管理部署は、運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリングし、管理しています。顕在化したリスクについては、発生要因に応じて、業務プロセスの見直しや教育の徹底等、有効な再発防止策を講じています。内在するリスクについても、モニタリングする対象・頻度の見直しの実施により、リスクのコントロール・削減を行っています。

また、信託財産の運用・管理においては、外部監査機関による米国検証業務基準書第16号(SSAE16)に基づいた検証を受けており、適正運営の評価を得ています。

レピュテーションリスク管理

レピュテーションリスクとは、「マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク」をいいます。

レピュテーションリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を越えた不利益を被る可能性があります。

りそなグループでは、レピュテーションリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付け、適時適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

具体的には、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在

化事象の早期把握に努めています。また、ソーシャルメディア利用によるレピュテーションリスク発現の未然防止のため、「ソーシャルメディアポリシー」を制定しています。

レピュテーションリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応によりりそなグループのステークホルダー（株主、お客さま、社員等）の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。りそなグループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

なお、対外的なお問合せ及び公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

危機管理・業務継続体制について

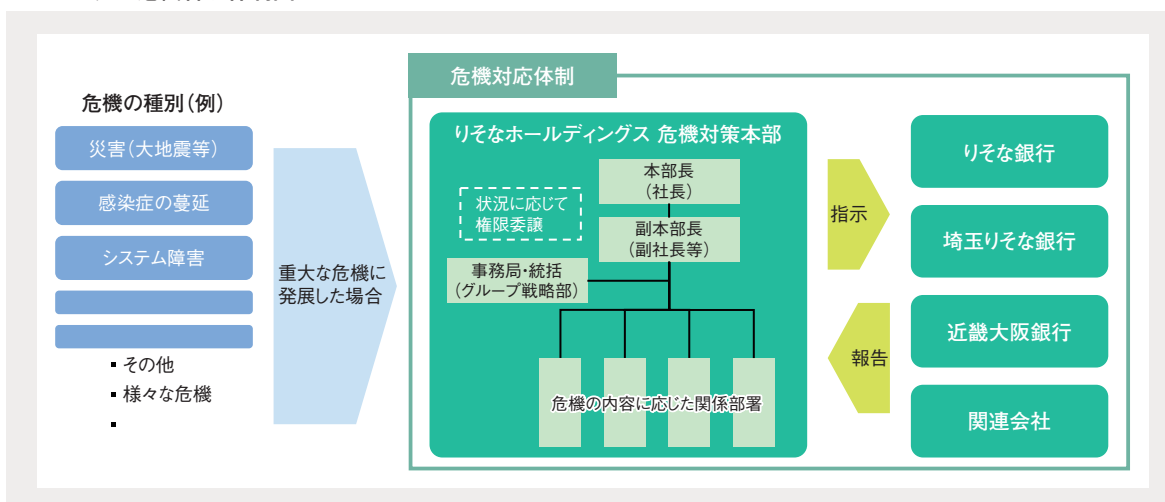
危機管理体制

りそなホールディングス及びグループ各社は、災害やシステム障害等により顕在化したリスクが、リスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、お客さまや社員等の安全を確保し、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務継続・早期復旧が図れるよう、危機

管理基本方針を定め、危機管理体制を整備しています。

重大な危機が発生した場合は、各社に社長（又は予め定める代行者）を本部長とする危機対策本部を設置し、グループ各社が連携して危機対応にあたることとしています。

<グループの危機管理体制図>



業務継続体制

業務継続の基本的考え方

大規模地震や感染症の蔓延等の災害により、業務継続が脅かされる危機の発現時において、りそなグループとしての業務継続の基本方針を以下の通りとし、金融システム機能の中断を余儀なくされることのないよう、予め業務継続計画を策定し、業務継続体制の整備を進めるとともに、代表執行役（又は代表取締役）による検証を通じて業務継続体制の継続的な改善に取り組んでいます。

業務継続の基本方針

- ・お客さま・社員など関係者の人命の安全確保を何よりも優先します。
- ・可能な限りの業務を継続・早期復旧することで、お客さまの生活や経済活動の維持に貢献するとともに、決済システムへの影響を抑制します。
- ・業務停止等による機会損失を最小限に抑えるとともに、資産及び信託財産の適切な保全を図ることにより、健全性を維持し経営リスクを軽減します。
- ・これらの実効性を確保するため、必要な体制・インフラを整備し、適切に経営資源を配分します。

業務継続計画の策定

りそなグループ各社では、前記の業務継続の基本方針に基づき、大規模地震や感染症の蔓延等の危機を想定した業務継続計画や各種規程、マニュアル等を策定しています。

業務継続計画等においては、大規模地震等の危機の発現により業務継続が困難となる場合を想定し、お客さま・社員など人命の安全に十分配慮しつつ、必要な経営資源・業務執行体制を確保するための方策、金融システム機能の維持のための業務継続・早期復旧に向けた対応等について具体的に定めています。

非常時における優先業務

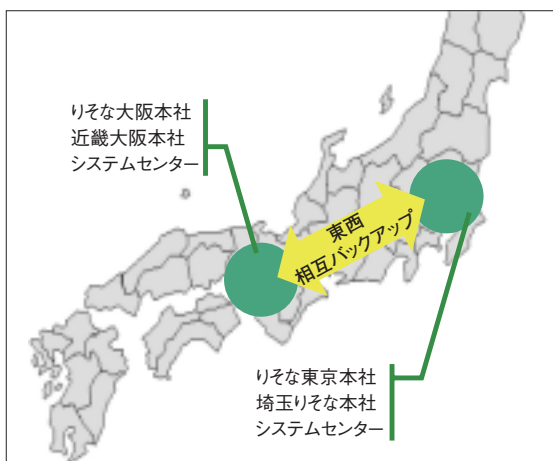
りそなグループ各社では、お客さま及び金融決済への影響度等を踏まえて、預金業務、為替業務、資金証券業務等の主要業務を大規模地震発生時等非常時における優先業務と位置付け、これらの業務については、当日中の業務再開を目標に復旧対応に当たることとしています。

主要インフラの整備

大規模地震の発生に備え、りそなグループ各社では、本社、営業店、システムセンター等の主要施設について、建物の耐震化、非常用発電機の設置等を進めています。

また、グループ各社の本社、システムセンターを首都圏・近畿圏に分散設置することにより、大地震発生時における同時被災リスクを軽減しているほか、危機発生時における東西相互バックアップ体制を整備しています。さらに、主要なコンピュータ・システムについて、遠隔地の非常用バックアップ・システムの構築、拠点間ネットワーク・インフラの二重化などの安全対策を施しているほか、電話通信網の遮断等に備え、衛星電話、業務用無線など複数の通信設備を導入済です。

<東西相互のバックアップ体制>



業務継続のための要員確保

大規模地震や感染症の蔓延等の危機時には、社員の被災・罹患や交通機関の混乱等により、業務の継続に必要な要員の確保が困難になるおそれがあります。このため、りそなグループ各社では、社員の安全確保を前提に、非常時における要員の確保策について定めるとともに、主要拠点において非常用物資の備蓄を行っています。

地域との協調・地域貢献

りそなグループ各社は、地域に根ざしたリテールバンクとして、業務継続を通じて金融面で地域に貢献するとともに、災害時の復旧活動や平時の啓発活動に関して地元地域との協調に努めます。

埼玉りそな銀行は、2010年9月、埼玉県と「防災協力に関する包括協定」を締結し、県主催のさまざまな訓練に参加する等、地域と協調した活動に取り組んでいます。

業務継続体制の高度化への取り組み

2011年3月に発生した東日本大震災では、被害が広域に及び想定外の事象に見舞われつつも、りそなグループ各社が連携し業務継続・復旧対応にあたりました。2011年度においては、震災対応の経験を踏まえ、グループ各社の業務継続体制について、集中的な見直しを実施しました。

りそなグループ各社では、こうした体制整備を継続的に実施するとともに、その実効性を確保するための訓練や社員教育にも積極的に取り組んでいます。



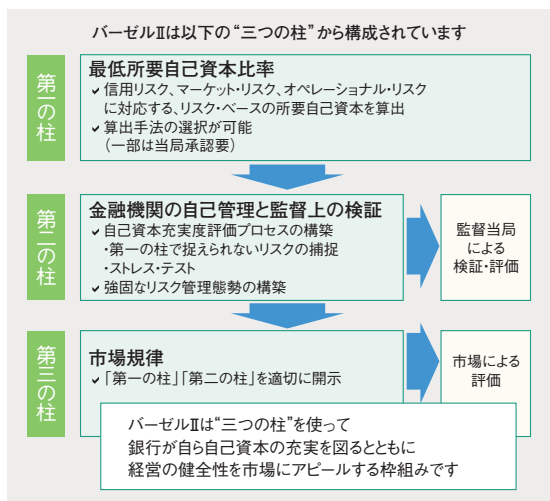
グループ合同業務継続訓練の様様

自己資本管理体制について

りそなグループにおけるバーゼル規制への対応

本邦において2007年3月より導入されたバーゼルIIは、自己資本の充実を通じて金融機関の健全性確保を図る枠組みです。

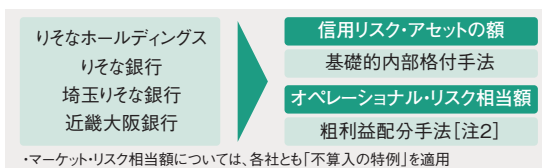
<バーゼルIIの枠組み>



りそなグループでは、バーゼルIIの枠組みに沿って十分な自己資本を確保していくために、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方

針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出[注1]等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めてきました。

<自己資本比率算出手法>

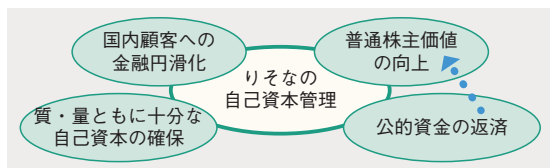


[注1] 当社グループの自己資本比率算出手法は、上表の通りです。りそなホールディングス及び各銀行の自己資本比率は、自己資本比率告示に基づき、国内基準(第二基準)にて算出しています。
 [注2] 粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

2013年3月より、自己資本の質及び量の強化を謳ったバーゼルIIIが、本邦の国際統一基準行に適用される予定です。りそなグループでは、バーゼルIIIの国内基準行に対する規制動向を注視しつつ、新規制に十分対応できるよう、準備を進めてまいります。

りそなグループの自己資本管理

りそなグループは、「国内顧客への金融円滑化」という使命を果たしつつ、「質・量ともに十分な自己資本を確保」という調和のとれた自己資本管理を行っていく必要があります。



また、国内貸出等のコア資産に集中的に資本を投下しつつ、以下のような自己資本管理、及びリスク管理上の施策を徹底しております。

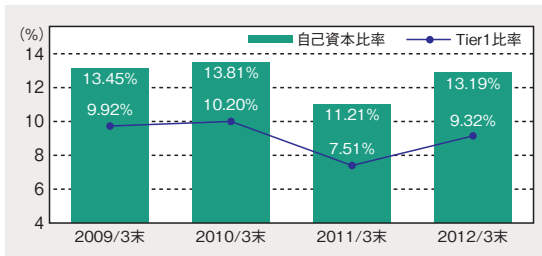
- ・貸出金のストレス耐性を強化する(小口分散化や、保証協会保証貸付・住宅ローン等低リスク資産の推進)
- ・資産の中身を詳細に分析する
- ・損失が拡大する可能性のある資産は早目に対処を行う
- ・投資株式は増加させない
- ・リスクが複雑な商品の取扱いは抑制する(高リスクの証券化商品などは保有しない)

リスクの小さい、健全な資産ポートフォリオ
りそなグループの強み

2011年12月より、主に証券化商品・トレーディング勘定に関する取引についての規制が強化(バーゼルIIの枠組みの強化)されましたが、上記施策の通り健全なポートフォリオ運営を掲げているりそなグループにおいて自己資本比率への影響は極めて軽微でした。

りそなグループでは、引き続き「足元の自己資本管理、及びリスク管理をしっかり行うこと」に注力し、自己資本を毀損させない、健全な資産ポートフォリオの維持に努めてまいります。

<HD連結自己資本比率の推移>



自己資本管理のガバナンスとPDCA

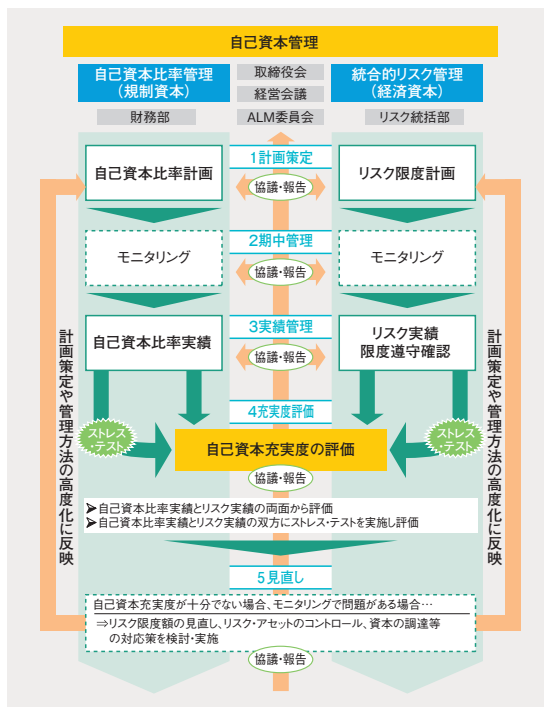
りそなホールディングス及びグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が、それぞれ自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度の評価、必要に応じた対応策の検討を行いつつ、相互に十分な協議を実施することにより、自己資本管理の状況が、経営陣に的確かつタイムリーに報告されるため、自己資本管理に関する機動的な施策の実行が可能となっています。

なお、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとして複数のストレス・テストを実施し、またバーゼルⅡにおける第一の柱で捉えられないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

以上のような自己資本管理体制の下、りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、2012年3月期についても、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準を確保しています。

<りそなホールディングスの自己資本充実度評価>



※ グループ各銀行についても、自己資本管理部署と統合的リスク管理部署を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

内部監査体制について

グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングス及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切

に発揮されるよう、りそなホールディングス及びグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限及び責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

組織体制

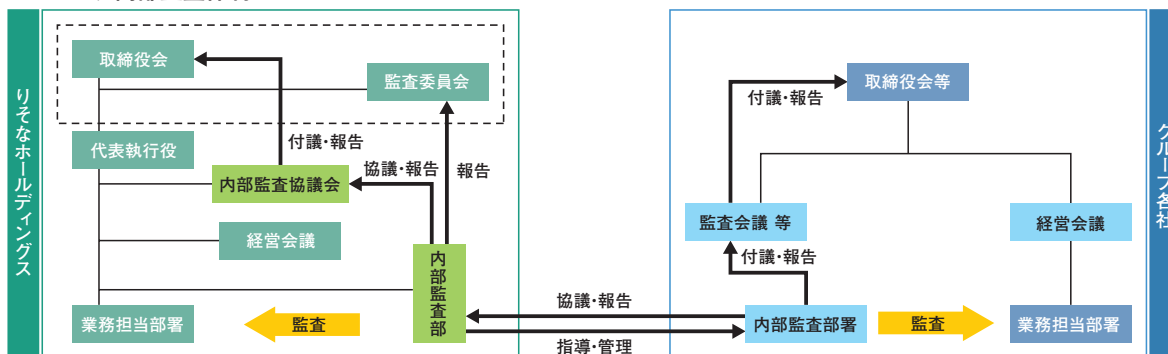
りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」るために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役及び内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執

行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。また、グループ各社はその業務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

<グループ内部監査体制>



機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングス及びグループ各社の「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングス及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会及び監査委員会へ報告されます。グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会及び監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

グループ会社のご紹介

グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

【カード】

りそなカード株式会社

りそなカード株式会社は、りそなグループのクレジットカード会社として、りそなカードならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行しているほか、VISA・MASTER・JCBの各国際ブランドのカードを取り扱っています。

(東京本社) 東京都江東区東陽2-2-20
電話 03-5665-0601 (代表)

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話 06-6203-9321 (代表)

(ホームページ <http://www.resonacard.co.jp>)

【ビジネスコンサルティング】

りそな総合研究所株式会社

りそな総合研究所株式会社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築(各種認証取得支援)等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール(事業後継者育成)・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

(東京本社) 東京都江東区東陽2-2-20
電話 03-5653-3701

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-5
電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22
電話 052-221-6781

(ホームページ <http://www.rri.co.jp>)

【ベンチャーキャピタル】

りそなキャピタル株式会社

りそなキャピタル株式会社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進しています。

(東京本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話 03-5641-3311

(ホームページ <http://www.resonacapital.co.jp>)

【ファクタリング・代金回収代行】

りそな決済サービス株式会社

りそな決済サービス株式会社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまのさまざまなニーズにお応えしています。

(本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話 03-5640-8181 (代表)

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5
電話 048-823-8371

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話 06-6222-7722

(近畿大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話 06-6222-7722

(ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>)

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移	65
連結財務諸表	68
有価証券及び金銭の信託の時価等情報	80
デリバティブ取引情報	82
セグメント情報	84
主要な業務の状況を示す指標	85
預金・貸出金に関する指標	88
不良債権処理について	89
有価証券に関する指標	91
信託業務に関する指標	91
主要な経営指標等の推移（単体）	93
単体財務諸表	94
組織	99
子会社等の状況	102

主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

連結会計年度	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
連結経常収益	1,114,441	979,276	875,130	859,898	850,350
うち連結信託報酬	41,380	35,414	28,727	25,937	23,497
連結経常利益	233,712	114,402	152,314	210,290	274,872
連結当期純利益	302,818	123,910	132,230	160,079	253,662
連結包括利益	—	—	—	132,513	300,884
連結純資産額	2,524,656	2,178,084	2,271,897	1,592,553	1,843,329
連結総資産額	39,916,171	39,863,143	40,743,531	42,706,848	43,199,830
1株当たり純資産額(円)	△137.11	△303.63	44.77	251.67	354.35
1株当たり当期純利益金額(円)	236.90	76.27	88.32	73.14	96.56
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	161.47	50.36	51.74	39.62	68.36
自己資本比率(%)	5.98	5.13	5.26	3.47	4.01
連結自己資本比率(第二基準)(%)	14.28	13.45	13.81	11.21	13.19
連結自己資本利益率(%)	14.41	5.58	6.30	8.82	15.77
連結株価収益率(倍)	7.00	17.17	13.38	5.41	3.94
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,153,782	1,469,230	1,024,489	3,465,449	1,155,398
投資活動によるキャッシュ・フロー	589,524	△1,155,104	△858,062	△1,159,614	△1,306,760
財務活動によるキャッシュ・フロー	396,337	△356,430	7,651	△909,124	59,461
現金及び現金同等物の期末残高	1,153,744	1,111,291	1,285,371	2,682,038	2,590,131
従業員数(人)	16,344	16,498	16,756	16,941	16,881
〔外、平均臨時従業員数〕	〔15,532〕	〔15,701〕	〔14,384〕	〔13,601〕	〔13,036〕
合算信託財産額	36,733,534	34,420,340	26,709,717	26,093,642	23,973,650

- (注) 1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2.1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表「注記事項」の(1株当たり情報)に記載しております。
また、2012年3月期から「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、2008年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
- 3.当社は、2009年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
当該株式分割は2008年3月期期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 4.自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5.連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく2006年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
- 6.連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 7.従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 8.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
なお、2009年4月1日に株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併したことにより、該当する信託業務を営む会社は株式会社りそな銀行1社となっております。

■連結損益の状況

（単位：百万円）

	2011年3月期	2012年3月期	2011年3月期比
経常収益	859,898	850,350	△9,548
連結粗利益	667,047	655,225	△11,821
資金利益	484,092	463,981	△20,111
信託報酬(償却後)	25,937	23,497	△2,439
(信託勘定不良債権処理額)(A)	△21	47	69
役務取引等利益	120,865	119,685	△1,179
特定取引利益	28,534	11,558	△16,976
その他業務利益	7,617	36,502	28,885
一般貸倒引当金繰入額(B)	1,350	—	△1,350
営業経費	△369,413	△360,914	8,498
臨時損益	△88,695	△19,438	69,256
うち株式等関係損益	△833	2,361	3,195
うち不良債権処理額(C)	△92,253	△54,680	37,573
うち与信費用戻入額(D)	/	40,816	40,816
うち持分法による投資損益	400	191	△208
経常利益	210,290	274,872	64,582
特別利益	32,652	2,069	△30,582
うち与信費用戻入額(E)	29,362	/	△29,362
特別損失	△5,831	△3,645	2,186
税金等調整前当期純利益	237,111	273,297	36,185
法人税、住民税及び事業税	△10,523	△12,522	△1,998
法人税等調整額	△62,189	△2,593	59,595
少数株主利益	△4,318	△4,518	△199
当期純利益	160,079	253,662	93,583
与信費用(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	△61,561	△13,816	47,744
信託勘定不良債権処理額	△21	47	69
一般貸倒引当金繰入額	1,350	57,610	56,259
貸出金償却	△52,299	△49,853	2,446
個別貸倒引当金繰入額	△34,860	△48,038	△13,178
特定海外債権引当勘定繰入額	△1	1	3
その他不良債権処理額	△5,092	△4,827	264
償却債権取立益	29,362	31,243	1,880

(注) 従来「特別利益」の内訳として計上していた「与信費用戻入額」は、今期より「臨時損益」の内訳科目として表示しております。

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

	2011年3月末	2012年3月末	2011年3月末比
連結子会社数	17	16	△1
持分法適用会社数	1	1	—
合計	18	17	△1

■2012年3月期の業績について

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比4,929億円増加し43兆1,998億円となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比1兆4,359億円増加して11兆3,358億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比703億円減少して25兆7,826億円になりました。負債では、預金が前連結会計年度末比3,436億円増加して34兆5,236億円になりました。

純資産の部については、当期純利益の計上などにより前連結会計年度末比2,507億円増加し1兆8,433億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、354円35銭となっております。

連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小を主因とする資金利益の減少などにより前連結会計年度比118億円減少し6,552億円となりましたが、営業経費が前連結会計年度比84億円減少の3,609億円、与信費用総額が前連結会計年度比477億円減少の138億円となったため、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比361億円増加し2,732億円となりました。一方、税金費用等は貸倒引当金に係る税効果見直し等により前連結会計年度比573億円減少し、この結果、連結当期純利益は前連結会計年度比935億円増加の2,536億円となりました。また1株当たり当期純利益は96円56銭となっております。

当社（単体）の経営成績については、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加などにより前事業年度比1,269億円増加し1,583億円、経常利益は前事業年度比1,277億円増加して1,511億円、当期純利益は前事業年度比1,249億円増加して1,511億円となりました。

なお、連結自己資本比率（第二基準）は、13.19%となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比139億円減少し2,981億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比284億円増加し1,084億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比7億円減少し2,607億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比103億円増加し1,066億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前連結会計年度比90億円減少し553億円に、与信費用控除後業務純益は前連結会計年度比90億円減少し457億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2兆3,100億円収入が減少して1兆1,553億円の収入となりました。これは主として借入金の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1,471億円支出が増加して1兆3,067億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得による支出が増加したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比9,685億円支出が減少して594億円の収入となりました。これは主として、自己株式の取得による支出が減少したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は当連結会計年度期首に比べ919億円減少して2兆5,901億円となりました。

連結財務諸表

当社は、2011年3月期及び2012年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2011年3月31日)	2012年3月期 (2012年3月31日)
<資産の部>		
現金預け金 ^{※8}	3,027,781	2,707,761
コールローン及び買入手形	356,676	246,323
買入金銭債権	427,467	439,726
特定取引資産 ^{※8}	637,508	696,538
有価証券 ^{※1,2,8,15}	9,899,960	11,335,875
貸出金 ^{※3,4,5,6,7,8,9}	25,853,022	25,782,695
外国為替 ^{※7}	63,472	76,340
その他資産 ^{※8}	1,634,261	1,158,028
有形固定資産 ^{※11,12}	313,231	307,088
建物	104,481	103,271
土地 ^{※10}	193,038	190,081
リース資産	1,174	1,504
建設仮勘定	1,511	1,146
その他の有形固定資産	13,025	11,084
無形固定資産	53,836	51,860
ソフトウェア	10,915	10,844
リース資産	37,557	35,647
その他の無形固定資産	5,364	5,368
繰延税金資産	186,891	169,357
支払承諾見返	678,495	608,435
貸倒引当金	△424,619	△379,863
投資損失引当金	△1,139	△338
資産の部合計	42,706,848	43,199,830

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2011年3月31日)	2012年3月期 (2012年3月31日)
<負債の部>		
預金 ^{※8}	34,179,947	34,523,604
譲渡性預金	1,424,610	1,337,560
コールマネー及び売渡手形	277,916	408,527
売現先勘定 ^{※8}	142,972	11,998
債券貸借取引受入担保金 ^{※8}	—	345,063
特定取引負債	244,282	273,269
借入金 ^{※8,13}	1,700,813	1,512,904
外国為替	1,755	2,051
社債 ^{※14}	678,071	797,076
信託勘定借	375,866	354,818
その他負債	1,320,538	1,089,568
賞与引当金	14,603	13,943
退職給付引当金	11,591	12,481
その他の引当金	34,552	41,358
繰延税金負債	—	125
再評価に係る繰延税金負債 ^{※10}	28,277	23,713
支払承諾	678,495	608,435
負債の部合計	41,114,294	41,356,500
<純資産の部>		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	879,381	1,086,691
自己株式	△86,847	△86,849
株主資本合計	1,370,089	1,577,397
その他有価証券評価差額金	61,826	92,243
繰延ヘッジ損益	16,352	27,124
土地再評価差額金 ^{※10}	38,479	41,303
為替換算調整勘定	△4,468	△4,629
その他の包括利益累計額合計	112,190	156,042
少数株主持分	110,273	109,890
純資産の部合計	1,592,553	1,843,329
負債及び純資産の部合計	42,706,848	43,199,830

■連結損益計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
経常収益	859,898	850,350
資金運用収益	551,097	520,239
貸出金利息	469,470	441,565
有価証券利息配当金	58,305	59,402
コールローン利息及び 買入手形利息	1,863	863
債券貸借取引受入利息	54	2
預け金利息	2,021	2,536
その他の受入利息	19,382	15,867
信託報酬	25,937	23,497
役務取引等収益	172,420	171,696
特定取引収益	28,900	11,558
その他業務収益	50,554	52,212
その他経常収益	30,988	71,147
貸倒引当金戻入益	—	9,573
償却債権取立益	—	31,243
その他の経常収益※1	30,988	30,330
経常費用	649,608	575,478
資金調達費用	67,004	56,257
預金利息	38,695	29,841
譲渡性預金利息	1,770	1,886
コールマネー利息及び 売渡手形利息	437	205
売現先利息	69	37
債券貸借取引支払利息	140	167
借用金利息	2,454	2,897
社債利息	21,177	19,127
その他の支払利息	2,258	2,095
役務取引等費用	51,555	52,010
特定取引費用	365	—
その他業務費用	42,937	15,709
営業経費	369,413	360,914
その他経常費用	118,332	90,585
貸倒引当金繰入額	33,511	—
その他の経常費用※2	84,821	90,585
経常利益	210,290	274,872
特別利益	32,652	2,069
固定資産処分益	1,711	2,069
負ののれん発生益	1,578	—
償却債権取立益	29,362	—
特別損失	5,831	3,645
固定資産処分損	1,576	1,039
減損損失	3,659	2,606
その他の特別損失	595	—
税金等調整前当期純利益	237,111	273,297
法人税、住民税及び事業税	10,523	12,522
法人税等調整額	62,189	2,593
法人税等合計	72,713	15,116
少数株主損益調整前当期純利益	164,397	258,180
少数株主利益	4,318	4,518
当期純利益	160,079	253,662

■連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純利益	164,397	258,180
その他の包括利益※	△31,884	42,703
その他有価証券評価差額金	△21,445	30,463
繰延ヘッジ損益	2,563	10,772
土地再評価差額金	—	3,366
為替換算調整勘定	△12,979	△1,872
持分法適用会社に対する持分相当額	△22	△26
包括利益	132,513	300,884
親会社株主に係る包括利益	140,679	298,056
少数株主に係る包括利益	△8,166	2,827

■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	327,201	340,472
当期変動額		
新株の発行	13,271	—
当期変動額合計	13,271	—
当期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
当期首残高	400,709	237,082
当期変動額		
新株の発行	534,444	—
自己株式の処分	△1	△0
自己株式の消却	△1,307,683	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	0
当期変動額合計	△163,626	—
当期末残高	237,082	237,082
利益剰余金		
当期首残高	1,372,119	879,381
当期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	160,079	253,662
土地再評価差額金の取崩	1,792	542
利益剰余金から資本剰余金への振替	△609,613	△0
当期変動額合計	△492,737	207,309
当期末残高	879,381	1,086,691
自己株式		
当期首残高	△86,840	△86,847
当期変動額		
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	2	0
自己株式の消却	1,307,683	—
当期変動額合計	△7	△1
当期末残高	△86,847	△86,849
株主資本合計		
当期首残高	2,013,189	1,370,089
当期変動額		
新株の発行	547,716	—
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	160,079	253,662
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,792	542
当期変動額合計	△643,099	207,307
当期末残高	1,370,089	1,577,397

(単位：百万円)

その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	83,129	61,826
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21,303	30,416
当期変動額合計	△21,303	30,416
当期末残高	61,826	92,243
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	13,789	16,352
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,563	10,772
当期変動額合計	2,563	10,772
当期末残高	16,352	27,124
土地再評価差額金		
当期首残高	40,271	38,479
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,792	2,824
当期変動額合計	△1,792	2,824
当期末残高	38,479	41,303
為替換算調整勘定		
当期首残高	△3,807	△4,468
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△660	△161
当期変動額合計	△660	△161
当期末残高	△4,468	△4,629
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	133,382	112,190
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21,192	43,851
当期変動額合計	△21,192	43,851
当期末残高	112,190	156,042
少数株主持分		
当期首残高	125,326	110,273
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15,052	△383
当期変動額合計	△15,052	△383
当期末残高	110,273	109,890
純資産合計		
当期首残高	2,271,897	1,592,553
当期変動額		
新株の発行	547,716	—
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	160,079	253,662
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	1,792	542
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△36,244	43,468
当期変動額合計	△679,344	250,776
当期末残高	1,592,553	1,843,329

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	237,111	273,297
減価償却費	25,258	27,743
減損損失	3,659	2,606
負ののれん発生益	△1,578	—
持分法による投資損益(△は益)	△400	△191
貸倒引当金の増減(△)	△14,985	△44,755
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,786	△800
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,191	△660
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,769	889
資金運用収益	△551,097	△520,239
資金調達費用	67,004	56,257
有価証券関係損益(△)	△25,059	△23,024
為替差損益(△は益)	△47,688	△54,714
固定資産処分損益(△は益)	△134	△1,030
特定取引資産の純増(△)減	△114,712	△59,029
特定取引負債の純増減(△)	89,879	28,987
貸出金の純増(△)減	410,526	70,326
預金の純増減(△)	1,224,337	343,657
譲渡性預金の純増減(△)	305,020	△87,050
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)	1,080,193	△177,909
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減	△23,422	228,113
コールローン等の純増(△)減	507,510	98,095
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減	56,541	—
コールマネー等の純増減(△)	△105,331	△363
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)	△55,933	345,063
外国為替(資産)の純増(△)減	△2,202	△12,868
外国為替(負債)の純増減(△)	△1,330	295
普通社債発行及び償還による 増減(△)	△58,686	8,954
信託勘定借の純増減(△)	△821	△21,048
資金運用による収入	560,256	520,729
資金調達による支出	△74,960	△63,117
その他	△12,643	251,813
小 計	3,478,486	1,190,025
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△13,036	△34,627
営業活動による キャッシュ・フロー	3,465,449	1,155,398

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,734,686	△41,237,703
有価証券の売却による収入	30,896,522	36,553,559
有価証券の償還による収入	3,685,233	3,385,689
有形固定資産の 取得による支出	△8,156	△9,283
有形固定資産の 売却による収入	5,844	5,873
無形固定資産の 取得による支出	△2,070	△4,546
無形固定資産の 売却による収入	115	—
子会社株式の取得による支出	△2,126	—
その他	△288	△348
投資活動による キャッシュ・フロー	△1,159,614	△1,306,760
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	1,000	—
劣後特約付借入金の 返済による支出	△4,000	△10,000
劣後特約付社債の 発行による収入	49,753	210,876
劣後特約付社債の 償還による支出	△147,550	△94,096
株式の発行による収入	544,706	—
配当金の支払額	△44,994	△46,894
少数株主への配当金の支払額	△347	△421
自己株式の取得による支出	△1,307,693	△2
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー	△909,124	59,461
現金及び現金同等物に 係る換算差額	△43	△7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,396,667	△91,907
現金及び現金同等物の 期首残高	1,285,371	2,682,038
現金及び現金同等物の 期末残高※1	2,682,038	2,590,131

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (2012年3月期)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 16社
 主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。
 (連結の範囲の変更)
 りそな債権回収株式会社は2011年12月22日付で清算終了いたしました。
- (2) 非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
 会社名
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
- (4) 持分法非適用の関連会社
 主要な会社名
 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等
 会社等名
 畿内総合信用保証株式会社
 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
 12月末日 4社
 3月末日 12社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法によ

り行っております。

(4) 減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く)
 有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物: 2年~50年
 その他: 2年~20年
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- ③リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は420,113百万円であります。
 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(10) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	11,348百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
預金払戻損失引当金	15,160百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

オフバランス取引等損失引当金	5,362百万円
信用保証協会負担金引当金	5,346百万円
ポイント引当金	2,831百万円
利息返還損失引当金	367百万円

オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ2003年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は3百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方

式によっております。

(16) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■会計方針の変更

(2012年3月期)

当連結会計年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 2010年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 2010年6月30日）を適用しております。

上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。

なお、上記会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は41.47円であります。

■追加情報

(2012年3月期)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号2009年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号2009年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。

■注記事項

(2012年3月期)

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	19,256百万円
出資金	2,911百万円
- ※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
- ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	13,970百万円
延滞債権額	457,844百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	4,555百万円
------------	----------

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	274,523百万円
-----------	------------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	750,893百万円
-----	------------

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

206,969百万円

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,747百万円
特定取引資産	11,996百万円
有価証券	8,335,942百万円
貸出金	162,626百万円
その他資産	3,927百万円
計	8,516,241百万円

担保資産に対応する債務	
預金	98,141百万円
売現先勘定	11,998百万円
債券貸借取引受入担保金	345,063百万円
借入金	1,449,490百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	
現金預け金	80百万円
有価証券	798,101百万円
その他資産	142,427百万円
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金及び敷金保証金は次のとおりであります。	
先物取引差入証拠金	1,426百万円
敷金保証金	21,641百万円
※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。	
融資未実行残高	8,010,389百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	7,756,264百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
※ 10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価を行った年月日	
1998年3月31日	
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（1998年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	31,953百万円
※ 11. 有形固定資産の減価償却累計額	
減価償却累計額	212,896百万円
※ 12. 有形固定資産の圧縮記帳額	
圧縮記帳額	52,679百万円
(当連結会計年度の圧縮記帳額)	—百万円
※ 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。	
劣後特約付借入金	39,000百万円
※ 14. 社債には、劣後特約付社債（又は永久劣後特約付社債）が含まれております。	
劣後特約付社債	734,521百万円
(又は永久劣後特約付社債)	
※ 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額	284,351百万円
16. 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。	
金銭信託	407,227百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。	
株式等売却益	11,146百万円
※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。	
貸出金償却	49,853百万円
株式等売却損	7,623百万円
株式等償却	1,215百万円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	66,796百万円
組替調整額	△26,254百万円
税効果調整前	40,541百万円
税効果額	△10,078百万円
その他有価証券評価差額金	30,463百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	28,326百万円
組替調整額	△13,767百万円
税効果調整前	14,559百万円
税効果額	△3,787百万円
繰延ヘッジ損益	10,772百万円
土地再評価差額金：	
当期発生額	—百万円
組替調整額	—百万円
税効果調整前	—百万円
税効果額	3,366百万円
土地再評価差額金	3,366百万円
為替換算調整勘定：	
当期発生額	△1,872百万円
組替調整額	—百万円
税効果調整前	△1,872百万円
税効果額	—百万円
為替換算調整勘定	△1,872百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：	
当期発生額	△26百万円
その他の包括利益合計	42,703百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,179	6	0	64,185	注
合計	64,179	6	0	64,185	

(注) 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株 当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2011年 5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2011年 3月31日	2011年 6月9日
	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回優先株式	5,301	23.56		
	第4種優先株式	2,501	992.50		
	第5種優先株式	3,675	918.75		
	第6種優先株式	3,712	1,237.50		

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株 当たり 配当額(円)	配当の 原資	基準日	効力 発生日
2012年 5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	利益 剰余金	2012年 3月31日	2012年 6月6日
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	4,810	21.38			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
	第6種優先株式	3,712	1,237.50			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
2012年3月31日現在
現金預け金勘定 2,707,761百万円
日本銀行以外への預け金 △117,629百万円
現金及び現金同等物 2,590,131百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により支払金額が確定している将来費用の総額は、180百万円であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	4,217百万円
1年超	22,448百万円
合計	26,665百万円

(貸手側)

1. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	83百万円
1年超	606百万円
合計	690百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,707,761	2,707,761	—
(2)コールローン及び買入手形	246,323	246,323	—
(3)買入金銭債権(*1)	439,634	440,804	1,169
(4)特定取引資産			
売買目的有価証券	409,690	409,690	—
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	2,060,686	2,110,318	49,631
その他有価証券	9,182,495	9,182,495	—
(6)貸出金	25,782,695		
貸倒引当金(*1)	△313,375		
	25,469,319	25,807,673	338,353
(7)外国為替(*1)	76,340	76,340	—
資産計	40,592,252	40,981,407	389,154
(1)預金	34,523,604	34,531,022	7,417
(2)譲渡性預金	1,337,560	1,337,565	5
(3)コールマネー及び売渡手形	408,527	408,527	—
(4)売現先勘定	11,998	11,998	—
(5)債券貸借取引受入担保金	345,063	345,063	—
(6)借入金	1,512,904	1,514,500	1,596
(7)外国為替	2,051	2,051	—
(8)社債	797,076	813,385	16,308
(9)信託勘定借	354,818	354,818	—
負債計	39,293,604	39,318,932	25,328
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	53,279	53,279	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,721)	(1,896)	△175
デリバティブ取引計	51,558	51,383	△175

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	608,435	△16,769

- (*)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*)2 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (*)3 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算出した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法((6)参照)に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券及び金銭の信託の時価等情報」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引情報」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	71,885
組合出資金(*2)(*3)	20,808
合計	92,693

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について174百万円、組合出資金について59百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,277,897	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	246,323	—	—	—	—	—
買入金銭債権	272,679	4,718	8	—	—	162,937
有価証券						
満期保有目的の債券	30,349	317,498	288,059	345,139	1,075,370	3,000
うち国債	—	260,000	200,000	284,300	945,200	3,000
地方債	26,809	55,785	86,200	60,815	130,170	—
社債	3,539	1,712	1,859	24	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,985,599	1,863,073	2,868,677	424,678	486,931	56,616
うち国債	2,796,600	1,406,000	2,430,900	335,000	387,100	20,000
地方債	4,162	28,710	49,637	23,540	77,575	—
社債	172,644	368,536	277,396	28,457	4,547	18,822
貸出金(※)	6,891,480	4,195,989	2,797,954	1,871,183	2,187,841	7,662,677
外国為替	76,340	—	—	—	—	—
合計	12,780,670	6,381,280	5,954,700	2,641,002	3,750,143	7,885,230

(※) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの175,567百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※1)	31,598,935	2,346,412	578,255	—	—	—
譲渡性預金	1,335,720	1,840	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	408,527	—	—	—	—	—
売現先勘定	11,998	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	345,063	—	—	—	—	—
借入金	1,470,317	2,169	1,390	2,020	37,006	—
外国為替	2,051	—	—	—	—	—
社債(※2)	—	52,580	50,000	103,000	281,300	102,000
信託勘定借	354,818	—	—	—	—	—
合計	35,527,432	2,403,001	629,645	105,020	318,306	102,000

(※1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 社債のうち、期間の定めのないもの208,252百万円は含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(A)	△361,866百万円
年金資産	(B)	440,007百万円
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	78,141百万円
未認識数理計算上の差異	(D)	38,038百万円
連結貸借対照表計上額純額	(E) = (C) + (D)	116,180百万円
前払年金費用	(F)	128,661百万円
退職給付引当金	(E) - (F)	△12,481百万円

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	10,306百万円
利息費用	7,204百万円
期待運用収益	△4,045百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,743百万円
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,007百万円
退職給付費用	17,215百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券償却否認額	801,858百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	290,988百万円
退職給付引当金	43,796百万円
税務上の繰越欠損金	37,922百万円
その他有価証券評価差額金	—百万円
その他	87,235百万円
繰延税金資産小計	1,261,801百万円
評価性引当額	△1,030,660百万円
繰延税金資産合計	231,141百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,382百万円
繰延ヘッジ利益	△15,391百万円
退職給付信託設定益	△5,229百万円
未収配当金	△1,944百万円
その他	△7,961百万円
繰延税金負債合計	△61,909百万円
繰延税金資産の純額	169,231百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.64%
(調整)	
繰越欠損金控除期限経過	10.43%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.40%
評価性引当額	△51.40%
親会社と子会社の実効税率差	△1.26%
受取配当金益金不算入	△1.07%
その他	1.79%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.53%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.64%から、2012年4月1日に開始する連結会計年度から2014年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.97%に、2015年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は10,927百万円減少し、その他有価証券評価差額金は4,463百万円増加し、繰延ヘッジ損益は2,126百万円増加し、法人税等調整額は17,517百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は3,366百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。
- ② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。
- ③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。
- ④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
- ①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。
 - ②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。
 - ③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものはありません。
 - ④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
重要な 子会社の 役員	中村 重治	—	—	株式会社 埼玉りそな銀行 社外取締役	—	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役	賃貸マンション ローンに係る 被保証	—	—	14	(注)1 (注)6
重要な 子会社の 役員の 近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役中村 重治の母 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	14	(注)2 (注)6
重要な 子会社の 役員の 近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行 監査役荒井 隆男の父	預金取引	—	預金	81	(注)3 (注)7
重要な 子会社の 役員の 近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行 監査役荒井 隆男の父	資金の貸付	—	貸出金	421	(注)4 (注)7
重要な 子会社の 役員の 近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行 監査役荒井 隆男の兄 株式会社埼玉りそな銀行 監査役荒井 隆男の義姉	賃貸マンション ローンに係る 被保証	—	—	421	(注)5 (注)7

- (注) 1.株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 2.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
- 3.株式会社埼玉りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 4.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、1ヶ月毎元利均等返済の株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。
- 5.株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者への株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 6.中村重治は、2011年6月23日に株式会社埼玉りそな銀行社外取締役に就任し、2012年3月31日に当社執行役員及び株式会社りそな銀行代表取締役を退任しております。
- 7.荒井克治及び荒井邦夫、荒井綾子は、当連結会計年度中に関連当事者に該当しなくなったため、上記残高は関連当事者に該当しなくなった時点の残高であります。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
該当ありません。
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	354.35円
1株当たり当期純利益金額	96.56円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	68.36円

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	1,843,329百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	974,885百万円
うち少数株主持分	109,890百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	16,995百万円
普通株式に係る期末の純資産額	868,444百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,450,772千株

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	253,662百万円
普通株主に帰属しない金額	16,995百万円
うち優先配当額	16,995百万円
普通株式に係る当期純利益	236,667百万円
普通株式の期中平均株式数	2,450,775千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	7,106百万円
うち優先配当額	7,106百万円
普通株式増加数	1,114,810千株
うち優先株式	1,114,810千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	該当ありません。

(重要な後発事象)

「従業員持株会支援信託ESOP」の導入
当社は、2012年1月31日付で、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）の導入を決定し、ESOP信託の設定時期、導入期間、取得株金額等の詳細を決定のうえ、2012年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

1. ESOP信託の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

2. 信託契約の概要

- ①委託者：当社
- ②受託者：株式会社りそな銀行
- ③受益者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④信託契約日：2012年4月9日
- ⑤信託の期間：2012年4月9日～2017年3月31日（予定）
- ⑥議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

3. 取得株式の概要

- ①取得株式の種類：当社普通株式
- ②取得株式の総額：3,444百万円
- ③取得株式の総数：9,564千株
- ④株式の取得期間：2012年4月12日～2012年4月19日
- ⑤株式の取得方法：取引所市場より取得

Ⅱ 有価証券及び金銭の信託の時価等情報 Ⅱ

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■売買目的有価証券

（単位：百万円）

	2011年3月末	2012年3月末
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	114	203

■満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	2011年3月末			2012年3月末			
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	923,285	941,635	18,349	1,693,953	1,730,083	36,130
	地方債	267,584	277,454	9,869	340,494	353,978	13,483
	社債	8,090	8,264	174	6,318	6,423	105
	小計	1,198,960	1,227,354	28,393	2,040,766	2,090,485	49,718
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	426,252	422,967	△3,285	—	—	—
	地方債	41,475	40,998	△477	19,102	19,030	△72
	社債	1,210	1,176	△34	817	803	△14
	小計	468,939	465,141	△3,797	19,920	19,833	△86
合計		1,667,900	1,692,496	24,596	2,060,686	2,110,318	49,631

■その他有価証券

（単位：百万円）

	2011年3月末			2012年3月末			
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	350,775	220,258	130,516	350,918	203,258	147,660
	債券	2,004,953	1,992,869	12,083	4,113,181	4,096,273	16,908
	国債	1,520,061	1,514,691	5,370	3,284,836	3,278,280	6,556
	地方債	105,314	102,124	3,189	143,871	138,444	5,427
	社債	379,577	376,054	3,523	684,472	679,548	4,924
	その他	48,112	46,295	1,816	85,167	83,127	2,040
	小計	2,403,841	2,259,424	144,416	4,549,268	4,382,658	166,609
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	113,272	131,611	△18,339	113,029	139,341	△26,312
	債券	5,510,683	5,537,158	△26,475	4,350,394	4,354,731	△4,337
	国債	4,802,029	4,823,200	△21,171	4,111,398	4,115,021	△3,623
	地方債	47,716	48,276	△560	44,986	45,109	△122
	社債	660,937	665,681	△4,743	194,009	194,600	△591
	その他	218,551	225,287	△6,736	277,961	282,021	△4,059
	小計	5,842,507	5,894,058	△51,551	4,741,385	4,776,094	△34,709
合計		8,246,348	8,153,482	92,865	9,290,653	9,158,753	131,900

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

（単位：百万円）

	2011年3月末	2012年3月末
	連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
非上場株式	56,576	52,605
組合出資金	21,931	17,920
合計	78,507	70,525

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

■当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

2011年3月期、2012年3月期とも該当ありません。

当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	2011年3月期			2012年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	16,886	4,675	199	17,218	6,244	123
債券	30,172,201	44,970	14,317	34,353,052	26,423	4,592
国債	29,300,770	40,646	14,250	33,789,945	25,101	4,559
地方債	67,046	391	34	59,864	417	31
社債	804,384	3,931	33	503,242	904	0
その他	1,129,904	10,680	9,029	1,821,334	13,159	8,687
合計	31,318,992	60,325	23,546	36,191,605	45,828	13,403

保有目的を変更した有価証券

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、3,673百万円であります。当連結会計年度における減損処理額は、1,230百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

- 正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
- 要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2011年3月末	2012年3月末
評価差額	83,126	123,668
その他有価証券	83,126	123,668
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	21,304	31,383
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	61,822	92,285
(△)少数株主持分相当額	25	45
(+)持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相 当額	30	3
その他有価証券評価差額金	61,826	92,243

（注）評価差額からは、時価ヘッジにより当該連結会計年度末までに損益に反映させた額を、2011年3月末については9,738百万円、2012年3月末については8,231百万円を、それぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連取引

(単位：百万円)

			2011年3月末				2012年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
金融商品取引所	金利先物	売建	82,512	12,268	△28	△28	6,132	—	△0	△0
		買建	18,464	14,327	2	2	20,373	20,373	3	3
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	16,302,112	13,914,048	154,332	154,332	22,604,827	20,671,573	286,882	286,882
		受取変動・支払固定	16,164,771	14,237,500	△159,958	△159,958	21,953,792	20,237,562	△291,057	△291,057
		受取変動・支払変動	5,632,700	4,957,700	10,665	10,665	5,933,100	5,058,100	8,058	8,058
	キャップ	売建	113,116	107,248	△1,306	1,437	116,270	105,974	△1,674	1,759
		買建	1,771	—	△1	△0	—	—	—	—
	フロアー	売建	9,000	9,000	404	△214	9,000	9,000	310	△161
		買建	75,486	74,972	1,669	1,470	83,115	81,606	1,679	1,490
	スワップション	売建	10,326,000	2,311,000	19,738	△2,096	4,331,000	521,000	6,934	5,762
		買建	3,227,000	1,527,000	42,581	△1,353	1,926,000	276,000	25,154	113
	連結会社間取引	金利スワップ	受取固定・支払変動	106,900	60,900	1,651	1,651	70,400	57,900	1,013
合計			/	/	32,078	5,908	/	/	26,162	13,864

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

(単位：百万円)

		2011年3月末				2012年3月末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	通貨スワップ	2,730,100	2,331,003	△11,530	47,231	2,247,504	1,943,061	△16,504	27,474
	為替予約								
	売建	667,377	203,479	11,637	11,637	675,416	198,198	△1,501	△1,501
	買建	1,078,811	522,011	△61,976	△61,976	979,843	461,731	△24,974	△24,974
	通貨オプション								
	売建	1,448,252	1,119,892	92,505	10,034	1,448,106	1,044,392	71,073	26,407
	買建	1,474,003	1,135,077	200,989	99,017	1,340,386	985,762	140,985	48,305
合計		/	/	46,614	105,943	/	/	26,931	75,711

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

■債券関連取引

(単位：百万円)

		2011年3月末				2012年3月末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
金融商品 取引所	債券先物 売建	46,095	—	△21	△21	101,873	—	185	185
	買建	4,155	—	31	31	—	—	—	—
	債券先物オプション 売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	5,590	—	19	△0	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション 売建	45,187	—	73	20	—	—	—	—
	買建	45,187	—	125	22	—	—	—	—
合計		/	/	81	52	/	/	185	185

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

■商品関連取引

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

■金利関連取引

(単位：百万円)

				2011年3月末			2012年3月末		
				契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超		
原則的処理 方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利 息の金融資産・負債	1,648,285	1,488,285	78,404	1,607,162	1,516,162	90,538
		受取変動・支払固定		1,072,951	842,951	△51,114	846,147	836,147	△52,021
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	受取変動・支払固定	貸出金	37,240	16,240	△219	25,635	23,135	△175
合計				/	/	27,070	/	/	38,341

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

■通貨関連取引

(単位：百万円)

主なヘッジ対象			2011年3月末			2012年3月末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
			うち1年超			うち1年超		
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、預金等の 金融資産・負債	284,332	212,458	△65,306	277,146	144,935	△40,238

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

■債券関連取引

2011年3月末、2012年3月末とも該当ありません。

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

2011年3月期、2012年3月期

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

所在地別セグメント情報

2011年3月期、2012年3月期

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

（参考情報）

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号2008年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号2008年3月21日）に基づくセグメント情報は以下のとおりです。

1. 報告セグメントの概要

セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向け貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

海外経常収益

2011年3月期、2012年3月期

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等から、償却債権取立益等の与信費用戻入額を控除した与信関連費用の合計額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内のある一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	2011年3月期						2012年3月期					
	報告セグメント				その他	合計	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計			個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	312,087	261,529	64,461	638,077	△2,599	635,478	298,105	260,773	55,399	614,277	7,121	621,398
経費	△194,075	△145,475	△9,706	△349,258	—	△349,258	△186,376	△146,139	△9,690	△342,206	—	△342,206
実勢業務純益	118,011	116,074	54,754	288,840	△2,599	286,241	111,728	114,585	45,708	272,023	7,121	279,144
与信費用	△38,031	△19,847	—	△57,878	—	△57,878	△3,262	△7,981	—	△11,243	—	△11,243
与信費用控除後 業務純益(計)	79,980	96,227	54,754	230,962	△2,599	228,362	108,466	106,604	45,708	260,779	7,121	267,900

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2. 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額を、2011年3月期については21百万円（損失）、2012年3月期については47百万円（利益）、それぞれ除いております。
4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6. 減価償却費は、経費に含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	2011年3月期	2012年3月期
報告セグメント計	230,962	260,779
「その他」の区分の損益	△2,599	7,121
与信費用以外の臨時損益	△656	△4,426
与信費用以外の特別損益	△4,139	△1,422
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	13,544	11,245
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	237,111	273,297

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部が含まれております。
2. 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

■ 主要な業務の状況を示す指標 ■

■ 国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

	2011年3月期				2012年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	478,867	9,505	4,280	484,092	458,458	9,898	4,375	463,981
資金運用収益	547,404	11,321	7,628	551,097	515,804	12,162	7,728	520,239
資金調達費用	68,536	1,816	3,348	67,004	57,345	2,264	3,352	56,257
信託報酬	25,937	—	—	25,937	23,497	—	—	23,497
役務取引等収支	120,752	112	—	120,865	119,566	116	△2	119,685
役務取引等収益	172,165	275	20	172,420	171,427	287	18	171,696
役務取引等費用	51,412	163	20	51,555	51,860	170	20	52,010
特定取引収支	28,534	—	—	28,534	11,558	—	—	11,558
特定取引収益	28,900	—	—	28,900	11,558	—	—	11,558
特定取引費用	365	—	—	365	—	—	—	—
その他業務収支	7,145	472	—	7,617	35,818	684	—	36,502
その他業務収益	50,361	192	—	50,554	51,528	684	—	52,212
その他業務費用	43,216	△279	—	42,937	15,709	—	—	15,709

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

■国内・海外別資金運用／調達の状況

(単位：百万円、%)

		2011年3月期				2012年3月期			
		国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用勘定	平均残高	36,427,121	177,845	137,790	36,467,175	37,565,974	177,491	133,342	37,610,123
	利息	547,404	11,321	7,628	551,097	515,804	12,162	7,728	520,239
	利回り	1.50	6.36	/	1.51	1.37	6.85	/	1.38
うち貸出金	平均残高	25,191,925	60,465	14,038	25,238,352	25,018,195	67,613	16,121	25,069,688
	利息	466,138	3,790	458	469,470	437,180	4,970	585	441,565
	利回り	1.85	6.26	/	1.86	1.74	7.35	/	1.76
有価証券	平均残高	9,547,616	108,914	123,046	9,533,485	10,637,100	99,669	116,579	10,620,190
	利息	58,232	7,243	7,170	58,305	59,648	6,896	7,142	59,402
	利回り	0.60	6.65	/	0.61	0.56	6.91	/	0.55
コールローン 及び買入手形	平均残高	767,045	4,624	—	771,669	276,744	5,059	393	281,410
	利息	1,596	267	—	1,863	600	262	—	863
	利回り	0.20	5.78	/	0.24	0.21	5.19	/	0.30
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
債券貸借取引 支払保証金	平均残高	44,159	—	—	44,159	2,860	—	—	2,860
	利息	54	—	—	54	2	—	—	2
	利回り	0.12	—	/	0.12	0.09	—	/	0.09
預け金	平均残高	497,710	1,277	62	498,925	1,260,310	1,796	62	1,262,044
	利息	2,018	2	0	2,021	2,523	13	0	2,536
	利回り	0.40	0.19	/	0.40	0.20	0.74	/	0.20
資金調達勘定	平均残高	36,293,547	63,315	115,379	36,241,483	37,578,223	72,000	110,114	37,540,109
	利息	68,536	1,816	3,348	67,004	57,345	2,264	3,352	56,257
	利回り	0.18	2.86	/	0.18	0.15	3.14	/	0.14
うち預金	平均残高	32,083,861	40,205	—	32,124,067	32,961,366	41,344	410	33,002,300
	利息	37,748	947	0	38,695	28,801	1,039	0	29,841
	利回り	0.11	2.35	/	0.12	0.08	2.51	/	0.09
譲渡性預金	平均残高	1,428,451	—	—	1,428,451	1,546,100	—	—	1,546,100
	利息	1,770	—	—	1,770	1,886	—	—	1,886
	利回り	0.12	—	/	0.12	0.12	—	/	0.12
コールマネー 及び売渡手形	平均残高	397,816	307	59	398,064	209,989	387	59	210,317
	利息	435	1	—	437	204	0	—	205
	利回り	0.10	0.64	/	0.10	0.09	0.16	/	0.09
売現先勘定	平均残高	63,078	—	—	63,078	38,826	—	—	38,826
	利息	69	—	—	69	37	—	—	37
	利回り	0.11	—	/	0.11	0.09	—	/	0.09
債券貸借取引 受入担保金	平均残高	95,066	—	—	95,066	141,498	—	—	141,498
	利息	140	—	—	140	167	—	—	167
	利回り	0.14	—	/	0.14	0.11	—	/	0.11
コマーシャル・ ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
借入金	平均残高	1,045,969	10,188	13,992	1,042,165	1,512,107	19,843	16,267	1,515,684
	利息	2,679	225	450	2,454	2,983	474	560	2,897
	利回り	0.25	2.21	/	0.23	0.19	2.39	/	0.19

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別役務取引等の内訳

(単位: 百万円)

	2011年3月期				2012年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	172,165	275	20	172,420	171,427	287	18	171,696
うち預金・貸出業務	31,914	41	—	31,956	32,603	47	—	32,650
為替業務	35,879	226	—	36,105	35,269	233	—	35,503
信託関連業務	13,844	—	—	13,844	15,224	—	—	15,224
証券関連業務	32,887	—	—	32,887	30,094	—	—	30,094
代理業務	8,548	—	—	8,548	9,701	—	—	9,701
保護預り・貸金庫業務	3,341	0	—	3,341	3,281	0	—	3,281
保証業務	12,751	—	—	12,751	12,240	—	—	12,240
役務取引等費用	51,412	163	20	51,555	51,860	170	20	52,010
うち為替業務	8,624	—	—	8,624	8,385	—	—	8,385

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

国内・海外別特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位: 百万円)

	2011年3月期				2012年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	28,900	—	—	28,900	11,558	—	—	11,558
うち商品有価証券収益	478	—	—	478	1,216	—	—	1,216
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	25	—	—	25
特定金融派生商品収益	27,948	—	—	27,948	9,788	—	—	9,788
その他の特定取引収益	472	—	—	472	527	—	—	527
特定取引費用	365	—	—	365	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	365	—	—	365	—	—	—	—
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位: 百万円)

	2011年3月末				2012年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	637,508	—	—	637,508	696,538	—	—	696,538
うち商品有価証券	22,069	—	—	22,069	23,715	—	—	23,715
商品有価証券派生商品	51	—	—	51	21	—	—	21
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	24	—	—	24	135	—	—	135
特定金融派生商品	265,472	—	—	265,472	286,690	—	—	286,690
その他の特定取引資産	349,891	—	—	349,891	385,974	—	—	385,974
特定取引負債	244,282	—	—	244,282	273,269	—	—	273,269
うち売付商品債券	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券派生商品	24	—	—	24	—	—	—	—
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—
特定金融派生商品	244,258	—	—	244,258	273,269	—	—	273,269
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

国内・海外別預金の種類別残高

(単位：百万円)

	2011年3月末				2012年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
預金								
流動性預金	20,406,730	20,847	—	20,427,577	21,275,212	20,078	—	21,295,291
定期性預金	12,847,448	17,228	—	12,864,676	12,537,149	22,301	—	12,559,450
その他	887,693	—	—	887,693	670,506	—	1,643	668,862
小計	34,141,871	38,075	—	34,179,947	34,482,868	42,380	1,643	34,523,604
譲渡性預金	1,424,610	—	—	1,424,610	1,337,560	—	—	1,337,560
合計	35,566,481	38,075	—	35,604,557	35,820,428	42,380	1,643	35,861,164

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 定期性預金＝定期預金
 2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

	2011年3月末		2012年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内(除く特別国際金融取引勘定分)				
製造業	2,747,983	(10.65)	2,671,748	(10.39)
農業、林業	14,339	(0.06)	11,253	(0.04)
漁業	1,483	(0.01)	1,472	(0.01)
鉱業、採石業、砂利採取業	14,666	(0.06)	15,174	(0.06)
建設業	728,630	(2.82)	706,241	(2.74)
電気・ガス・熱供給・水道業	65,052	(0.25)	99,206	(0.39)
情報通信業	300,480	(1.17)	282,479	(1.10)
運輸業、郵便業	564,576	(2.19)	534,797	(2.08)
卸売業、小売業	2,606,055	(10.10)	2,566,509	(9.98)
金融業、保険業	684,107	(2.65)	642,723	(2.50)
不動産業	2,301,685	(8.92)	2,408,050	(9.36)
物品賃貸業	305,009	(1.18)	306,556	(1.19)
各種サービス業	1,637,910	(6.35)	1,592,098	(6.19)
国、地方公共団体	822,526	(3.19)	793,532	(3.08)
その他	13,003,059	(50.40)	13,091,277	(50.89)
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	55,453	(100.00)	59,573	(100.00)
合計	25,853,022	(—)	25,782,695	(—)

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

(単位：百万円、%)

	2011年3月末		2012年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	12,092,591	46.87	12,203,684	47.44

外国政府等向け債権残高(国別)

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	7	7
(資産の総額に対する割合)	(0.00%)	(0.00%)

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

■与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

	2011年3月期	2012年3月期
信託勘定不良債権処理額	△21	47
一般貸倒引当金純繰入額	1,350	57,610
貸出金償却	△52,299	△49,853
個別貸倒引当金純繰入額	△34,860	△48,038
特定海外債権引当勘定純繰入額	△1	1
その他不良債権処理額	△5,092	△4,827
償却債権取立益	29,362	31,243
与信費用総額	△61,561	△13,816

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	2011年3月末		2012年3月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	19,752	19,792	13,970	14,003
延滞債権	459,878	475,888	457,844	459,859
3ヵ月以上延滞債権	8,171	8,187	4,555	4,555
貸出条件緩和債権	261,403	265,060	274,523	276,629
合計	749,205	768,928	750,893	755,046

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
一般貸倒引当金	292,278	234,478
個別貸倒引当金	132,337	145,382
特定海外債権引当勘定	3	2
貸倒引当金 合計	424,619	379,863
債権償却準備金	259	186

■貸倒引当金等の状況 (3行合算) (注)

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
一般貸倒引当金	210,510	161,106
個別貸倒引当金	123,369	137,761
特定海外債権引当勘定	3	2
貸倒引当金 合計	333,883	298,869
債権償却準備金	259	186

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

	2011年3月末	2012年3月末
部分直接償却実施後	55.25	50.33

引当率＝(貸倒引当金合計＋債権償却準備金)／リスク管理債権合計

■リスク管理債権に対する引当率 (3行合算) (注)

(単位：%)

	2011年3月末	2012年3月末
部分直接償却実施前	69.98	69.28
部分直接償却実施後	52.30	51.10

引当率＝(貸倒引当金合計＋債権償却準備金)／リスク管理債権合計

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■リスク管理債権の状況 (3行合算) (注)

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
破綻先債権	18,203	12,500
延滞債権	452,453	437,760
3ヵ月以上延滞債権	8,125	4,499
貸出条件緩和債権	160,111	130,419
合計	638,893	585,180
部分直接償却実施額	376,271	346,380

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■金融再生法基準開示債権 (3行合算) (注)

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	79,057	74,370
危険債権	409,457	412,561
要管理債権	168,236	134,919
小計(A)	656,751	621,850
正常債権	26,285,515	26,179,293
合計(B)	26,942,266	26,801,144
(A)／(B)	2.43%	2.32%

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

自己査定状況（3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行）

（単位：億円）

分類債権 債務者区分		自己査定				保全状況	金融再生法に 基づく保全率
		金融再生法の 開示基準	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	
破綻先／ 実質破綻先 (合計743)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 743	328	415	引当率 100.00%	直接償却	引当金 (34) 担保／保証 (709)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 100.00%
	危険債権 4,125	1,862	1,835	427	引当率 69.56%	引当金 (978) 担保／保証 (2,719)	危険債権 89.62%
	要管理債権1,349 小計 6,218	300	1,375			引当金 (220) 担保／保証 (542)	要管理債権 56.53%
	その他の 要注意先 (合計23,926)	7,775	16,151				
正常債権 261,792		237,539					
正常先 (合計237,539)							
合計 268,011		合計 268,011	非分類 247,805	Ⅱ分類 19,778	Ⅲ分類 427	Ⅳ分類 —	全体の保全率 83.68%

有価証券に関する指標

国内・海外別有価証券の残高

(単位：百万円)

	2011年3月末				2012年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	7,671,629	—	—	7,671,629	9,090,188	—	—	9,090,188
地方債	462,091	—	—	462,091	548,456	—	—	548,456
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,049,816	—	—	1,049,816	885,617	—	—	885,617
株式	539,446	—	—	539,446	535,393	—	—	535,393
その他の証券	181,108	2,296	6,428	176,976	281,586	1,060	6,428	276,219
合計	9,904,091	2,296	6,428	9,899,960	11,341,243	1,060	6,428	11,335,875

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産残高表

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
資産 貸出金	84,905	61,909
有価証券	0	0
信託受益権	24,588,199	22,587,612
受託有価証券	2,155	4,512
金銭債権	390,246	391,346
有形固定資産	615,281	545,087
無形固定資産	3,366	2,139
その他債権	9,152	7,170
銀行勘定貸	375,866	354,818
現金預け金	24,468	19,053
合計	26,093,642	23,973,650

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
負債 金銭信託	7,202,983	7,169,755
年金信託	3,700,539	3,545,831
財産形成給付信託	1,071	1,086
投資信託	13,337,223	11,600,386
金銭信託以外の金銭の信託	280,155	289,228
有価証券の信託	278,367	149,602
金銭債権の信託	414,875	402,747
土地及びその定着物の信託	123,205	119,037
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,813	2,812
包括信託	752,406	693,161
合計	26,093,642	23,973,650

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 2. 共同信託他社管理財産
 前連結会計年度末 1,443,317百万円
 当連結会計年度末 927,052百万円

■業種別貸出状況

（単位：百万円、％）

	2011年3月末		2012年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	161	(0.19)	152	(0.25)
農業、林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	—	(—)	—	(—)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業、郵便業	50	(0.06)	44	(0.07)
卸売業、小売業	147	(0.17)	125	(0.20)
金融業、保険業	20,739	(24.43)	6,262	(10.12)
不動産業	2,059	(2.42)	1,561	(2.52)
物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
各種サービス業	58	(0.07)	17	(0.03)
国、地方公共団体	—	(—)	—	(—)
その他	61,689	(72.66)	53,746	(86.81)
合計	84,905	(100.00)	61,909	(100.00)

（注）「その他」には、下記の計数が含まれております。

（単位：百万円、％）

	2011年3月末		2012年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	52,836	62.22	46,696	75.42

■有価証券残高の状況

（単位：百万円）

	2011年3月末	2012年3月末
国債	—	—
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	—	—
株式	—	—
その他の証券	0	0
合計	0	0

■元本補填契約のある信託の運用・受入状況

（単位：百万円）

		2011年3月末	2012年3月末
受入状況	元本	439,223	407,227
	債権償却準備金	259	186
	その他	157	76
	期末受託残高計	439,640	407,489
運用状況	貸出金	84,905	61,909
	有価証券	—	—
	その他	354,734	345,579
	期末運用残高計	439,640	407,489

（注）1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金84,905百万円のうち、破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は16,009百万円、3ヵ月以上延滞債権額は16百万円、貸出条件緩和債権額は3,657百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は19,723百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金61,909百万円のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は2,014百万円、貸出条件緩和債権額は2,105百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は4,153百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

主要な経営指標等の推移(単体)

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位: 百万円)

決算年月	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
営業収益	600,477	185,577	39,048	31,380	158,322
経常利益	590,287	179,348	32,606	23,381	151,117
当期純利益	624,674	174,105	34,979	26,223	151,165
資本金	327,201	327,201	327,201	340,472	340,472
発行済株式総数(千株)					
普通株式	11,399	1,139,957	1,214,957	2,514,957	2,514,957
優先株式	8,964	868,300	861,300	254,520	254,520
純資産額	1,940,702	1,804,588	1,697,902	919,155	1,023,423
総資産額	2,227,950	2,028,359	1,809,145	1,260,278	1,350,339
1株当たり純資産額(円)	△530.05	△530.04	△345.10	21.89	64.64
1株当たり配当額(内1株当たり中間配当額)(円)					
普通株式	1,000(—)	10.00(—)	10.00(—)	12.00(—)	12.00(—)
乙種第一回優先株式	6,360(—)	/ (—)	/	/	/
丙種第一回優先株式	6,800(—)	68.00(—)	68.00(—)	68.00(—)	68.00(—)
戊種第一回優先株式	14,380(—)	/ (—)	/	/	/
己種第一回優先株式	18,500(—)	185.00(—)	185.00(—)	185.00(—)	185.00(—)
第1種第一回優先株式	2,564(—)	31.90(—)	28.68(—)	/ (—)	/
第2種第一回優先株式	2,564(—)	31.90(—)	28.68(—)	/ (—)	/
第3種第一回優先株式	2,564(—)	31.90(—)	28.68(—)	23.56(—)	21.38(—)
第4種優先株式	99,250(—)	992.50(—)	992.50(—)	992.50(—)	992.50(—)
第5種優先株式	54,622(—)	918.75(—)	918.75(—)	918.75(—)	918.75(—)
第6種優先株式	/	/	386.51	1,237.50(—)	1,237.50(—)
第9種優先株式	26,769(—)	325.50(—)	/	/	/
1株当たり当期純利益金額(円) (△は1株当たり当期純損失金額)	519.33	120.97	1.33	△25.17	54.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	335.79	71.88	1.28	—	39.54
自己資本比率(%)	87.10	88.96	93.85	72.93	75.79
自己資本利益率(%)	44.01	9.29	1.99	2.00	15.56
株価収益率(倍)	3.19	10.82	888.72	—	6.96
配当性向(%)	1.92	8.26	751.87	—	21.92
従業員数(人)	474	521	508	536	533
[外、平均臨時従業員数]	[21]	[19]	[15]	[8]	[3]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、単体財務諸表「注記事項」の(1株当たり情報)に記載しております。
また、2012年3月期から「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、2008年3月期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、2011年3月期は1株当たり当期純損失金額であることから、記載していません。
3. 当社は、2009年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
当該株式分割は2008年3月期期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
6. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

■ 単体財務諸表 ■

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2011年3月31日)	2012年3月期 (2012年3月31日)
<資産の部>		
流動資産		
現金及び預金	345	529
有価証券※1	25,500	86,000
前払費用	7	8
繰延税金資産	98	97
未収収益	9	12
未収入金※1	20,580	25,618
未収消費税等	12	—
未収還付法人税等	4,986	30,430
流動資産合計	51,541	142,697
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	5	6
リース資産(純額)	7	6
有形固定資産合計※2	12	12
無形固定資産		
商標権	18	6
ソフトウェア	18	13
無形固定資産合計	36	19
投資その他の資産		
関係会社株式	1,122,362	1,121,170
関係会社長期貸付金※3	89,500	89,500
その他	1	1
投資損失引当金	△3,176	△3,062
投資その他の資産合計	1,208,687	1,207,609
固定資産合計	1,208,737	1,207,642
資産合計		
資産合計	1,260,278	1,350,339

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2011年3月31日)	2012年3月期 (2012年3月31日)
<負債の部>		
流動負債		
1年内償還予定の社債	20,000	—
リース債務	1	1
未払金※4	20,078	25,408
未払費用	440	717
未払法人税等	9	25
未払消費税等	0	65
賞与引当金	346	327
その他	240	366
流動負債合計	41,117	26,911
固定負債		
社債	30,000	60,000
関係会社長期借入金	270,000	240,000
リース債務	6	5
固定負債合計	300,006	300,005
負債合計	341,123	326,916
<純資産の部>		
株主資本		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金	340,472	340,472
資本剰余金合計	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	325,057	429,326
利益剰余金合計	325,057	429,326
自己株式	△86,847	△86,849
株主資本合計	919,155	1,023,423
純資産合計	919,155	1,023,423
負債純資産合計	1,260,278	1,350,339

■損益計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
営業収益	31,380	158,322
関係会社受取配当金	24,771	151,597
関係会社受入手数料	4,338	4,523
関係会社貸付金利息	2,270	2,202
営業費用	5,320	7,445
借入金利息※2	142	2,442
社債利息	1,120	846
社債発行費	—	120
販売費及び一般管理費※1	4,058	4,035
営業利益	26,059	150,877
営業外収益	569	251
有価証券利息	152	23
受取手数料	255	108
投資損失引当金戻入額	—	113
還付加算金	7	4
その他	155	1
営業外費用	3,247	11
株式交付費	3,009	—
その他	238	11
経常利益	23,381	151,117
特別利益	839	—
投資損失引当金戻入額	839	—
特別損失	0	154
子会社清算損	—	154
固定資産除却損	0	—
税引前当期純利益	24,221	150,962
法人税、住民税及び事業税	△560	△204
過年度法人税等	△1,425	—
法人税等調整額	△16	1
法人税等合計	△2,002	△202
当期純利益	26,223	151,165

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	327,201	340,472
当期変動額		
新株の発行	13,271	—
当期変動額合計	13,271	—
当期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	327,201	340,472
当期変動額		
新株の発行	13,271	—
当期変動額合計	13,271	—
当期末残高	340,472	340,472
その他資本剰余金		
当期首残高	176,898	—
当期変動額		
新株の発行	521,172	—
自己株式の処分	△1	△0
自己株式の消却	△1,307,683	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	0
当期変動額合計	△176,898	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	504,099	340,472
当期変動額		
新株の発行	534,444	—
自己株式の処分	△1	△0
自己株式の消却	△1,307,683	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	609,613	0
当期変動額合計	△163,626	—
当期末残高	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	953,442	325,057
当期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	26,223	151,165
利益剰余金から資本剰余金への振替	△609,613	△0
当期変動額合計	△628,385	104,269
当期末残高	325,057	429,326
利益剰余金合計		
当期首残高	953,442	325,057
当期変動額		
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	26,223	151,165
利益剰余金から資本剰余金への振替	△609,613	△0
当期変動額合計	△628,385	104,269
当期末残高	325,057	429,326

(単位：百万円)

	2011年3月期 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2012年3月期 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)
自己株式		
当期首残高	△86,840	△86,847
当期変動額		
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	2	0
自己株式の消却	1,307,683	—
当期変動額合計	△7	△1
当期末残高	△86,847	△86,849
株主資本合計		
当期首残高	1,697,902	919,155
当期変動額		
新株の発行	547,716	—
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	26,223	151,165
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△778,747	104,268
当期末残高	919,155	1,023,423
純資産合計		
当期首残高	1,697,902	919,155
当期変動額		
新株の発行	547,716	—
剰余金の配当	△44,994	△46,894
当期純利益	26,223	151,165
自己株式の取得	△1,307,693	△2
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	△778,747	104,268
当期末残高	919,155	1,023,423

■重要な会計方針

(2012年3月期)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■会計方針の変更

(2012年3月期)

当事業年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号2010年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号2010年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号2010年6月30日）を適用しております。上記会計基準等の適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、期中に行われた優先株式の転換価格の修正を普通株式増加数の算定に反映する方法に変更しております。なお、前事業年度は1株当たり当期純損失金額が計上されていることから、これによる影響はありません。

■追加情報

(2012年3月期)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号2009年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号2009年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「投資損失引当金戻入額」は「営業外収益」に計上しておりますが、前事業年度の「投資損失引当金戻入額」については遡及処理を行っておりません。

■注記事項

(2012年3月期)

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。

有価証券	86,000百万円
未収入金	25,618百万円

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	44百万円
---------	-------

※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

※4. 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。

未払金	25,408百万円
-----	-----------

5. 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

丙種第一回優先株式	1株につき	68円
己種第一回優先株式	1株につき	185円
第3種第一回優先株式	1株につき	21.38円
第4種優先株式	1株につき	992.50円
第5種優先株式	1株につき	918.75円
第6種優先株式	1株につき	1,237.50円

(損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当	2,587百万円
業務委託料	364百万円
賞与引当金繰入額	327百万円
支払手数料	249百万円
減価償却費	22百万円

※2. 営業費用のうち関係会社との取引は次のとおりであります。

借入金利	2,442百万円
------	----------

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度		当事業年度末 株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
自己株式					
普通株式	64,179	6	0	64,185	注
合計	64,179	6	0	64,185	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3百万円
1年超	14百万円
合計	18百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,121,170
関連会社株式	—
合計	1,121,170

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	693,960百万円
税務上の繰越欠損金	19,894百万円
投資損失引当金否認額	1,090百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	715,087百万円
評価性引当額	△714,989百万円
繰延税金資産の純額	97百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.64%
(調整)	
評価性引当額	0.09%
受取配当金益金不算入	△40.80%
その他	△0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.13%

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	64.64円
1株当たり当期純利益金額	54.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39.54円

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	1,023,423百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	864,995百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	16,995百万円
普通株式に係る期末の純資産額	158,427百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた	2,450,772千株
期末の普通株式の数	

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	151,165百万円
普通株主に帰属しない金額	16,995百万円
うち優先配当額	16,995百万円
普通株式に係る当期純利益	134,170百万円
普通株式の期中平均株式数	2,450,775千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

当期純利益調整額	5,626百万円
うち優先配当額	5,626百万円
普通株式増加数	1,083,946千株
うち優先株式	1,083,946千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

己種第一回優先株式 (発行済株式数8,000千株)

なお、上記優先株式の概要は、「自己資本の充実の状況・パーゼルⅡ 関連データセクション〈自己資本調達手段の概要〉」に記載のとおりであります。

■重要な後発事象

(2012年3月期)

「従業員持株会支援信託ESOP」の導入

当社は、2012年1月31日付で、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」(以下「ESOP信託」といいます。)の導入を決定し、ESOP信託の設定時期、導入期間、取得株金額等の詳細を決定のうえ、2012年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

1. ESOP信託の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

2. 信託契約の概要

- ①委託者 : 当社
- ②受託者 : 株式会社りそな銀行
- ③受益者 : 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④信託契約日 : 2012年4月9日
- ⑤信託の期間 : 2012年4月9日～2017年3月31日(予定)
- ⑥議決権行使 : 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

3. 取得株式の概要

- ①取得株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得株式の総額 : 3,444百万円
- ③取得株式の総数 : 9,564千株
- ④株式の取得期間 : 2012年4月12日～2012年4月19日
- ⑤株式の取得方法 : 取引所市場より取得

組織

■従業員の状況

(2012年3月31日現在)

連結会社における従業員数

従業員数(人) 16,881[13,036]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,096人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

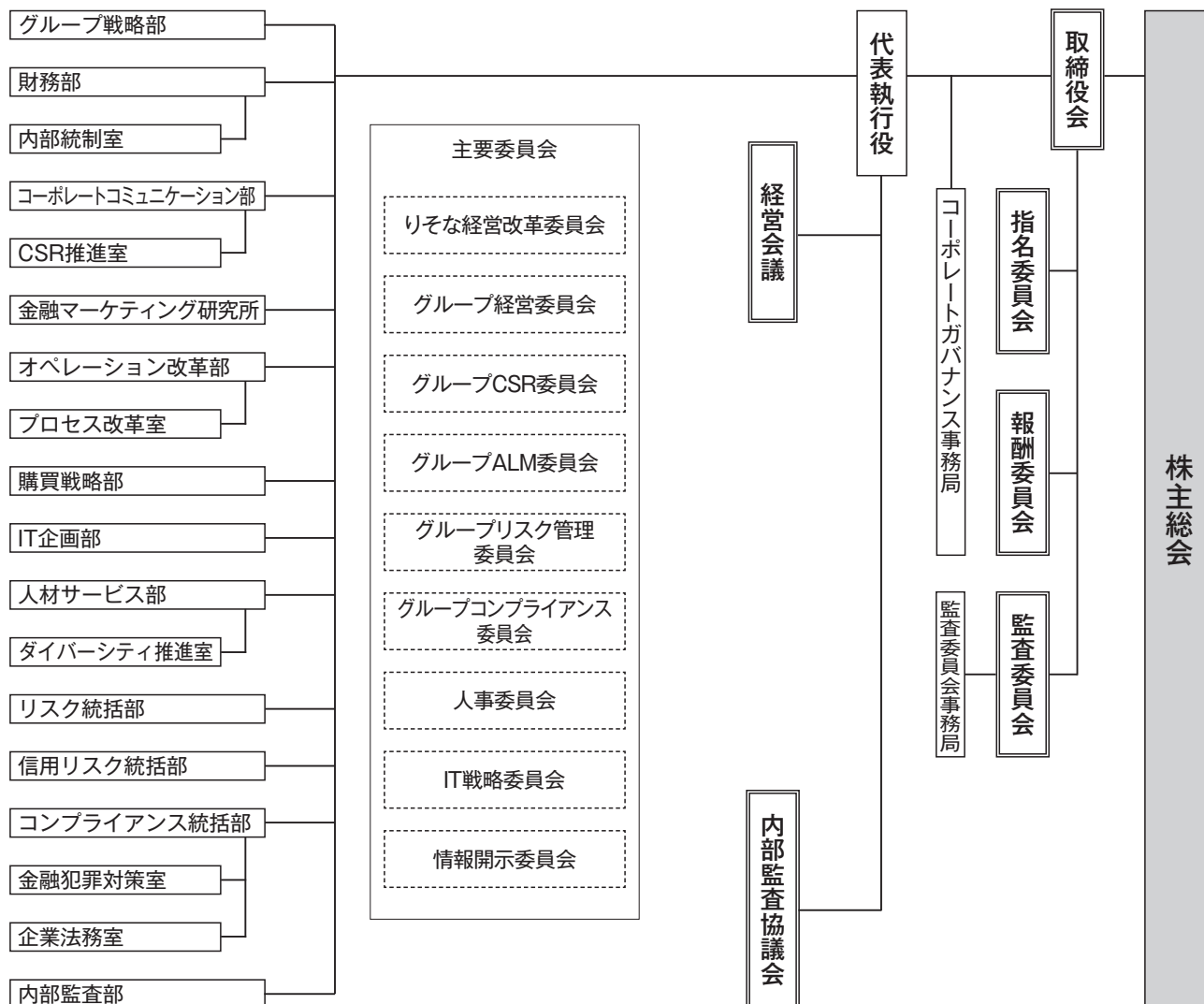
■当社の従業員数

(2012年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
533[3]	43.7歳	19.2年	9,146

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他7社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
なお、嘱託及び臨時従業員は2人であります。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、2012年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。
4. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■組織図 (2012年7月1日現在)



取締役

(2012年7月1日現在)

役職名	氏名	委員会	担当および委嘱等	兼職
取締役 兼執行役会長	細谷 英二	指名委員会委員 報酬委員会委員		りそな銀行 取締役会長
取締役 兼代表執行役社長	檜垣 誠司			りそな銀行 取締役副会長
取締役 兼代表執行役 副社長	東 和浩		コーポレートコミュニケーション部担当 兼 人材サービス部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当	りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員
取締役	磯野 薫	監査委員会委員		
社外取締役	奥田 務	報酬委員会委員長		J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長 兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
社外取締役	永井 秀哉	監査委員会委員長		埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院 現代経営学部 教授
社外取締役	大藺 恵美	指名委員会委員		一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役
社外取締役	有馬 利男	指名委員会委員長		一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 麒麟ホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役
社外取締役	佐貫 葉子	監査委員会委員		弁護士(NS総合法律事務所 所長) 明治ホールディングス株式会社 社外取締役
社外取締役	前原 康宏	報酬委員会委員		一橋大学国際・公共政策大学院 教授

(注) 奥田務、永井秀哉、大藺恵美、有馬利男、佐貫葉子及び前原康宏の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

■執行役

(2012年7月1日現在)

氏名	担当および委嘱等
岩田 直樹(※1)	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当
上條 正仁(※2)	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当
池田 博之(※3)	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当
池田 一義(※1)(※2)	オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当
松井 浩一(※1)	リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当
西東 久(※1)	コンプライアンス統括部担当
野村 眞	財務部長 兼グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当
葛野 正直(※1)	信用リスク統括部長 兼リスク統括部副担当
宇野 保範(※1)	内部監査部長
増田 賢一朗(※3)	グループ戦略部長 兼金融マーケティング研究所担当

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

(※3) 近畿大阪銀行兼務

■ 子会社等の状況 ■

■ 連結子会社

(2012年3月末現在)

名 称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	1918年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	2002年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	1950年 11月24日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	1975年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	1969年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	1995年 3月17日	—	100.0
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	1978年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都江東区	1,000	クレジットカード 信用保証	1983年 2月12日	77.5	—
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	10,649	ベンチャーキャピタル	1988年 3月29日	100.0	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	1986年 10月1日	100.0	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	60	事務等受託 人材派遣	1987年 10月2日	100.0	—

■ 連結子会社

(2012年3月末現在)

名 称	所在地	資本金又は出資金	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
P. T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	285,000 百万 インドネシアルピア	銀行	1956年 2月15日	—	43.4
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	25,000 百万 インドネシアルピア	リース	1984年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	5,000 千タイバーツ	投資 コンサルティング	1995年 1月12日	—	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	10 千米ドル	ファイナンス	1994年 2月25日	—	100.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	1,170,500 千米ドル	ファイナンス	2005年 7月11日	—	100.0

■ 持分法適用関連会社

(2012年3月末現在)

名 称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託 銀行	2000年 6月20日	—	33.3

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・ バーゼルⅡ関連データセクション

連結の範囲等	105
自己資本	
自己資本の構成及び充実度評価	106
自己資本調達手段の概要	109
リスク管理	
信用リスク	119
信用リスク削減手法	132
派生商品取引	133
証券化エクスポージャー	134
銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー	141
信用リスク・アセットのみなし計算	141
銀行勘定における金利リスク	141
報酬に関する開示事項	142

Ⅱ 連結の範囲等 Ⅱ

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は連結自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…16社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
(株)りそな銀行	銀行 信託
(株)埼玉りそな銀行	銀行
(株)近畿大阪銀行	銀行
りそな保証(株)	信用保証
大和ギャランティ(株)	信用保証
近畿大阪信用保証(株)	信用保証
りそな決済サービス(株)	代金回収代行 ファクタリング
りそなカード(株)	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所(株)	コンサルティング
りそなビジネスサービス(株)	事務等受託、人材派遣
P. T. Bank Resona Perdania	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Asahi Finance (Cayman) Limited	ファイナンス
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	信託 銀行

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらのうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

2社

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、「連結自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、基礎的内部格付手法を用いて算出しております。

■連結自己資本比率(第二基準)

(単位：百万円)

項目	2011年3月末	2012年3月末	(参考:第一基準) 2012年3月末
資本金	340,472	340,472	340,472
うち非累積的永久優先株	(注1) —	—	—
新株式申込証拠金	—	—	—
資本剰余金	237,082	237,082	237,082
利益剰余金	879,383	1,086,693	1,086,693
自己株式(△)	86,847	86,849	86,849
自己株式申込証拠金	—	—	—
社外流出予定額(△)	46,894	46,404	46,404
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	—
為替換算調整勘定	△4,468	△ 4,629	△ 4,629
新株予約権	—	—	—
連結子法人等の少数株主持分	110,248	109,845	109,845
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	95,622	94,518	94,518
営業権相当額(△)	—	—	—
のれん相当額(△)	—	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	10,036	9,160	9,160
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	—
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,418,940	1,627,049	1,627,049
繰延税金資産の控除金額(△)	(注2) —	—	—
計	(A) 1,418,940	1,627,049	1,627,049
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3) (B) 95,622	94,518	94,518
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	—	52,492
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	30,040	29,257	29,257
一般貸倒引当金	12,708	10,853	10,810
適格引当金が期待損失額を上回る額	50,902	46,763	93,914
負債性資本調達手段等	621,469	593,617	593,617
うち永久劣後債務	(注4) 248,169	123,318	123,318
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5) 373,300	470,298	470,298
計	715,121	680,491	780,092
うち自己資本への算入額	(C) 715,121	680,491	780,092
控除項目	(注6) (D) 15,055	6,137	6,214
自己資本額	(A)+(C)-(D) (E) 2,119,006	2,301,403	2,400,927
資産(オン・バランス)項目	16,250,356	15,169,239	15,233,954
オフ・バランス取引等項目	1,474,360	1,157,311	1,157,337
信用リスク・アセットの額	(F) 17,724,716	16,326,551	16,391,291
マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G) —	—	267,945
(参考)マーケット・リスク相当額	(H) —	—	21,435
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%)	(I) 1,169,164	1,115,625	1,115,625
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(J) 93,533	89,250	89,250
信用リスク・アセット調整額	(K) —	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	(L) —	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L))	(M) 18,893,881	17,442,176	17,774,863
連結自己資本比率(第二基準)=(E)/(M)×100(%)	11.21	13.19	13.50
連結基本的項目比率=(A)/(M)×100(%)	7.51	9.32	9.15
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)	6.73	5.80	5.80
連結総所要自己資本の額	(注7) 1,511,510	1,395,374	1,421,989

(注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 2011年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は186,996百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は283,788百万円であります。また、2012年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は169,335百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は325,409百万円であります。

3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は第二基準行ですが、基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出に当たり、8%を使用しております。
8. 2008年金融庁告示第79号第2条第3項（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例）に則り算出しております。第一基準に基づく計数は(参考)欄に記載しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号に基づき、2012年3月末連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続きに基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

(※) 優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	2015年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	2005年7月25日
配当率	2015年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、2016年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1)監督事由(注4)が発生した場合 (2)直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1.清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由:

①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言:

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2.同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3.可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない）の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4.監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	2,008,342	1,835,219
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	60,570	59,115
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	1,926,002	1,764,738
事業法人向けエクスポージャー(注3)	1,389,104	1,277,036
ソブリン向けエクスポージャー	11,476	10,968
金融機関等向けエクスポージャー	28,791	27,427
居住用不動産向けエクスポージャー	320,873	279,561
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	16,935	14,060
その他リテール向けエクスポージャー	99,125	92,992
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	59,696	62,692
証券化エクスポージャー	21,769	11,365
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	45,546	38,601
マーケット・ベース方式(簡易手法)	10,275	5,236
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—	—
PD/LGD方式	4,126	3,723
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	31,144	29,642
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	12,302	8,473
計	2,066,191	1,882,295

- (注) 1.標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%+自己資本控除額」により算出しております。
2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケールリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除額」により算出しております。
3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産等が含まれております。
5.当社では内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社は、不算入特例を用いており、マーケット・リスク相当額は算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
粗利益配分手法	93,533	89,250

- (注) 1.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
2.当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

■株式等の状況

1. 株式の総数等

(1) 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	7,595,000,000

(注) 2012年6月22日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。
当会社が発行することのできる株式の総数は、7,574,520,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。
ただし、第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。

普通株式	7,300,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
第3種優先株式	225,000,000株
第4種優先株式	2,520,000株
第5種優先株式	4,000,000株
第6種優先株式	3,000,000株
第一回第7種優先株式	10,000,000株
第二回第7種優先株式	10,000,000株
第三回第7種優先株式	10,000,000株
第四回第7種優先株式	10,000,000株
第一回第8種優先株式	10,000,000株
第二回第8種優先株式	10,000,000株
第三回第8種優先株式	10,000,000株
第四回第8種優先株式	10,000,000株

(2)発行済株式

種類	事業年度末現在発行数(株) (2012年3月31日)	上場金融商品取引所名または登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	12,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,2,3,4)
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	8,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,5,6,7)
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	225,000,000	—	単元株式数 100株 議決権あり (注1,8,9,10)
第4種優先株式	2,520,000	—	単元株式数 100株 (注1,11)
第5種優先株式	4,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,12)
第6種優先株式	3,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,13)
計	2,769,477,691	—	—

- (注) 1.「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。
「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。
- 2.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1)普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記4(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2)引換価額の修正の基準および頻度
- ①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
- ②修正の頻度
1年に1度(2015年1月1日までの毎年1月1日)
- (3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ①引換価額の下限
1,501円
- ②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
39,973,351株(2012年5月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%)
- (4)当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 3.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1)丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2)当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 4.丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1)丙種優先配当金
- ①丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ②非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4)取得請求権
- ①取得を請求し得べき期間
2015年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ②引換価額
引換価額は1,501円とする。
- ③引換価額の修正
引換価額は、2015年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無

償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2015年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、2015年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を2015年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5. 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以下後記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記7(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

② 修正の頻度

1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

3,240円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

30,864,197株（2012年5月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）

(4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

6. 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

7. 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、

配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に對し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に對し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は3,240円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を2014年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1)普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記10(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2)引換価額の修正の基準および頻度

①修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

②修正の頻度

1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）

(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①引換価額の下限

154円

②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

2,922,077,922株（2012年5月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）

(4)当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

9.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2)当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

10.第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第3種優先配当金

①第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、2004年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円LIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

②非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間

2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

②引換価額

引換価額は392円とする。

③引換価額の修正

引換価額は、毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が154円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はいかなる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項

該当ありません。

(6)株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。

11.第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第4種優先配当金

①第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定めるまたは複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取

得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることにする定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

12. 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることにする定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13. 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることにする定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年6月5日(注1)	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
2007年6月5日(注2)	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
2007年7月31日(注3)	0	20,324	—	327,201	—	327,201
2007年8月28日(注4)	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
2007年8月28日(注5)	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
2007年9月28日(注6)	△0	20,364	—	327,201	—	327,201
2009年1月4日(注7)	2,016,071	2,036,436	—	327,201	—	327,201
2009年1月5日(注8)	△0	2,036,436	—	327,201	—	327,201
2009年3月13日(注9)	△28,177	2,008,258	—	327,201	—	327,201
2009年9月8日(注10)	75,000	2,083,258	51,825	379,026	51,825	379,026
2009年9月8日(注11)	—	2,083,258	△51,825	327,201	△51,825	327,201
2009年9月8日(注12)	△10,000	2,073,258	—	327,201	—	327,201
2009年12月8日(注13)	3,000	2,076,258	37,500	364,701	37,500	364,701
2009年12月8日(注14)	—	2,076,258	△37,500	327,201	△37,500	327,201
2010年8月31日(注15)	△200,000	1,876,258	—	327,201	—	327,201
2011年1月31日(注16)	1,237,000	3,113,258	260,586	587,787	260,586	587,787
2011年1月31日(注17)	—	3,113,258	△260,586	327,201	△260,586	327,201
2011年2月18日(注18)	63,000	3,176,258	13,271	340,472	13,271	340,472
2011年3月11日(注19)	△406,780	2,769,477	—	340,472	—	340,472

- (注) 1.有償 第三者割当(第9種優先株式100千株)発行価額3,500,000円、資本組入額1,750,000円
2.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
3.丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行
4.有償 第三者割当(第5種優先株式40千株)発行価額2,500,000円、資本組入額1,250,000円
5.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
6.自己株式(丁種第一回優先株式)の消却
7.2008年5月16日開催の取締役会において、株式分割(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1株を100株に分割する)を行う旨決議し、また、2008年6月26日開催の定時株主総会において、単元株制度を導入し普通株式及び各種の優先株式について単元株式数を100株とする定款の一部変更を決議しております。なお、この株式分割の効力発生日は2009年1月4日であり、株式分割の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。
8.「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(2004年法律第88号)施行に伴う端数株式(普通株式0.7株、第2種第一回優先株式0.1株)の切捨て
9.自己株式(乙種第一回優先株式27,220,200株、戊種第一回優先株式957,600株)の消却
10.有償 第三者割当(普通株式75,000千株)発行価額1,382円、資本組入額691円
11.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
12.自己株式(第9種優先株式10,000千株)の消却
13.有償 第三者割当(第6種優先株式3,000千株)発行価額25,000円、資本組入額12,500円
14.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく第6種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
15.自己株式(第1種第一回優先株式200,000千株)の消却
16.有償 一般募集(普通株式1,237,000千株)発行価格440円、発行価額421.32円、資本組入額210.66円
17.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
18.有償 第三者割当(普通株式63,000千株)発行価格421.32円、資本組入額210.66円
19.自己株式(第1種第一回優先株式75,000千株、第2種第一回優先株式281,780千株、第3種第一回優先株式50,000千株)の消却

3. 所有者別状況

(1) 普通株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		計
株主数(人)	15	137	98	12,908	513	154	333,568	347,393
所有株式数(単元)	1,274	5,275,608	450,104	6,751,996	6,430,304	3,860	6,225,863	25,139,009
所有株式数の割合(%)	0.01	20.98	1.79	26.87	25.57	0.02	24.76	100.00

(注) 1.上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ641,850単元及び59株含まれております。
2.上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が65単元含まれております。
3.単元未満株式のみを有する単元未満株主は、20,705名であります。

(2) 丙種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		計
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1
所有株式数(単元)	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00

(3) 己種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		計
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1
所有株式数(単元)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00

(4)第3種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1
所有株式数(単元)	—	—	—	2,250,000	—	—	—	2,250,000
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00

(5)第4種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1
所有株式数(単元)	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00

(6)第5種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1
所有株式数(単元)	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00

(7)第6種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	3	—	—	—	—	—	3
所有株式数(単元)	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00

4. 大株主の状況

(1) 所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	127,425,200	4.60
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	83,255,700	3.00
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.13
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	39,483,700	1.42
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	38,032,700	1.37
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5.RUE PLAETIS. L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	34,565,300	1.24
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	28,187,318	1.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	26,435,100	0.95
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	24,806,043	0.89
計	—	1,189,695,461	42.95

(注) 1.上記のほか、当社が保有している自己株式が64,185,059株(2.31%)あります。

2.株式会社整理回収機構ほか1名から2011年3月11日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が2011年3月8日現在で736,039,400株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、2012年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

(2) 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,274,252	4.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	832,557	3.11
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.06
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	394,837	1.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	380,327	1.42
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	5.RUE PLAETIS. L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	345,653	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	281,873	1.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	264,351	0.98
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	248,060	0.92
計	—	11,856,954	44.32

5. 議決権の状況

(1) 発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式		
	12,000,000		
	己種第一回優先株式		
	8,000,000		
	第4種優先株式	—	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
	2,520,000		
完全議決権株式(自己株式等)	第5種優先株式		
	4,000,000		
完全議決権株式(自己株式等)	第6種優先株式		
	3,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		
	普通株式	—	—
完全議決権株式(その他)	64,185,000		
	普通株式	普通株式	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
	2,449,715,900	24,497,159	
	第3種第一回優先株式	第3種第一回優先株式	(注1)
単元未満株式	225,000,000	2,250,000	(注2)
	普通株式	—	(注3)
発行済株式総数	1,056,791	—	—
総株主の議決権	2,769,477,691	26,747,159	—

(注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3.上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式59株が含まれております。

(2) 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64,185,000	—	64,185,000	2.55
計	—	64,185,000	—	64,185,000	2.55

(注) 1.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	94,518	—
計	94,518	—

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	123,318	
劣後特約付借入金	—	—
劣後特約付社債	123,318	—
期限付劣後債務	470,298	
劣後特約付借入金	39,000	2018年3月～ 2021年3月
劣後特約付社債	431,298	2014年9月～ 2027年3月
計	593,617	

■ リスク管理 ■

〈信用リスク〉

■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は2012年3月31日現在、金融庁が指定している、パーゼルⅡにおける「適格格付機関」であります。

2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。

いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行	株式会社格付投資情報センター（R&I）
本邦地方公共団体	株式会社日本格付研究所（JCR）
外国の中央政府等以外の公共部門	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
国際開発銀行	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
地方公共団体金融機構	フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
本邦政府関係機関	
地方三公社	
金融機関	
第一種金融商品取引業者	
ファンド （複数の資産を裏付とする資産）	同上
証券化商品	同上
ストラクチャードファイナンス	
	株式会社格付投資情報センター（R&I）
	株式会社日本格付研究所（JCR）
	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
上記以外	

信用リスク関連データ

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(地域別)・(業種別)うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・(残存期間別)

(単位：百万円)

	2011年3月末					うち、三月以上延滞又はデフォルト
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	
地域別						
国内	45,300,843	29,649,359	9,672,583	4,221,904	1,207,828	1,016,597
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	25,611
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	1,042,209
業種別						
製造業	3,300,373	2,612,487	302,512	260,186	122,843	140,318
農業、林業	60,871	59,851	80	926	10	2,147
漁業	1,651	1,651	—	0	—	33
鉱業、採石業、砂利採取業	14,718	13,717	891	88	21	448
建設業	713,021	604,092	43,828	63,480	979	51,045
電気・ガス・熱供給・水道業	108,729	75,263	21,214	11,935	316	135
情報通信業	282,512	247,963	16,768	13,447	4,252	30,740
運輸業、郵便業	555,902	489,534	28,538	28,760	8,962	14,041
卸売業、小売業	2,715,450	2,287,271	117,029	77,587	227,850	183,629
金融業、保険業	2,723,240	1,357,645	261,958	278,836	820,946	8,354
不動産業	3,721,971	3,621,269	27,289	54,111	9,887	257,372
物品賃貸業	384,327	367,331	4,961	11,439	595	3,068
各種サービス業	1,682,800	1,550,080	37,998	80,051	10,446	140,622
個人	10,259,346	10,150,334	—	108,055	0	184,632
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	17,639,451	5,679,423	8,726,313	3,232,997	716	—
外国の中央政府・中央銀行等	41,804	1,158	40,645	—	—	7
その他	1,094,669	530,281	42,554	—	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	25,611
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	1,042,209
残存期間別						
1年以下	7,271,968	3,610,573	2,730,692	809,233	97,610	/
1年超3年以下	4,307,452	2,200,549	1,654,272	125,268	327,363	/
3年超5年以下	5,498,101	2,355,508	2,830,309	40,157	272,126	/
5年超7年以下	2,134,568	1,048,234	722,303	34,903	329,127	/
7年超	16,427,054	14,833,213	1,314,862	97,377	181,601	/
期間の定めのないもの等	9,661,697	5,601,280	420,142	3,114,965	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	/
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	/

(単位：百万円)

	2012年3月末					
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	うち、三月以 上延滞又は デフォルト
地域別						
国内	46,993,278	29,195,945	11,112,068	4,858,058	1,278,711	950,667
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	23,095
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	973,763
業種別						
製造業	3,265,308	2,631,230	287,801	250,800	92,894	132,995
農業、林業	45,422	44,486	60	872	0	1,547
漁業	1,759	1,630	100	29	—	28
鉱業、採石業、砂利採取業	16,106	14,387	891	800	22	316
建設業	664,207	551,818	44,051	66,888	862	51,000
電気・ガス・熱供給・水道業	131,219	104,842	20,817	5,302	256	10
情報通信業	278,093	234,880	19,148	20,089	3,094	31,144
運輸業、郵便業	550,962	485,362	26,655	31,289	7,551	16,694
卸売業、小売業	2,649,929	2,270,290	119,396	87,162	157,513	201,506
金融業、保険業	2,855,981	988,679	289,549	579,943	996,118	7,512
不動産業	4,094,454	3,984,534	27,151	49,696	9,771	221,916
物品賃貸業	421,462	404,129	4,939	11,765	580	3,414
各種サービス業	1,635,450	1,488,088	44,490	88,440	9,499	130,023
個人	10,006,997	9,911,981	—	94,245	—	152,547
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	19,249,720	5,643,616	10,034,827	3,570,730	544	—
外国の中央政府・中央銀行等	171,227	949	170,278	—	—	7
その他	954,973	435,034	21,908	—	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	23,095
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	973,763
残存期間別						
1年以下	7,231,702	3,142,058	2,967,218	985,620	87,767	/
1年超3年以下	4,827,589	2,235,943	2,156,822	137,454	297,368	/
3年超5年以下	5,922,837	2,333,494	3,213,467	38,353	337,521	/
5年超7年以下	2,337,207	1,238,502	790,283	28,697	279,724	/
7年超	16,822,451	14,834,785	1,602,122	109,213	276,330	/
期間の定めのないもの等	9,851,491	5,411,161	382,154	3,558,718	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,147,477	427,593	184,719	87,761	125	/
計	48,140,755	29,623,539	11,296,788	4,945,819	1,278,837	/

- (注) 1.基礎的内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております）。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は、内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております（子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用して適用除外資産に含まれません）。
- 2.基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。
- 3.「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、貸出金、外国為替等
- 4.「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した額（CCF勘案後）にて表示しております（CCF＝Credit Conversion Factor）。
- 5.エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の額とは一致していません。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

(単位：百万円)

	2011年3月期			2012年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	296,349	△ 4,071	292,278	292,278	△ 57,799	234,478
特定海外債権引当勘定	1	1	3	3	△ 1	2

(注) 一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金(地域別)・(業種別)

(単位：百万円)

	2011年3月期			2012年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
地域別						
国内	141,028	△ 10,973	130,055	130,037	13,162	143,200
海外	—	—	—	—	—	—
計	141,028	△ 10,973	130,055	130,037	13,162	143,200
業種別						
製造業	29,878	1,221	31,100	31,100	1,794	32,895
農業、林業	69	△ 12	57	57	24	81
漁業	6	△ 6	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	61	△ 41	20	20	0	20
建設業	3,606	△ 1,236	2,369	2,369	436	2,806
電気・ガス・熱供給・水道業	—	1	1	1	△ 1	—
情報通信業	18,591	△ 9,967	8,624	8,624	△ 6,815	1,809
運輸業、郵便業	1,666	△ 713	953	953	363	1,316
卸売業、小売業	24,463	13,320	37,784	37,784	7,807	45,591
金融業、保険業	1,225	8	1,234	1,234	2,106	3,341
不動産業	18,604	△ 11,120	7,483	7,483	8,975	16,459
物品賃貸業	466	△ 208	257	257	△ 164	93
各種サービス業	13,656	△ 1,859	11,796	11,796	3,561	15,358
個人	5,023	△ 9	5,014	5,014	△ 117	4,897
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	268	—	268	268	△ 75	193
外国の中央政府・中央銀行等	—	—	—	—	—	—
その他	23,439	△ 350	23,088	23,070	△ 4,734	18,336
計	141,028	△ 10,973	130,055	130,037	13,162	143,200

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
 2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額(業種別)

(単位: 百万円)

	2011年3月期	2012年3月期
製造業	9,051	7,629
農業, 林業	13	56
漁業	7	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	5,309	4,482
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0
情報通信業	1,155	2,854
運輸業, 郵便業	1,134	446
卸売業, 小売業	13,003	17,267
金融業, 保険業	331	△ 3
不動産業	6,227	3,015
物品賃貸業	238	194
各種サービス業	6,739	4,652
個人	2,486	2,506
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	—	—
外国の中央政府・中央銀行等	—	—
その他	6,590	6,749
計	52,299	49,853

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、リそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。

2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位: 百万円)

	2011年3月末		2012年3月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	114	310,708	451	264,586
10%	—	155,596	—	100,918
20%	103,019	1	50,983	2
35%	—	—	—	—
50%	45,225	—	58,348	57
75%	—	51	—	53
100%	6,496	635,488	392	637,126
150%	—	37,513	—	34,553
350%	—	—	—	—
その他	—	—	1	—
計	154,856	1,139,360	110,178	1,037,299
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。

2. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。

3. 上記「自己資本控除」は、連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により自己資本から控除した額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごと残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2011年3月末	2012年3月末
優	2年半未満	50%	7,944	5,263
	2年半以上	70%	9,024	16,101
良	2年半未満	70%	31,843	21,600
	2年半以上	90%	36,751	55,040
可	期間の別なし	115%	42,573	56,918
弱い	期間の別なし	250%	21,578	9,744
デフォルト	期間の別なし	0%	3,632	2,201
計			153,348	166,870

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位：百万円)

スロットティング・クライテリア	残存期間	リスク・ウェイト	2011年3月末	2012年3月末
優	2年半未満	70%	—	—
	2年半以上	95%	4,851	4,851
良	2年半未満	95%	795	374
	2年半以上	120%	5,168	5,731
可	期間の別なし	140%	—	—
弱い	期間の別なし	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	0%	—	—
計			10,815	10,956

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごと残高

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2011年3月末	2012年3月末
300%	27,444	10,728
400%	9,694	7,376
計	37,138	18,105

■事業法人向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	2011年3月末					2012年3月末				
	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.16%	43.50%	32.10%	2,575,867	352,230	0.17%	42.47%	31.43%	2,714,519	490,664
B～E	1.51%	42.04%	83.36%	7,491,429	720,828	1.29%	41.86%	79.12%	7,522,585	575,650
F・G	12.99%	41.30%	173.42%	1,506,132	111,256	12.72%	41.18%	171.36%	1,298,470	85,216
デフォルト	100.00%	43.57%	/	727,808	56,974	100.00%	43.47%	/	698,373	49,781
計	/	/	/	12,301,238	1,241,290	/	/	/	12,233,948	1,201,313

(注) 1. EADによる加重平均値

2. スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	2011年3月末					2012年3月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.00%	44.72%	0.44%	14,405,528	3,231,824	0.00%	45.01%	0.38%	15,810,541	3,569,822
B～E	1.21%	44.97%	111.39%	45,235	1,643	1.74%	44.80%	115.29%	41,245	1,482
F・G	16.85%	36.47%	181.04%	536	371	16.95%	37.26%	180.74%	549	134
デフォルト	100.00%	45.00%	/	7	—	100.00%	45.00%	/	7	—
計	/	/	/	14,451,306	3,233,839	/	/	/	15,852,343	3,571,439

(注) EADによる加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	2011年3月末					2012年3月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
S A・A	0.12%	44.48%	21.12%	927,023	364,276	0.13%	35.88%	20.28%	729,237	578,007
B～E	0.88%	45.71%	69.32%	38,453	11,423	0.75%	45.57%	69.66%	29,291	13,034
F・G	16.85%	37.26%	176.25%	7,658	1,165	12.06%	32.22%	135.69%	9,314	2,259
デフォルト	—	—	/	—	—	—	—	/	—	—
計	/	/	/	973,136	376,865	/	/	/	767,844	593,301

(注) EADによる加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	2011年3月末			2012年3月末		
	PD推計値(注)	RWの加重平均値	残高	PD推計値(注)	RWの加重平均値	残高
S A・A	0.17%	140.39%	18,662	0.17%	143.40%	16,601
B～E	0.85%	229.95%	3,835	0.92%	229.23%	3,758
F・G	16.36%	506.99%	884	12.65%	474.82%	623
デフォルト	100.00%	/	0	100.00%	/	0
計	/	/	23,381	/	/	20,984

(注) 残高による加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

(単位：百万円)

	2011年3月末						
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	8,301,054	29,154	—	—
非デフォルト	1.15%	38.87%	34.36%	8,172,488	27,710	—	—
デフォルト	100.00%	38.88%	/	128,565	1,444	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	127,354	51,065	455,602	11.21%
非デフォルト	4.29%	76.85%	68.76%	126,489	51,002	455,314	11.20%
デフォルト	100.00%	77.25%	/	865	62	288	21.74%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	2,081,360	39,207	50,577	25.14%
非デフォルト	1.74%	33.20%	29.12%	1,985,011	38,160	50,349	25.14%
デフォルト	100.00%	38.22%	/	96,349	1,046	228	26.03%

(注) EADによる加重平均値

(単位：百万円)

	2012年3月末						
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	8,312,474	26,187	—	—
非デフォルト	1.14%	34.01%	30.85%	8,206,524	25,074	—	—
デフォルト	100.00%	34.69%	/	105,949	1,112	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	124,000	44,157	452,502	9.76%
非デフォルト	3.90%	70.77%	62.23%	123,261	44,107	452,226	9.75%
デフォルト	100.00%	71.77%	/	738	50	275	18.38%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	2,075,064	34,817	50,376	23.19%
非デフォルト	1.62%	30.69%	27.44%	1,983,528	33,895	50,156	23.18%
デフォルト	100.00%	38.16%	/	91,535	921	220	25.24%

(注) EADによる加重平均値

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比 (注1)(注2)

(単位: 百万円)

	2011年3月期	2012年3月期
りそなホールディングス(連結)	61,561 (注4)	13,816 (注4)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体)	36,818 (注4)	4,478 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	19,515	44,105
ソブリン向けエクスポージャー	△ 1	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,812	△ 947
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	△ 0	1
その他リテール向けエクスポージャー	12,216	10,879
りそな銀行(連結)	17,378 (注4)	△ 6,446 (注4)
りそな銀行(単体)	17,590 (注4)	△ 6,003 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	8,319	29,721
ソブリン向けエクスポージャー	1	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	969	△ 603
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,470	5,473
埼玉りそな銀行(単体)	10,762 (注4)	4,332 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	6,324	8,235
ソブリン向けエクスポージャー	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	319	△ 345
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	2,034	2,672
近畿大阪銀行(連結)	10,697 (注4)	7,581 (注4)
近畿大阪銀行(単体)	8,465 (注4)	6,150 (注4)
うち 事業法人向けエクスポージャー	4,871	6,148
ソブリン向けエクスポージャー	△ 2	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	523	1
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	△ 0	1
その他リテール向けエクスポージャー	3,711	2,734

- (注) 1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセル・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の実績値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。
4. 適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

要因分析

りそなホールディングスの2012年3月期の与信関連費用は、前年度比477億円減少し、138億円となっております。

りそな銀行(単体)、埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行(単体)における一般貸倒引当金純繰入額が、前年度比437億円減少し、494億円の戻入となったことが主因であります。

エクスポージャー区分ごとの状況につきましては、卸売業等に対する貸出金償却額・貸倒引当金が増加したこと等により、事業法人向けエクスポージャーに対する与信関連費用が増加しております。

■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

(単位：百万円)

	2008年3月末(注4)		2009年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結) (注1) (注2)	/	/	181,446 (注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	506,707	△ 23,923	155,193 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	455,032	△ 34,685	105,647
ソブリン向けエクスポージャー	1,628	1,622	52
金融機関等向けエクスポージャー	3,622	3,622	440
居住用不動産向けエクスポージャー	11,039	7,093	△ 26
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	31,084	△ 5,854	9,996
りそな銀行(連結)	/	/	130,148 (注7)
りそな銀行(単体)	456,271	△ 29,763	130,777 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	411,770	△ 38,502	90,478
ソブリン向けエクスポージャー	1,433	1,427	52
金融機関等向けエクスポージャー	2,778	2,778	440
居住用不動産向けエクスポージャー	9,930	6,732	△ 106
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	26,058	△ 6,485	8,108
埼玉りそな銀行(単体)	50,436	5,839	24,415 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	43,262	3,816	15,168
ソブリン向けエクスポージャー	194	194	—
金融機関等向けエクスポージャー	843	843	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,108	360	79
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,026	631	1,888

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2008年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

	2009年3月末(注4)		2010年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結) (注1) (注2)	/	/	114,650 (注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	552,096	△ 11,819	70,906 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	498,261	△ 28,175	56,033
ソブリン向けエクスポージャー	747	742	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,275	3,275	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	13,096	9,686	1,218
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	28,699	△ 5,307	10,096
りそな銀行(連結)	/	/	54,810 (注7)
りそな銀行(単体)	490,781	△ 21,388	54,183 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	444,632	△ 35,867	51,531
ソブリン向けエクスポージャー	461	456	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,094	3,094	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	11,973	9,258	680
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	22,645	△ 6,294	6,868
埼玉りそな銀行(単体)	61,315	9,569	16,723 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	53,628	7,691	4,501
ソブリン向けエクスポージャー	285	285	—
金融機関等向けエクスポージャー	181	181	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,122	428	538
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,053	986	3,227

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2009年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

	2010年3月末(注4)		2011年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結) (注1) (注2)	/	/	61,561 (注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) (注8)	530,270	△ 16,368	36,818 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	479,069	△ 28,124	19,515
ソブリン向けエクスポージャー	671	667	△ 1
金融機関等向けエクスポージャー	1,849	1,849	—
居住用不動産向けエクスポージャー	9,759	5,526	1,812
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	33,953	△ 1,200	12,216
りそな銀行(連結)	/	/	17,378 (注7)
りそな銀行(単体)	463,701	△ 32,200	17,590 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	420,868	△ 42,576	8,319
ソブリン向けエクスポージャー	514	510	1
金融機関等向けエクスポージャー	1,571	1,571	—
居住用不動産向けエクスポージャー	8,431	5,349	969
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	27,380	△ 1,982	6,470
埼玉りそな銀行(単体)	66,568	15,832	10,762 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	58,200	14,451	6,324
ソブリン向けエクスポージャー	156	156	—
金融機関等向けエクスポージャー	277	277	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,327	177	319
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,572	782	2,034
近畿大阪銀行(連結) (注8)	/	/	10,697 (注7)
近畿大阪銀行(単体) (注8)	/	/	8,465 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	/	/	4,871
ソブリン向けエクスポージャー	/	/	△ 2
金融機関等向けエクスポージャー	/	/	—
居住用不動産向けエクスポージャー	/	/	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	/	/	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	/	/	3,711

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2010年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
8. 近畿大阪銀行は2011年3月末から内部格付手法を適用しているため、2010年3月末の期待損失額(EL)は算出しておりません。

(単位: 百万円)

	2011年3月末(注4)		2012年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注5)	損失額の実績値(注6)
りそなホールディングス(連結) (注1) (注2)	/	/	13,816 (注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体)	534,745	3,096	4,478 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	474,037	△ 1,031	44,105
ソブリン向けエクスポージャー	377	373	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	1,673	1,673	—
居住用不動産向けエクスポージャー	11,450	3,264	△ 947
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	575	568	1
その他リテール向けエクスポージャー	43,024	△ 5,303	10,879
りそな銀行(連結)	/	/	△ 6,446 (注7)
りそな銀行(単体)	424,081	△ 14,344	△ 6,003 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	386,655	△ 18,365	29,721
ソブリン向けエクスポージャー	207	203	△ 0
金融機関等向けエクスポージャー	1,532	1,532	—
居住用不動産向けエクスポージャー	7,364	3,797	△ 603
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	24,779	△ 5,041	5,473
埼玉りそな銀行(単体)	61,783	13,720	4,332 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	52,764	11,901	8,235
ソブリン向けエクスポージャー	137	137	—
金融機関等向けエクスポージャー	69	69	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,426	97	△ 345
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (注3)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	7,368	1,539	2,672
近畿大阪銀行(連結)	/	/	7,581 (注7)
近畿大阪銀行(単体)	48,880	3,720	6,150 (注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	34,616	5,432	6,148
ソブリン向けエクスポージャー	33	33	—
金融機関等向けエクスポージャー	71	71	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,660	△ 630	1
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	575	568	1
その他リテール向けエクスポージャー	10,876	△ 1,802	2,734

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2011年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、連結自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネットティング）、適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当しております。

■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。

1. 現金及び自行預金
2. 我が国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
3. 上記2. 以外の上場株式を発行する会社の株式等
4. 不動産
5. 割引手形勘定の商業手形
6. 債券

■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法等により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等
銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。なお、貸出金と自行預金との通貨または期日が異なる場合には、連結自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2011年3月末					2012年3月末				
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計
内部格付手法適用										
エクスポージャー	491,574	2,247,183	2,647,373	—	5,386,131	699,373	2,358,513	2,687,416	—	5,745,304
事業法人向け										
エクスポージャー	355,423	2,245,829	938,917	—	3,540,170	431,604	2,357,172	922,113	—	3,710,890
ソブリン向け										
エクスポージャー	115,090	470	175,934	—	291,495	102	948	154,183	—	155,234
金融機関等向け										
エクスポージャー	20,560	883	31,287	—	52,730	267,667	393	—	—	268,060
居住用不動産向け										
エクスポージャー	/	/	676,606	—	676,606	/	/	811,806	—	811,806
適格リボルビング型										
リテール向け	/	/	—	—	—	/	/	—	—	—
エクスポージャー	/	/	824,628	—	824,628	/	/	799,312	—	799,312
その他リテール向け										
エクスポージャー	/	/	824,628	—	824,628	/	/	799,312	—	799,312
標準的手法適用										
エクスポージャー	2,097	/	5	—	2,102	85,189	/	—	—	85,189
計	493,671	2,247,183	2,647,379	—	5,388,233	784,563	2,358,513	2,687,416	—	5,830,493

(注) 1. オンバランスシート・ネットティングは含めておりません。

2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

■派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレボ形式の取引について、相対ネットティング契約である基本契約書（派生商品取引：ISDAマスター契約、レボ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）を用いるに当たっては、その法的有効性を使用開始当初に確認しており、ISDAマスター契約については各国法律の下での一括清算条項（クローズアウト・ネットティング条項）の法的有効性につき随時見直し・確認を実施しております。

また、個別の契約については締結時にその都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して法的有効性を担保しております。

対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。

取引種類：派生商品取引（金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、為替フォワード、通貨オプション等）、レボ形式の取引

範囲：トレーディング、バンキング勘定

■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権または原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者であります。

なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

(単位：百万円)

	2011年3月末					2012年3月末				
	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金利関連取引										
金利スワップ	40,751,161	33,684	270,392	297,598	567,990	52,900,266	43,239	392,423	414,911	807,334
金利オプション	3,349,257	44,271	44,272	8,331	52,603	2,009,115	26,833	26,833	2,139	28,973
小計	44,100,418	77,955	314,664	305,929	620,593	54,909,381	70,072	419,257	417,050	836,307
通貨関連取引										
通貨スワップ	3,014,432	△81,475	86,683	163,954	250,638	2,461,030	△56,650	58,503	121,641	180,144
通貨オプション	1,456,548	200,756	200,756	62,998	263,755	1,323,673	140,756	140,756	54,127	194,883
先物為替予約	1,507,572	△50,817	26,755	46,187	72,943	1,436,096	△29,002	25,653	41,847	67,501
小計	5,978,553	68,464	314,196	273,140	587,336	5,220,800	55,102	224,913	217,616	442,529
小計(ネットting勘案前)	50,078,972	146,419	628,860	579,069	1,207,930	60,130,182	125,175	644,170	634,666	1,278,837
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果					578,697					686,048
担保による与信相当額削減効果(注3)					△127,981					△30,268
計(ネットting後)					757,214					623,056

- (注) 1. 与信相当額の算出に当たっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。
- (1) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。
- (2) 与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト(零を下回らないものに限る)」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。
2. クレジット・デリバティブについては2012年3月末現在、取扱いがありません。
3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。
- | | |
|-------|-------------|
| 差入 | 42,789 百万円 |
| 受取 | 12,521 百万円 |
| 受取－差入 | △30,268 百万円 |

〈証券化エクスポージャー〉

証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、連結自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。

連結自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引（ノン・リコースかつ優先劣後構造）を指しております。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分で優先劣後構造を有するものが含まれております。なお、特定貸付債権に該当するものは連結自己資本比率告示に沿って除いております。

■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	商品別	勘定科目別	バーゼルⅡエクスポージャー区分別
証券化商品の残高 (5月11日開示)	ABS 1,050	買入金銭債権 167,056	証券化エクスポージャー 104,081
	CMBS 4,219	外国債券 10,844	特定貸付債権 3,689
	RMBS 183,296	有価証券 10,665	リテール向け 2,876
			購入債権 77,918
	小計 188,566	小計 188,566	小計 188,566
	(上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として360億円保有しております)		
上記以外の残高	ABCP 5,853	買入金銭債権 1,246	証券化エクスポージャー 102,548
	ABL 65,415	特定取引資産 5,853	みなし計算 1,246
	CMBS 1,246	貸出金 96,694	
	RMBS 31,278		
	小計 103,795	小計 103,795	小計 103,795
残高(計)	ABCP 5,853	買入金銭債権 168,303	証券化エクスポージャー 206,630
	ABL 65,415	特定取引資産 5,853	特定貸付債権 3,689
	ABS 1,050	外国債券 10,844	リテール向け 2,876
	CMBS 5,466	有価証券 10,665	みなし計算 1,246
	RMBS 214,575	貸出金 96,694	購入債権 77,918
	合計 292,362	合計 292,362	合計 292,362
証券化エクスポージャーのEAD	200,723		
所要自己資本	5,980		
自己資本控除	5,654*		

詳細は次頁以降に記載しております。

ABCP (Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャルペーパー)

ABL (Asset Based Lending、責任財産限定特約貸出)

ABS (Asset Backed Securities、資産担保証券)

CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券)

RMBS (Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券)

・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。

・上記に掲げる証券化商品等残高は、2,923億円、B/S全体に占める割合は0.68%であります。

・上記(※)の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(9,160百万円)を自己資本より控除しております。

・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社(モノライン)に対するエクスポージャーはありません。

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たり、連結自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。

■証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当グループは、不算入特例を用いており、マーケット・リスク相当額は算入しておりません。

■持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

証券化目的導管体	種類
エービー・グローバル・ファンディング・リミテッド東京支店	SPC
株式会社マーチ・アセット・マネジメント	SPC

当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有の有無については、「■持株会社グループが流動化プログラム(ABCP等)のスポンサーである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー」のとおりであります。

■持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当グループが投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて充たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を充たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。

また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託または組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの格付機関は、2012年3月31日現在、金融庁が指定しているパーゼルIIにおける「適格格付機関」であります。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

■内部評価方式を用いている場合には、その概要

当グループは、内部評価方式を用いておりません。

■定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

2007年金融庁告示第15号に基づき、2012年3月末より、保有する証券化エクスポージャーは、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）と再証券化エクスポージャーに区分し開示しております。

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	2011年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	15,872	23,409	—	—	—	—	—	—	3,627	42,909	11,858
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,475
100%超 1250%未満	—	9,224	—	—	—	—	—	—	—	—	9,224	2,667
自己資本控除(注1)	—	4,048	—	—	—	—	—	—	—	3,627	7,675	7,675
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	5,181	4,854	—	—	—	—	—	—	—	10,036	10,036

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	2012年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	15,862	23,409	—	—	—	—	—	—	—	39,272	7,169
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	33
20%超 100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,044
100%超 1250%未満	—	9,220	—	—	—	—	—	—	—	—	9,220	2,048
自己資本控除(注1)	—	4,042	—	—	—	—	—	—	—	—	4,042	4,042
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	4,840	4,319	—	—	—	—	—	—	—	9,160	9,160

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

2011年3月末											
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	101,749	44,436	—	—	—	—	—	—	7,658	153,844
資産譲渡型証券化取引	—	101,749	44,436	—	—	—	—	—	—	7,658	153,844
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	2,665	—	—	—	—	—	—	—	303	2,969
当期の損失額	—	107	—	—	—	—	—	—	—	—	107
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

2012年3月末											
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	87,623	36,030	—	—	—	—	—	—	—	123,654
資産譲渡型証券化取引	—	87,623	36,030	—	—	—	—	—	—	—	123,654
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	3,577	44	—	—	—	—	—	—	—	3,622
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー該当ありません。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

2007年金融庁告示第15号に基づき、2012年3月末より、保有する証券化エクスポージャーは、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）と再証券化エクスポージャーに区分し開示しております。

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	2011年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	23,530	—	—	51,348	513	1,754	77,146	5,890
RW20%以下	—	—	—	—	23,530	—	—	19,981	—	237	43,748	741
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	20,442	—	191	20,633	1,295
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	10,924	—	—	10,924	2,014
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	513	1,326	1,839	1,839
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	2012年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	14,471	—	—	53,852	466	2,481	71,271	3,282
RW20%以下	—	—	—	—	14,471	—	—	18,563	—	842	33,876	204
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	33,686	—	824	34,510	1,622
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	1,602	—	—	1,602	173
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	466	814	1,281	1,281
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	2011年3月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	10,181	—	—	61,357	1,716	2,647	75,902
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	10,181	—	—	61,357	1,716	2,647	75,902
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	37	—	—	—	—	5	43
当期の損失額	—	—	—	—	148	—	—	351	593	14	1,107
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	24,217	—	—	102,028	—	815	127,062
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

(単位：百万円)

	2012年3月末										
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	5,044	—	—	67,378	1,781	3,353	77,557
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	5,044	—	—	67,378	1,781	3,353	77,557
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	11	—	—	—	—	5	17
当期の損失額	—	—	—	—	465	—	—	60	559	10	1,095
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	115,151	—	3,229	118,380
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引を目的として保有している資産の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー
該当ありません。

■持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

2007年金融庁告示第15号に基づき、2012年3月末より、保有する証券化エクスポージャーは、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）と再証券化エクスポージャーに区分し開示しております。

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	2011年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	2,690	105,929	12,695	833	—	—	—	1,415	—	6,647	130,212	4,337
RW20%以下	1,020	104,110	12,695	833	—	—	—	1,415	—	701	120,776	1,175
20%超 100%以下	857	1,819	—	—	—	—	—	—	—	2,000	4,676	162
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,930	1,930	169
自己資本控除(注1)	813	—	—	—	—	—	—	—	—	2,015	2,829	2,829

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	2012年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	469	62,671	10,804	—	—	—	—	979	—	8	74,933	791
RW20%以下	—	62,671	10,804	—	—	—	—	979	—	8	74,464	452
20%超 100%以下	139	—	—	—	—	—	—	—	—	—	139	8
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注1)	330	—	—	—	—	—	—	—	—	—	330	330

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(2) 再証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	2012年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	—	20,899	—	—	—	—	—	—	—	—	20,899	391
RW20%以下	—	20,685	—	—	—	—	—	—	—	—	20,685	350
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100%超 1250%未満	—	214	—	—	—	—	—	—	—	—	214	40
自己資本控除(注1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

保有する再証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法は適用しておりません。

■持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー該当ありません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2011年3月末		2012年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー	494,872	494,872	478,179	478,179
上記以外の出資・株式等エクスポージャー	84,323	84,323	79,155	79,155
計	579,196	579,196	557,335	557,335

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2011年3月期	2012年3月期
売却益	8,669	11,146
売却損	△5,888	△7,623
償却	△3,598	△1,215
計	△817	2,307

(注) 連結損益計算書における株式関連損益について記載しております。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
評価損益	110,708	114,043

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
マーケット・ベース方式 (簡易手法)	37,138	18,105
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
PD/LGD方式	23,381	20,984
連結自己資本比率告示附則第13条に 定める経過措置を適用する エクスポージャー	367,033	349,315
標準的手法において債権の リスク・ウェイトがゼロ%とされる 事業体に対するエクスポージャー	1	1
計	427,555	388,406

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

(単位：百万円)

	2011年3月末	2012年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	54,637	25,114

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

バーゼルⅡでは、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本(Tier1+Tier2)の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク量の削減等の対応を求められる場合があります。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行の各銀行における経済価値の減少額は、以下のとおりであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

(単位：億円)

	2011年3月末基準		2012年3月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	1,056	6.6%	427	2.7%
埼玉りそな銀行	87	2.0%	211	4.8%
近畿大阪銀行	155	9.0%	45	2.8%

(注) 1. 経済価値の減少額は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算しております。

2. 満期のない流動性預金の金利リスク計測にあたり、内部モデルを使用しております。

■ 報酬に関する開示事項 ■

■ 目次

1. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項
 - (1) 「対象役職員」の範囲
 - ① 「対象役員」の範囲
 - ② 「対象従業員等」の範囲
 - (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
 - (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
 - (ロ) 「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
 - (2) 対象役職員の報酬等の決定について
 - ① 対象役員等の報酬等の決定について
 - ② 対象職員の報酬等の決定について
 - (3) リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について
 - (4) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数
2. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 - (1) 報酬等に関する方針について
 - ① 対象役員等の報酬等に関する方針
 - (ア) 当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針
 - (イ) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針
 - ② 対象職員の報酬等に関する方針
 - (2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について
3. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項
 - (1) 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について
 - (2) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
 - ① 業績連動部分の算出方法について
 - ② 業績連動部分の調整方法について
 - ③ 過度の短期的業績連動となっていないことの確認について
 - ④ 表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について
4. 当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
5. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

■本文

1. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

「報酬告示^{*}」にて開示対象として規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(あわせて「対象役職員」)の範囲は、当社グループにおいては、以下のとおりであります。

※報酬告示：銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(2012年金融庁告示第21号)

①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当社の取締役及び執行役であります。なお、社外取締役は除いております。

②「対象従業員等」の範囲

「対象従業員等」とは、当社の職員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であります。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超えるもの及び当社グループの経営に重要な影響を与える連結子法人等で、具体的には、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行が該当します。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社及びその主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社グループ(当社グループとは、持株会社である当社及びその主要な連結子法人等を指します。以下同じ)では、当社グループ常勤役員の2011年度年間報酬額を、役員数で除して算出した19百万円を当該基準額としております。また当該基準額は報酬体系・水準が同一である主要な連結子法人等にも共通して適用しております。

なお、退職一時金については、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに、「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなしております。

(ウ)「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。具体的には、当社のリスク管理部門、コンプライアンス統括部門に所属する職員、ならびにりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を除く)、ならびに役付執行役員である専務執行役員及び常務執行役員のほか、市場部門、リスク管理部門、コンプライアンス統括部門のいずれかを担当する執行役員及び同部門に所属する職員が該当します。

なお、報酬決定プロセス等の違いから、対象役員及び対象従業員等に含まれる主要な連結子法人等の取締役、監査役及び執行役員を「対象役員等」とし、また、対象従業員等から当該法人等の取締役、監査役及び執行役員を除いて対象職員として説明します。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

①対象役員等の報酬等の決定について

当社は、委員会設置会社であり、法令上求められる報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針及び個人別の報酬額等を決定します。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、業務推進部門からは独立して報酬方針及び個人別の報酬額等を定める権限を有します。

りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行は監査役設置会社であり、取締役の報酬月額の内総額および監査役の報酬月額の総額について、株主総会において決定しております。取締役の個人別の報酬月額は、各社の取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定しております。なお、決定にあたっては、持株会社である当社の報酬委員会において定めた取締役の報酬支給基準及び上記報酬月額の総額を踏まえております。また、監査役の個人別の報酬月額については、上記監査役の報酬月額の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。一方、各社の取締役会において選任している各執行役員の報酬月額については、上記の報酬委員会において定めた報酬支給基準に基づいて各社代表取締役社長が決定しております。

②対象職員の報酬等の決定について

当社グループにおける対象職員の報酬等は、当社グループ各社の経営会議等を経て制定される給与方針に基づいて決定され、支払われております。当該方針は、業務推進部門から独立した当社グループ各社の人事部門においてその制度設計・文書化がなされております。また、当社の主要な連結子法人等の給与方針が変更される場合は、当社人事部門に報告され、当社人事部門がその妥当性を検証しております。

なお、当社の主要な連結子法人等における一部の市場部門のトレーダー等につきましては、職務・職責に応じて、報酬が個別に決定されます。

(3) リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について

当社グループ各社におけるリスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬は給与方針に基づき決定され、具体的な支給額は、営業推進部門から独立した各社の人事部門の長等で決定される人事考課に基づき決定されます。

また、人事考課の評価項目は、リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の各職員が上司の承認の下、目標を設定した上で、その達成度を評価しており、リスク管理及びコンプライアンスの枠組み構築への貢献度を反映する仕組みとなっております。

(4) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

開催回数 (2011年4月～2012年3月)	
報酬委員会(りそなホールディングス)	4回
経営会議(りそな銀行)	2回
経営会議(埼玉りそな銀行)	2回
経営会議(近畿大阪銀行)	2回

- (注) 1. 報酬委員会の構成員3名のうち2名は社外取締役であり、上記報酬等の総額は記載しておりません。またうち1名は、社外取締役以外の取締役ですが、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。
2. りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の経営会議の開催回数は、対象職員の報酬に関連する議題を含む経営会議の開催回数です。また、経営会議の構成員については報酬の決定にかかる職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。なお、当該銀行の役員報酬に関しては、その体系・水準を当社の報酬委員会が決定しているため、上記経営会議の議題には含めておりません。

2. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①対象役員等の報酬等に関する方針

(7) 当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って個人別の報酬額を決定しております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び賞与加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

(ハ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、監査及び報酬の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。

役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、60対40とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

(ハ) 株式取得報酬（変動報酬）（2010年6月導入）

経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員については、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

(イ) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針

当該銀行の取締役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額総額を決定し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、その月額総額の範囲内で、各取締役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。

また、当該銀行は、当社の報酬委員会において定めた内容を踏まえ、取締役（非執行）ならびに代表取締役、業務を執行する取締役及び執行役員（以下、代表取締役等）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のとおり定めております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役（非執行）の報酬体系

取締役（非執行）の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬で構成します。代表取締役等に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給されます。

b. 代表取締役等の報酬体系

代表取締役等の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、60対40とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

(ハ) 株式取得報酬（変動報酬）（2010年6月導入）

経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた代表取締役等は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

監査役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額報酬を決定し、監査役の協議により、その月額総額の範囲内において、監査役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

②対象職員の報酬等に関する方針

対象職員においては、職務・職責に応じた固定給の部分と、業績に連動する部分があり、業績への貢献度等を反映するために、業績考課等に基づき決定されることとなっております。なお報酬等につき、当社人事担当役員は、その体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

(2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

(対象役員等)

当社グループ全体の報酬額の水準については、当社の報酬委員会において報酬制度上の最大支給額（理論値）を算出し、さらに、役員報酬の支給見込み額と経営健全化計画等との比較を行うことで、グループ全体の財務の健全性及び将来見通しと整合的であること、将来の自己資本の十分に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬については、当社グループの経営状況を、当社グループの業績ならびに個人の業績考課等に連動して変動する部分及び一時金等に反映することとしており、経営健全化計画等との比較を行うことで、自己資本の十分に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。また、当期の給与の支払総額と、当期の利益水準や内部留保の状況とを比較し、自己資本比率に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

3. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

(1) 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について

(対象役員等)

当社グループの執行役ならびに代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の各社の会社業績と個人業績の結果に応じて決定しております。会社業績の評価においては、税引前当期利益のみならず、収益性、健全性及び効率性等の各種経営指標を勘案しております。また、個人業績の評価においては、担当部門で発生しうる諸リスクも考慮した目標に対する達成水準を評価しております。

当社グループの取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績に応じて決定しておりますが、個人の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さいものとなっております。

(対象職員)

当社グループ各社が給与体系の設計ならびにその見直しを行う場合、人事部門がその設計・見直しを行い、経営会議等を経て機関決定を行っております。なお、経営会議の付議にあたっては、統合的リスク管理部署において、健全性維持を目的に、リスク管理上の妥当性、適切性について検証を行っております。

(2) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

①業績連動部分の算出方法について

(対象役員等)

報酬委員会は、当社グループ全体の役員報酬方針を決定する際に、当社グループの経営方針や経営環境等を勘案し、当該年度の業績連動報酬割合を決定しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績に基づき、あらかじめ定めた計算方法により決定しております。

②業績連動部分の調整方法について

(対象役員等)

当社グループの対象役員等の業績連動報酬については、各社の会社業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法等に基づいてその割合を減額する仕組みとしております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法に基づいて減額する仕組みとしております。

③過度の短期的業績連動となっていないことの確認について

(対象役員等)

当社グループの役員報酬については、報酬委員会が、役員報酬支給基準を定めており、業績連動部分の比率ならびに支払額の妥当性を確認することにより、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬については、各社の人事担当役員が、給与体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

④表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について

当社の主要な連結子法人等であるりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行では、対象役職員が表面的にリスクを削減するなど、リスク管理と整合的な当社報酬制度の設計趣旨を損ないかねない行為がないか、ミドルオフィス、バックオフィス部門及び監査部門による取引のモニタリングを適時実施しております。

4. 当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

区分	人数	報酬等の の総額 (百万円)	固定報酬の総額			変動報酬の総額			
			基本 報酬	その他		基本 報酬	一時 金等	その他	
対象役員(除 く社外役員)	14	392	221	221	—	170	170	—	—
対象従業員等	20	438	246	246	—	191	170	21	—

(注) 1. 対象役員の報酬等には、当社の主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。

2. 基本報酬には、年度中の退職金等（退職一時金を在籍年数で除した金額）を含みます。

5. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、特段、該当する事項はございません。

—Note—

りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2012

本誌は銀行法第52条の29等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 2012年7月

株式会社りそなホールディングス グループ戦略部

(東京本社)

〒135-8582 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟 電話 (03) 6704-3111

(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

CONTENTS

開示項目等

銀行法施行規則等による開示項目	417
2007年金融庁告示第15号に基づく開示事項(バーゼルⅡ)	423
2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項(報酬関連)	439
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 ...	440

● 銀行法施行規則等による開示項目

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1.経営の組織.....

2.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称).....

(2) 各株主の持株数.....

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....

3.取締役及び監査役の氏名及び役職名.....

4.営業所の名称及び所在地.....

5.当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名.....

(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称.....

銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。).....

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

6.直近の事業年度における事業の概況.....

7.直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 経常収益.....

(2) 経常利益又は経常損失.....

(3) 当期純利益若しくは当期純損失.....

(4) 資本金及び発行済株式の総数.....

(5) 純資産額.....

(6) 総資産額.....

(7) 預金残高.....

(8) 貸出金残高.....

(9) 有価証券残高.....

(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率).....

(11) 配当性向.....

(12) 従業員数.....

(13) 信託報酬.....

(14) 信託勘定貸出金残高.....

(15) 信託勘定有価証券残高.....

(16) 信託財産額.....

8.直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率.....

9.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項

(1) 資金運用収支.....

(2) 役務取引等収支.....

(3) 特定取引収支.....

(4) その他業務収支.....

10.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項

(1) 平均残高.....

(2) 利息.....

(3) 利回り.....

(4) 資金利ざや.....

11.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減.....

12.直近の2事業年度における次に掲げる事項

(1) 総資産経常利益率及び資本経常利益率.....

(2) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率.....

13.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高.....

14.直近の2事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高.....

りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
23～28,198	23～28,289	23～28,360
216	297	372
216	297	372
216	297	372
199	290	361
203～207	291～293	363,364
207	293	364
207	293	364
197	288	359
170	262	338
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	261	337
169	—	—
169	—	—
169	—	—
169	—	—
181	276	348
182	277	349
184	279	351
184	—	—
184	279	351
182	277	349
182	277	349
182	277	349
184	279	351
183	278	350
169	261	337
169	261	337
185	280	352
185	280	352

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
15.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	187	281	353
16.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	187	281	353
17.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	188	282	354
18.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	188	282	354
19.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	188	282	354
20.直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	188	282	354
21.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高	188	282	354
22.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	186	281	353
23.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）	—	286	357
24.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	191	286	357
25.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	191	286	357
26.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	186	281	353
27.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）	192	—	—
28.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	192,194	—	—
29.直近の2事業年度における元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	193	—	—
30.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	194	—	—
31.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	194	—	—
32.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	194	—	—
33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	194	—	—
34.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	195	—	—
35.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	195	—	—
36.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	195	—	—
37.直近の2事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	195	—	—
38.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	195	—	—
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項			
39.リスク管理の体制	35～59	35～59	35～59
40.法令遵守の体制	29～34	29～34	29～34
41.法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	34	34	34

直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

42.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	
43.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	
（2）延滞債権に該当する貸出金	
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
44.元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	
45.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1	
46.有価証券に関する次に掲げる事項	
（1）取得価額又は契約価額	
（2）時価	
（3）評価損益	
47.金銭の信託に関する次に掲げる事項	
（1）取得価額又は契約価額	
（2）時価	
（3）評価損益	
48.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
（1）取得価額又は契約価額	
（2）時価	
（3）評価損益	
49.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
50.貸出金償却の額	
51.法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	
52.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	
53.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2	
事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	

※1 開示項目の詳細については、P423～428をご参照ください。

※2 開示項目の詳細については、P439をご参照ください。

りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
171～176	263～270	339～344
189	283	355
189	283	355
189	283	355
189	283	355
193	—	—
35～61,236～254	35～61,295～313	35～61,388～401
177,178	271,272	345,346
177,178	271,272	345,346
177,178	271,272	345,346
178	272	346
178	272	346
178	272	346
179,180	273,274	347
179,180	273,274	347
179,180	273,274	347
189	283	355
189	283	355
—	—	339
171	263	—
237	—	—
255～258	314～317	402～405
—	—	—

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項
 - (1) 名称
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (3) 資本金又は出資金
 - (4) 事業の内容
 - (5) 設立年月日
 - (6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7) 銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の事業年度における事業の概況
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純利益若しくは当期純損失
 - (4) 包括利益
 - (5) 純資産額
 - (6) 総資産額
 - (7) 連結自己資本比率

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書
 6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金
 - (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 7. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1
 8. 銀行及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下、この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
 9. 法第20条第2項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
 10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
 11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨
- 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2
- 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

※1 開示項目の詳細については、P429～433をご参照ください。

※2 開示項目の詳細については、P439をご参照ください。

りそな銀行 近畿大阪銀行

201	362
202	362
202	362
202	362
202	362
202	362
202	362
202	362
202	362
202	362
150	321
149	321
149	321
149	321
149	321
149	321
149	321
149	321
151～161	322～330
168	336
168	336
168	336
168	336
35～61,209～235	35～61,367～387
166,167	334,335
—	—
151	—
211	—
255～258	402～405
—	—

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	168,189	283	336,355
2. 危険債権	168,189	283	336,355
3. 要管理債権	168,189	283	336,355
4. 正常債権	168,189	283	336,355

銀行法施行規則第34条の26

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1.経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）.....	23~28,99
2.資本金及び発行済株式の総数	106,110
3.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....	117
（2）各株主の持株数.....	117
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	117
4.取締役及び執行役の氏名及び役職名.....	100,101

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

5.銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....	99,197,288,359
6.銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	102
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	102
（3）資本金又は出資金	102
（4）事業の内容.....	102
（5）設立年月日.....	102
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	102
（7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	102

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7.直近の事業年度における事業の概況.....	67
8.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益.....	65
（2）経常利益又は経常損失	65
（3）当期純利益若しくは当期純損失.....	65
（4）包括利益.....	65
（5）純資産額.....	65
（6）総資産額.....	65
（7）連結自己資本比率.....	65

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

9.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書.....	68~79
10.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	89
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	89
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	89
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	89
11.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項※1.....	35~61,105~141
12.銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）.....	84,85
13.法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....	—
14.銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	68
15.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	107
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの※2	142~145

※1 開示項目の詳細については、P434~438をご参照ください。

※2 開示項目の詳細については、P439をご参照ください。

りそな
ホールディングス

—

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2007年金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼルⅡ）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年3月23日金融庁告示15号）】

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

定性的な開示事項

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
1.自己資本調達手段の概要	213～217 61	297,298 61	370～373 61
2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要			
3.信用リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	40～47	40～47	40～47
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	299	374
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	299	374
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①使用する内部格付手法の種類	60	60	60
②内部格付制度の概要	42,43	42,43	42,43
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	42,43	42,43	42,43
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	42,43	42,43	42,43
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	42,43	42,43	42,43
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	43	43	43
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	43	43	43
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	43	43	43
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	43	43	43
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	47,227	47,307	47,382
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	47	47	47
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要	46,47	46,47	46,47
（2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	46,47	46,47	46,47
（3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	46,47	46,47	46,47
（4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	229	309	384
（5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	229	309	384
（6）銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	229	309	384
（7）銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	229	309	384
（8）証券化取引に関する会計方針	229	309	384
（9）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	229	309	384
（10）内部評価方式を用いている場合には、その概要	229	309	384
（11）定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	229	309	384
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	53	53	53
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	60	60	60

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	51,174	51,266	51,341
9. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項			
（１）リスク管理の方針及び手続の概要	51	51	51
（２）銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	51	51	51
定量的な開示事項			
10. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項			
（１）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	236	295	388
① 資本金及び資本剰余金	236	295	388
② 利益剰余金	236	295	388
③ 自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せる特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	236	295	388
④ 基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	236	295	388
⑤ 自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	236	295	388
⑥ 自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	236	295	388
⑦ 自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	236	—	—
（２）自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額	236	295	388
（３）自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額	236	295	388
（４）自己資本の額	236	295	388
11. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項			
（１）信用リスクに対する所要自己資本の額（（２）及び（３）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	238	296	389
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	238	296	389
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー	238	296	389
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	238	296	389
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	238	296	389
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	238	296	389
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	238	296	389
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	238	296	389
③ 証券化エクスポージャー	238	296	389
（２）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	238	296	389
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	238	296	389
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	238	296	389
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	238	296	389
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	238	296	389
（３）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	238	296	389

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	238	296	389
①標準的方式	—	—	—
②内部モデル方式	—	—	—
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	238	296	389
①粗利益配分手法	238	296	389
(6) 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率	236	295	388
(7) 単体総所要自己資本額	236	295	388
12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項			
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	239,240	300,301	390,391
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳			
①地域別	239,240	300,301	390,391
②業種別又は取引相手の別	239,240	300,301	390,391
③残存期間別	239,240	300,301	390,391
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳			
①地域別	239,240	300,301	390,391
②業種別又は取引相手の別	239,240	300,301	390,391
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	241	302	392
①地域別	241	302	392
②業種別又は取引相手の別	241	302	392
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	242	302	392
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をもとにした後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	242	303	393
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	243	303	393
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）			
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	244	304	394
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	244	304	394

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項			
（i）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....	245	305	395
（ii）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析 ...	—	—	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	246	306	396
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	246	306	396
13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項			
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	247	307	397
①適格金融資産担保	247	307	397
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	247	307	397
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	247	307	397
14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項			
（1）与信相当額の算出に用いる方式.....	248	308	398
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	248	308	398
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	248	308	398
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	248	308	398
（5）担保の種類別の額.....	248	308	398
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	248	308	398
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	248	308	398
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	248	308	398

15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....

250,252 311,312 399

②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....

250,252 311,312 399

③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳.....

250,252 311,312 399

④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....

250,252 311,312 399

⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳...

250,252 311,312 399

⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....

249,251 310,312 399

⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....

249,251 310,312 399

⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳...

249,251 310,312 399

⑨自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....

249,251 310,312 399

⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....

250,252 311,312 399

(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....

250,252 311,312 399

(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....

250,252 311,312 399

⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....

249,251 310,312 399

⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額...

249,251 310,312 399

(2) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....

253 312 399,400

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....

253 312 399,400

③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....

253 312 399,400

④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....

253 312 400

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額...	253	312	399,400
(3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	250,252	311,312	399
(4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	253	312	400
16.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
(1) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	254	313	401
①上場株式等エクスポージャー	254	313	401
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	254	313	401
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	254	313	401
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	254	313	401
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	254	313	401
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	254	313	401
17.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	254	313	401
18.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	254	313	401

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年3月23日金融庁告示15号）】

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

定性的な開示事項

	りそな銀行	近畿大阪銀行
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		
（1）自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	209	367
（2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	209	367
（3）自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	209	367
（4）自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	209	367
（5）銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	209	367
（6）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	209	367
2. 自己資本調達手段の概要	213～217	370～373
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	61	61
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	40～47	40～47
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	374
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	374
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①使用する内部格付手法の種類	60	60
②内部格付制度の概要	42,43	42,43
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	42,43	42,43
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	42,43	42,43
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	42,43	42,43
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	43	43
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	43	43
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	43	43
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	43	43
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	47,227	47,382
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	47	47
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要	46,47	46,47
（2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	46,47	46,47
（3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	46,47	46,47
（4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	229	384
（5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	229	384
（6）連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	229	384
（7）連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	229	384
（8）証券化取引に関する会計方針	229	384

	りそな銀行	近畿大阪銀行
(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	229	384
(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要	229	384
(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	229	384
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	53	53
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	60	60
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	51,155	51,325
10. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	51	51
(2) 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	51	51
定量的な開示事項		
11. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	209	367
12. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
(1) 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	210	368
① 資本金及び資本剰余金	210	368
② 利益剰余金	210	368
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	210	368
④ 自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せる特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	210	368
⑤ 基本的項目の額のうち (1) から (4) までに該当しないもの	210	368
⑥ 自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	210	368
⑦ 自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	210	368
⑧ 自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	210	—
(2) 自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額	210	368
(3) 自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額	210	368
(4) 自己資本の額	210	368
13. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額 ((2) 及び (3) の額を除く。) 及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	212	369
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	212	369
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 ((v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)		
(i) 事業法人向けエクスポージャー	212	369
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	212	369
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	212	369
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	212	369
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	212	369
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	212	369
③ 証券化エクスポージャー	212	369
(2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	212	369
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	212	369
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	212	369
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	212	369
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	212	369

	りそな銀行	近畿大阪銀行
(3) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	212	369
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額.....	212	369
①標準的方式.....	—	—
②内部モデル方式.....	—	—
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額.....	212	369
①粗利益配分手法.....	212	369
(6) 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率.....	210	368
(7) 連結総所要自己資本額.....	210	368
14. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	219,220	375,376
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別.....	219,220	375,376
②業種別又は取引相手の別.....	219,220	375,376
③残存期間別.....	219,220	375,376
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別.....	219,220	375,376
②業種別又は取引相手の別.....	219,220	375,376
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	221	377
①地域別.....	221	377
②業種別又は取引相手の別.....	221	377
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	222	377
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	222	378
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	223	378
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	224	379
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	224	379
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項		
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....	225	380
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—	—

	りそな銀行	近畿大阪銀行
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	226	381
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	226	381
15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	227	382
①適格金融資産担保	227	382
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	227	382
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	227	382
16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
(1) 与信相当額の算出に用いる方式	228	383
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	228	383
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	228	383
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	228	383
(5) 担保の種類別の額	228	383
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	228	383
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	228	383
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	228	383
17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	231,233	385
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	231,233	385
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	231,233	385
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	231,233	385
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	231,233	385
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	230,232	385

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	230,232	385
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	230,232	385
⑨自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	230,232	385
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	231,233	385
（ii）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	231,233	385
（iii）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	231,233	385
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	230,232	385
⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	230,232	385
（2）連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	234	385,386
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	234	385,386
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	234	385,386
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	234	386
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	234	385,386
（3）連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	231,233	385
（4）連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	234	386
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額.....	235	387
①上場株式等エクスポージャー.....	235	387
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	235	387
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	235	387
（3）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	235	387
（4）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	235	387
（5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	235	387
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	235	387
20. 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	235	387

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2007年3月23日金融庁告示15号）】

銀行法施行規則第34条の26

りそな
ホールディングス

定性的な開示事項

1.連結の範囲に関する次に掲げる事項

(1) 連結自己資本比率告示第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点.....	105
(2) 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容.....	105
(3) 連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容.....	105
(4) 連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	105
(5) 法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	105
(6) 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要.....	105

2.自己資本調達手段の概要

109~118

3.持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

61

4.信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要.....	40~47
(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）.....	119
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	119
(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類.....	60
②内部格付制度の概要.....	42,43
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	42,43
(ii) ソブリン向けエクスポージャー.....	42,43
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー.....	42,43
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）.....	43
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー.....	43
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	43
(vii) その他リテール向けエクスポージャー.....	43

5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

47,132

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

47

7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要.....	46,47
(2) 連結自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要.....	46,47
(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針.....	46,47
(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	135
(5) 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称.....	135
(6) 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別.....	135
(7) 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称.....	135
(8) 証券化取引に関する会計方針.....	135
(9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）.....	135

りそな
ホールディングス

(10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要	135
(11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	135
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	53
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	60
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	51,72
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要	51
(2) 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	51
定量的な開示事項	
11.連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	105
12.自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
(1) 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	106
① 資本金及び資本剰余金	106
② 利益剰余金	106
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	106
④ 連結自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	106
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	106
⑥ 連結自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	106
⑦ 連結自己資本比率告示第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	106
⑧ 連結自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	106
(2) 連結自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	106
(3) 連結自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	106
(4) 連結における自己資本の額	106
13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 ...	108
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	108
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー	108
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	108
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	108
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	108
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	108
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	108
③ 証券化エクスポージャー	108
(2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	108
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	108
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	108
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	108
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	108
(3) 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	108
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	108
① 標準的方式	—
② 内部モデル方式	—

	りそな ホールディングス
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額...	108
①粗利益配分手法.....	108
(6) 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率.....	106
(7) 連結総所要自己資本額.....	106
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	120,121
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別.....	120,121
②業種別又は取引相手の別.....	120,121
③残存期間別.....	120,121
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳.....	120,121
①地域別.....	120,121
②業種別又は取引相手の別.....	120,121
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	122
①地域別.....	122
②業種別又は取引相手の別.....	122
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	123
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	123
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高..	124
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	125
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	125
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値.....	126
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	127
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	128～131

15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	132
①適格金融資産担保	132
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	132
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	132

16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式	133
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	133
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	133
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	133
(5) 担保の種類別の額	133
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	133
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	133
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	133

17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	137,139
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	137,139
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	137,139
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	137,139
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	137,139
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	136,138
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）	136,138
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	136,138
⑨連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	136,138
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	137,139
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	137,139

	りそな ホールディングス
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	137,139
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	136,138
⑫連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	136,138
(2) 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	140
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	140
③連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	140
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	140
⑤連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	140
(3) 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	137,139
(4) 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	140
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額.....	141
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）.....	141
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	141
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額.....	141
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	141
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	141
(5) 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	141
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	141
20. 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	141

■ 2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項（報酬関連） ■

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年3月29日金融庁告示第21号）】

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース） 銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

- 1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項.....
- 2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項...
- 3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項.....
- 4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項.....
- 5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項.....

りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
-------	---------	--------

256	315	403
257	316	404
258	317	405
258	317	405
258	317	405

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年3月29日金融庁告示第21号）】

銀行法施行規則第34条の26

りそな ホールディングス

- 1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項.....
- 2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項.....
- 3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項.....
- 4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項.....
- 5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項.....

143
144
145
145
145

Ⅱ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 Ⅱ

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する最終責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

2005年6月制定

2005年7月改定

2006年5月改定

2008年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、

次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。

すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご注意ください。

国内ネットワーク

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	合 計	関東圏	関西圏
有人店舗数	337	128	128	593	298	275
無人店舗数	504	302	29	835	511	302
店舗数合計	841	430	157	1,428	809	577

※有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む

※無人店舗は、共同出張所を除く

※りそな銀行の無人店舗は、バンクタイムATM1,223か店を除く

*関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県

*関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県

ATMネットワーク

時間外手数料無料のATM
約6,000台

5月から、ご利用手数料無料のATM
約1,000台を順次追加しております

提携コンビニATM
約37,000台

北海道・東北
りそな 3

甲信越
りそな 5

中部・東海
りそな 23
近畿大阪 1

関東 809
りそな 379
埼玉りそな 430

中国・四国
りそな 2

関西 577
りそな 421
近畿大阪 156

九州
りそな 8

海外ネットワーク

- 海外駐在員事務所
- りそなブルガリア銀行 (現地合併銀行)

● 上海

● 香港

● バンコック

● シンガポール

ジャカルタ本店
MM2100出張所
チカラン出張所
カラワン出張所

● バンドン支店

● スラバヤ支店

2012年3月31日現在

りそなホールディングスの概要

商号	株式会社りそなホールディングス	従業員数	16,881人(連結)
代表者	会長 細谷英二		533人(単体)
	社長 檜垣誠司	事業内容	グループの経営戦略、
本店所在地	東京都江東区木場1丁目5番65号		営業戦略等の策定、グループ内の経営
設立	2001年12月		資源の配分及び子会社各社の経営管理等
資本金	3,404億円	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/

りそな銀行の概要

商号	株式会社りそな銀行	有人店舗数	337店
代表者	社長 岩田直樹	従業員数	9,727人(連結)
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号		9,499人(単体)
設立	1918年5月	預金残高	20兆8,282億円
資本金	2,799億円	貸出金残高	17兆614億円(銀行勘定)
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/

埼玉りそな銀行の概要

商号	株式会社埼玉りそな銀行	有人店舗数	128店(うち埼玉県内126店)
代表者	社長 上條正仁	従業員数	3,163人
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号	預金残高	10兆5,521億円
設立	2002年8月	貸出金残高	6兆4,680億円
資本金	700億円	ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)		

近畿大阪銀行の概要

商号	株式会社近畿大阪銀行	有人店舗数	128店
代表者	社長 池田博之	従業員数	2,262人(連結)
本店所在地	大阪市中央区城見1丁目4番27号		2,231人(単体)
設立	1950年11月	預金残高	3兆2,361億円
資本金	389億円	貸出金残高	2兆4,589億円
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス(100%)	ホームページ	http://www.kinkiosakabank.co.jp/

■ 格付情報

	Moody's		S&P		R&I		JCR	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
りそなホールディングス	—	—	—	—	A	—	—	—
りそな銀行	A2	P-1	A	A-1	A+	a-1	A+	J-1+
埼玉りそな銀行	A2	P-1	—	—	A+	—	A+	J-1+
近畿大阪銀行	A2	P-1	—	—	—	—	—	—